

大仙市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)



令和3年9月

(令和5年5月一部改訂)

秋田県大仙市

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 基本的な事項 | 1 |
| 1 大仙市の概況 | 1 |
| （1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| （2）過疎の状況 | 3 |
| （3）社会経済的発展の方向の概要 | 6 |
| 2 人口及び産業の推移と動向 | 7 |
| （1）人口の推移と今後の見通し | 7 |
| （2）産業の構造 | 9 |
| （3）産業別の現況と今後の動向 | 10 |
| 3 行財政の状況 | 11 |
| （1）行政の状況 | 11 |
| （2）財政の状況 | 12 |
| （3）施設整備水準等の現況と動向 | 13 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針 | 14 |
| （1）将来都市像 | 15 |
| （2）持続的発展に向けた重点的な取組 | 16 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標 | 17 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項 | 18 |
| 7 計画期間 | 18 |
| 8 大仙市公共施設等総合管理計画との整合 | 18 |
| 9 本計画とSDGs | 19 |
| 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 20 |
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 | 20 |
| （1）移住・定住の促進 | 20 |
| （2）地域間交流の促進 | 21 |
| （3）人材育成 | 21 |
| 2 現況と問題点 | 21 |
| （1）移住・定住の促進 | 21 |
| （2）地域間交流の促進 | 22 |
| （3）人材育成 | 23 |
| 3 その対策 | 23 |
| （1）移住・定住の促進 | 23 |
| （2）地域間交流の促進 | 25 |
| （3）人材育成 | 25 |

| | |
|-------------------|----|
| 4 計 画 | 27 |
| 第3章 産業の振興 | 28 |
| 1 産業の振興の方針 | 28 |
| (1) 農林水産業の振興 | 28 |
| (2) 地場産業の振興 | 28 |
| (3) 企業の誘致対策 | 29 |
| (4) 起業の促進 | 29 |
| (5) 商業の振興 | 29 |
| (6) 情報通信産業の振興 | 29 |
| (7) 観光の振興 | 29 |
| (8) コミュニティビジネスの振興 | 30 |
| 2 現況と問題点 | 30 |
| (1) 農林水産業の振興 | 30 |
| (2) 地場産業の振興 | 33 |
| (3) 企業の誘致対策 | 33 |
| (4) 起業の促進 | 33 |
| (5) 商業の振興 | 34 |
| (6) 情報通信産業の振興 | 35 |
| (7) 観光の振興 | 36 |
| (8) コミュニティビジネスの振興 | 36 |
| 3 その対策 | 37 |
| (1) 農林水産業の振興 | 37 |
| (2) 地場産業の振興 | 38 |
| (3) 企業の誘致対策 | 38 |
| (4) 起業の促進 | 39 |
| (5) 商業の振興 | 39 |
| (6) 情報通信産業の振興 | 39 |
| (7) 観光の振興 | 40 |
| (8) コミュニティビジネスの振興 | 40 |
| 4 計 画 | 41 |
| 5 産業振興促進事項 | 46 |
| 6 公共施設等総合管理計画との整合 | 47 |
| 第4章 地域における情報化 | 48 |
| 1 地域における情報化の方針 | 48 |
| (1) 電気通信施設の整備 | 48 |
| (2) 情報化・デジタル化の推進 | 48 |
| 2 現況と問題点 | 48 |
| (1) 電気通信施設の整備 | 48 |
| (2) 情報化・デジタル化の推進 | 49 |
| 3 その対策 | 49 |

| | |
|--|----|
| (1) 電気通信施設の整備 | 49 |
| (2) 情報化・デジタル化の推進 | 49 |
| 4 計 画 | 50 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 51 |
| | |
| 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保 | 52 |
| 1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針 | 52 |
| (1) 市町村道の整備 | 52 |
| (2) 農道、林道の整備 | 52 |
| (3) 交通確保対策 | 52 |
| 2 現況と問題点 | 53 |
| (1) 市町村道の整備 | 53 |
| (2) 農道、林道の整備 | 53 |
| (3) 交通確保対策 | 54 |
| 3 その対策 | 54 |
| (1) 市町村道の整備 | 54 |
| (2) 農道、林道の整備 | 55 |
| (3) 交通確保対策 | 55 |
| 4 計 画 | 56 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 62 |
| | |
| 第6章 生活環境の整備 | 63 |
| 1 生活環境の整備の方針 | 63 |
| (1) 簡易水道、下水処理施設等の整備 | 63 |
| (2) 消防・救急施設の整備 | 63 |
| (3) その他生活環境等の整備 | 63 |
| 2 現況と問題点 | 64 |
| (1) 簡易水道、下水処理施設等の整備 | 64 |
| (2) 消防・救急施設の整備 | 65 |
| (3) その他生活環境等の整備 | 65 |
| 3 その対策 | 67 |
| (1) 簡易水道、下水処理施設等の整備 | 67 |
| (2) 消防・救急施設の整備 | 67 |
| (3) その他生活環境等の整備 | 68 |
| 4 計 画 | 70 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 72 |
| | |
| 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 74 |
| 1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 | 74 |
| (1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策 | 75 |
| (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | 75 |
| 2 現況と問題点 | 76 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策 | 76 |
| (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | 76 |
| 3 その対策 | 77 |
| (1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策 | 77 |
| (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 | 78 |
| 4 計 画 | 80 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 82 |
| 第8章 医療の確保 | 83 |
| 1 医療の確保の方針 | 83 |
| (1) 無医地区対策 | 83 |
| (2) その他の医療の確保対策 | 83 |
| 2 現況と問題点 | 83 |
| (1) 無医地区対策 | 83 |
| (2) その他の医療の確保対策 | 83 |
| 3 その対策 | 84 |
| (1) 無医地区対策 | 84 |
| (2) その他の医療の確保対策 | 84 |
| 4 計 画 | 85 |
| 第9章 教育の振興 | 86 |
| 1 教育の振興の方針 | 86 |
| (1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備 | 86 |
| (2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等 | 86 |
| 2 現況と問題点 | 87 |
| (1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備 | 87 |
| (2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等 | 88 |
| 3 その対策 | 89 |
| (1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備 | 89 |
| (2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等 | 90 |
| 4 計 画 | 92 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 95 |
| 第10章 集落の整備 | 97 |
| 1 集落整備の方針 | 97 |
| 2 現況と問題点 | 97 |
| 3 その対策 | 98 |
| 4 計 画 | 99 |
| 第11章 地域文化の振興等 | 100 |
| 1 地域文化の振興等の方針 | 100 |
| (1) 地域文化の振興等 | 100 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| (2) 地域文化の振興に係る施設の整備等 | 100 |
| 2 現況と問題点 | 100 |
| (1) 地域文化の振興等 | 100 |
| (2) 地域文化の振興に係る施設の整備等 | 101 |
| 3 その対策 | 101 |
| (1) 地域文化の振興等 | 101 |
| (2) 地域文化の振興に係る施設の整備等 | 101 |
| 4 計 画 | 102 |
| 5 公共施設等総合管理計画との整合 | 102 |
| | |
| 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進 | 103 |
| 1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 | 103 |
| 2 現況と問題点 | 103 |
| 3 その対策 | 103 |
| 4 計 画 | 104 |
| | |
| 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 105 |
| 1 その他地域の持続的発展に関し必要な方針 | 105 |
| 2 現況と問題点 | 105 |
| 3 その対策 | 106 |
| 4 計 画 | 107 |
| | |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 108 |

この大仙市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づき、秋田県過疎地域持続的発展方針との整合性に配慮しつつ定めるものである。

第1章 基本的な事項

1 大仙市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は北緯39度27分、東経140度28分で秋田県のほぼ中央に位置し、東は岩手県、西は秋田市、由利本荘市、南は横手市、美郷町、北は仙北市とそれぞれ接している。東方に奥羽山脈、西方に出羽（笹森）丘陵が縦走しており、その間を南から北に流れる雄物川とその支流で東から西に流れる玉川を軸として、広大な仙北平野が形成され、県内有数の穀倉地帯となっている。

面積は866.79平方キロメートルで、東西約44キロメートル、南北約40キロメートルにわたり広がっており、令和2年度における土地利用の内訳は、山林32.3%、田畑24.2%、宅地3.0%、その他40.5%となっている。

本市の気候は、冬期は日本海沿岸に比べ気温が低く、夏期は比較的高温多湿となる典型的な内陸型気候となっている。積雪は最深値211センチメートル（平成25年2月：大曲地域）を記録するなど、豪雪地帯（一部特別豪雪地帯）に属している。

② 歴史的条件

本市は雄物川や玉川等の舟運が発達し、各地域に港や船着場が形成され、広大な仙北平野を背景に米を中心とした農産物の運搬等が行われてきた。特に、大曲地域の角間川地区や中仙地域の長野地区は、大型船の積荷の積み替え地として大きく発展してきたところである。

江戸時代に入ると街道整備が進められ、羽州街道や繋街道、角館街道、刈和野街道等が整備され、宿駅としても発展し、街道の結節点などには本陣、郡役所等が置かれたほか、良質な米と水を大量に確保できたことから、各地には造り酒屋が多く存在していた。

その後、鉄道の開通により港町は衰退し、駅を中心として都市化が進展、特に大曲地域は国や県の施設、商業施設が集積するなど、仙北地方の中心地として発展してきた。また、昭和30年代以降は、豊かな労働力を背景に積極的な企業誘致が進められ、農工一体の発展を遂げてきたところである。

しかしながら、過疎化や少子高齢化の進行、急激な社会経済情勢の変化、さらには地方分権の進展などを背景に、さらなる合併によってそのスケールメリットを活かし、自治体としての基盤強化を図るとともに、効率的な行政運営のもと、多様化・高度化する行政需要に対応するため、平成17年3月22日に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町及び太田町の8市町村が合併し、現在に至っている。

③ 社会的条件

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道 13 号、東西方向の主軸である国道 46 号、105 号により骨格が形成されている。秋田自動車道には大曲、西仙北、協和の各インターチェンジが設置されているほか、国道 13 号が大曲、仙北、神岡、西仙北及び協和地域を南北に、国道 105 号が中仙、大曲及び南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

また、本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道 13 号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備などにより安全で快適な広域道路網の構築が進んでいる。

鉄道については、本県と首都圏等とを結ぶ大動脈である秋田新幹線、通勤・通学・買い物などで多くの利用がある奥羽本線、田沢湖線が運行されている。それらの路線が結節する大曲駅については、県内屈指の乗降客数となっているものの、人口減少の進行やモータリゼーションの進展等を背景に年々減少している。

路線バスについては、大曲バスターミナル及び羽後交通(株)境営業所（協和地域）を中心としてネットワークが形成されているが、利用者が減少傾向にあり、路線の廃止や減便が続いている。

④ 経済的条件

本市の就業構造は、昭和の中・後期までは就業人口、生産額ともに、農業を主体に第 1 次産業が大半を占め、第 3 次産業、第 2 次産業の順であったが、経済社会の変化により産業構造は大きく変化し、平成に入ると、第 1 次産業が減少する一方、小売業・サービス業等の第 3 次産業が増加している。

このような就業構造の変化の要因としては、昭和の高度成長に伴う工業の発達による労働力需要の増加、企業誘致による就業機会の増加、さらには農業の近代化により生じた余剰労働力の他産業への移行や高齢化社会の進行等があげられる。

平成 30 年度の市町村民経済計算推計によると、総生産所得総額は 2,572 億 5 千 5 百万円で、産業別では第 1 次産業 132 億 3 千 8 百万円（構成比 5.1%）、第 2 次産業 625 億 8 千 1 百万円（構成比 24.3%）、第 3 次産業 1,814 億 3 千 6 百万円（構成比 70.5%）となっている。

表 1-1 総生産所得額の推移

(単位:百万円、%)

| 年度 | 総額 | 第 1 次産業 | | 第 2 次産業 | | 第 3 次産業 | |
|----------|---------|---------|-----|---------|------|---------|------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 平成 12 年度 | 253,713 | 14,778 | 5.8 | 76,564 | 30.2 | 162,371 | 64.0 |
| 平成 17 年度 | 280,479 | 13,676 | 4.9 | 66,145 | 23.6 | 200,658 | 71.5 |
| 平成 22 年度 | 244,373 | 11,385 | 4.7 | 51,888 | 21.2 | 181,100 | 74.1 |
| 平成 27 年度 | 236,706 | 10,861 | 4.6 | 49,331 | 20.8 | 176,514 | 74.6 |
| 平成 29 年度 | 247,155 | 12,821 | 5.2 | 53,447 | 21.6 | 180,887 | 73.2 |
| 平成 30 年度 | 257,255 | 13,238 | 5.1 | 62,581 | 24.3 | 181,436 | 70.5 |

(市町村民経済計算推計)

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

平成 27 年国勢調査における本市の総人口は 82,783 人で、昭和 30 年の 123,158 人をピークに減少を続けており、この 60 年間の減少数は 40,375 人で、減少率は 32.8 %となっている。

この間の人口動向をみると、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけては、高度経済成長下における都市部への人口流出が続いたが、企業誘致などによる雇用対策や定住対策等により人口減少に歯止めがかかった時期もあったものの、近年は若年層等の人口流出とともに出生率の低下による人口減少が続き、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少し、老年人口の割合は急激な伸びとなっている。この傾向は今後も続くことが予想されており、地域活力の衰退を防ぐための多くの解決すべき課題を抱えている。

表 1-2 地域別人口と世帯数の推移

(単位:人、世帯)

| 地域名 | 昭和35年 | 昭和40年 | 昭和50年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 大曲 | 41,090 | 39,900 | 40,581 | 41,545 | 40,429 | 39,922 | 39,615 | 37,863 | 36,561 | 35,873 |
| 神岡 | 7,642 | 7,399 | 6,732 | 6,498 | 6,438 | 6,346 | 6,209 | 5,824 | 5,529 | 5,126 |
| 西仙北 | 15,952 | 14,799 | 13,099 | 12,440 | 12,140 | 11,554 | 10,897 | 10,201 | 9,389 | 8,429 |
| 中仙 | 15,175 | 14,071 | 12,913 | 12,930 | 12,745 | 12,177 | 11,870 | 11,279 | 10,645 | 9,524 |
| 協和 | 14,098 | 12,535 | 10,325 | 10,348 | 10,013 | 9,615 | 9,307 | 8,710 | 7,785 | 6,841 |
| 南外 | 7,037 | 6,373 | 5,299 | 5,248 | 5,136 | 4,990 | 4,721 | 4,396 | 3,993 | 3,604 |
| 仙北 | 9,559 | 8,791 | 8,190 | 8,452 | 8,357 | 8,122 | 7,905 | 7,791 | 7,477 | 7,045 |
| 太田 | 9,813 | 9,025 | 8,305 | 8,465 | 8,306 | 8,153 | 7,802 | 7,288 | 6,922 | 6,341 |
| 人口計 | 120,366 | 112,893 | 105,444 | 105,926 | 103,564 | 100,879 | 98,326 | 93,352 | 88,301 | 82,783 |
| 世帯数 | 22,356 | 23,900 | 25,657 | 26,731 | 27,144 | 27,702 | 28,623 | 28,381 | 28,354 | 28,198 |

(国勢調査)

② これまでの対策

本市は、平成 17 年 3 月 22 日、8 市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併前に過疎地域であった西仙北町、協和町及び南外村では、過疎法に基づく計画のもと、産業の振興をはじめ交通網や生活環境の整備、教育・文化施設等の整備を中心に、地域の活性化を図るための諸施策を推進するとともに、高齢者支援や定住促進、企業誘致による雇用確保等の過疎対策に取り組んできている。

また、非過疎地域を含む合併前の各市町村では、それぞれのまちづくり計画や総合発展計画・振興計画等により、長期展望のもとにその時代に即応した計画をそれぞれ推進し、明るく豊かなまちづくりを目標とした地域の活性化に努めてきたところであり、自主財源に乏しく、依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政状況の中、特に、生活道路をはじめとする交通体系の整備、教育・文化施設の整備、老人福祉施設等の建設による福祉の充実、上下水道の整備等による生活環境の充実に取り組んできたところである。

合併後は、合併と同時にみなし過疎地域の指定を受け、平成 17 年度から 21 年度

及び平成 22 年度から令和 2 年度までの 2 度にわたり「過疎地域自立促進計画」を策定し、生産機能の向上による農業の振興をはじめ生活環境の整備、福祉施策の充実等により、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に努めてきたところである。

③ 現在の課題

これまでの過疎対策の実施により、生活水準の向上や都市機能の維持などが図られ、地域の維持・発展に向けた素地は形づくられてきたものの、人口減少は依然として続いており、この現状を打開し、本市を持続的に発展させていくためには、さらなる対策の継続と強化が求められている。

現在の人口減少は、若者の首都圏等への流出が大きな要因であると考えられることから、若者の地元定着・回帰を促進するとともに、県外からの移住者を増加させ、社会減に歯止めをかけることが大きな課題となっている。また、将来的な移住につながる関係人口の創出や、交流人口の増加に資する地域間交流の促進も必要となっており、加えて、人口減少や高齢化の影響により地域経営の担い手となる人材不足が顕在化してきていることを踏まえ、人材の確保・育成も課題となっている。

産業については、地域経済を支え、就業機会と所得をもたらす地域活力の源であり、農林業、商工業を中心に引き続き振興を図る必要がある。農林業については、複合型生産構造への転換や農林水産物の高付加価値化、6 次産業化、地域農業を牽引する担い手の確保・育成、畜産振興等を図るとともに、効率的な農業生産に不可欠な生産基盤の整備等の一層の推進が必要となっている。また、豊富な森林資源の活用による林産業の振興を図るとともに、農山村の多面的機能の維持に資する農地の保全活動等の継続が必要となっている。商工業については、既存企業の高度化や競争力の強化、地域資源を活かした新たな産業の創出・安定化を図るとともに、雇用創出と若者定住に直結する企業誘致の一層の推進や起業の促進なども重要な課題となっている。また、市民の生活を支える商業の振興や「大曲の花火」をはじめ本市が有する伝統文化や史跡・文化財、自然等豊かな地域資源を活かした観光の振興なども課題となっている。

地域格差の解消や市民の利便性向上に資する情報通信技術については、産業、教育、医療、福祉等の分野におけるネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス、ビジネスの創出に不可欠なものであることから、情報化推進の屋台骨となる情報通信基盤の整備を進めるとともに、市民生活に身近な幅広い分野において情報化・デジタル化を推進し、地域課題の解決や利便性の高い行政サービスの提供を図る必要がある。

地域の社会・経済の基盤となる道路は、過疎地域の持続的発展に不可欠な要素であることから、継続した整備が求められている。市道については、国道や県道等と連携した安全・安心な道路網の形成に向けて、高速交通ネットワークの優位性を活かした利便性の高い幹線道路の整備や、狭隘道路の拡幅、通学路等歩道の整備など生活道路の整備・改良が必要となっており、農道・林道については、地場農林産物の生産活動の高度化・近代化・市場拡大を図るため、一層の計画的な整備が求められている。また、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械や消融雪施設の整備等、除排雪体制の充実・強化が課題となっている。公共交通につい

ては、幹線バス路線の維持・確保に加え、地域の実情に応じた多様な交通システムを引き続き運行するとともに、免許返納者の増加等に伴う交通弱者対策の継続・強化も課題となっている。

住みやすさを実感でき、利便性と安全性の高い生活環境の整備は、定住の促進や人口流出の抑制に欠かせない要素であることから、生活基盤の形成に向けて、水道施設や下水道処理施設等の整備・維持管理、循環型社会の形成を念頭に置いた衛生環境の整備の推進が必要となっている。また、災害に強いまちづくりの推進として広域消防・消防団等との連携による消防力・防災体制の強化や消防防災施設・備蓄品の整備充実に加え、災害の未然防止の観点から自然環境の保全が求められている。さらに、安心して快適な生活・居住環境の整備を図るため、市営住宅や空き家の適正管理等による住環境の改善を促進する必要があるほか、公園・駐車場等の改修整備、市管理河川の整備なども課題となっている。

本市の持続的発展にとって最も重要な要素のひとつとなる人口については、一定の規模と安定した構造が必要であるとの観点から、人口の自然増に向けて、安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じながら、子どもが健やかに成長できる環境、子育てと仕事が両立できる環境の構築、未婚化・晩婚化の進行を踏まえた出会い・結婚支援など、出産・子育て等を社会全体で応援する仕組みづくりが求められている。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に捉えた包括的な対応が求められているほか、高齢者の健康増進・健康寿命延伸のための取組や自立と生きがいづくり、健康意識の醸成や疾病予防のための体制の整備が必要となっている。

市民が地域で安心して生活していくためには、必要な医療サービスを適切に受けられる環境が不可欠であることから、新たな無医地区の発生防止や医師等の安定確保、病診連携の推進等による地域医療体制の維持を図るとともに、がん医療や救急医療などの高度医療の充実やがん検診の受診促進などが求められている。加えて、高齢化の進行により認知症医療への需要が高まっている状況から、その対応が課題となっており、また、不妊治療などの治療費が高額な医療に対し、経済的負担の軽減を図るなどの対応も求められている。

本市の将来の担い手を育む教育の振興については、児童生徒の減少に対応した少人数学習の推進や学校の規模の見直し等のほか、社会に貢献できる人材の育成や、基礎学力の定着とグローバルな資質・能力の育成、様々な課題を持つ児童生徒に対する支援体制と特別支援教育の充実も課題となっている。また、その振興に不可欠な学校施設等の多くが経年劣化している状況から、計画的な修繕・更新が必要となっていることに加え、学校統合等に伴い遠距離通学となった児童生徒の通学手段の確保や、廃校となった校舎の利活用・解体撤去等も課題となっている。さらに、社会教育等については、市民が心豊かに生きがいのある人生を送ることができるよう、学習機会の充実や指導者の育成、生涯学習推進基盤の確立として図書館や公民館、集会施設等の計画的な整備・改修が求められている。また、スポーツの振興を図るため、指導者の育成やスポーツ関連団体の育成・活動促進、既存スポーツ施設の計画的改修を進めるとともに、スポーツを核に交流人口の増加を生む地方創生に資するスポーツ拠点施設の整備・活用などが求められている。

地域の基礎を成す集落等については、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等

によりコミュニティの希薄化や地域活動の停滞等が顕在化し、これまで培われてきた互助制度や冠婚葬祭、伝統行事などの存続が困難となってきた状況にあり、将来にわたる共同体機能の維持・活性化が課題となっている。また、集落等で増加する高齢世帯等への除排雪対策や移動手段の確保などへの対応のほか、小規模・高齢化集落等への対応として、近隣集落との連携や高齢者の見守り体制の確立など、地域特性に応じた対策も必要となっている。

地域活力の創出に不可欠な地域文化の振興については、地域文化の継承と創造が重要な要素であることから、地域文化活動の維持促進や郷土意識の醸成、芸術文化活動を担う人材・団体の育成、芸術文化に接する機会の創出を図るとともに、その活動拠点となる施設等の計画的整備・改修を進めていく必要がある。また、本市の貴重な財産である史跡・文化財・名勝等については、その歴史的価値を市民と共有しつつ保護・保全に努めるとともに、地方創生に資する文化・観光推進の一環として効果的な活用が課題となっている。

地域の持続的発展の基礎的要素である環境対策については、地球規模の環境変化を背景に、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な行動が求められており、本市の豊かな水資源や森林資源などのポテンシャルを有効活用した再生可能エネルギーの導入推進や、環境に配慮した生活様式の実践、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進などが必要となっている。

④ 今後の見通し

現在の人口減少の流れは、日本全体の社会・経済の構造的な問題を背景に今後も続くものと考えられることから、激変する社会情勢や高度化・多様化する住民のニーズを的確に把握しながら、「第2次大仙市総合計画」のもと、限られた財源の効率的運用に努めつつ、前述した課題の解決に向けて、ハード・ソフト両面にわたる施策を着実に推進する必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本市の社会経済発展のためには、市民生活を支え、経済産業を振興させる基盤を整備し、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかけ、市民が住みやすさを実感し、愛着が持てる活力に満ちた地域社会の実現を図ることが必要である。

若者の地元定着や首都圏等からの移住促進を一層強化しつつ、市民誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる環境の整備や、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに引き続き取り組むとともに、利便性と安全性の高い生活環境や地域医療体制、教育環境などの充実に努めることとする。

また、県内屈指の優れた交通利便性をはじめとする本市の強みやポテンシャルを最大限活かしつつ、強い農林畜産業の実現に向けた生産構造への転換や担い手の確保、基盤整備等の推進を図るとともに、地元商工業の振興や企業誘致の推進、雇用の維持・創出や起業の促進などに力を入れるほか、「大曲の花火」をはじめとする豊かな地域資源の活用による観光振興、世界の潮流を捉えた環境対策などに取り組んでいくこととする。

さらに、社会経済の持続的発展の礎となる道路・交通・情報通信基盤についても維持・充実に努めるとともに、地域の活力づくりに向けた集落等の維持・活性化や地域文

化の振興等に取り組むこととする。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

① 人口の増減

本市の人口（国勢調査）は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 82,783 人である。昭和 35 年に 120,366 人であった本市の人口は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて、高度経済成長下における都市部への流出と出生率低下に伴う自然減などにより減少が続き、昭和 35 年から平成 27 年までの 50 年間で 37,583 人、率にして 31.2%の減少となっている。

昭和 35 年から 5 年ごとの減少率を見ると、昭和 40 年 6.2%、昭和 45 年 4.0%、昭和 50 年 2.7%と減少し、昭和 55 年には初めて 0.9%（984 人）増加したが、その後、再び減少に転じ、昭和 60 年 0.5%減、平成 2 年 2.2%減、平成 7 年 2.6%減、平成 12 年 2.5%減、平成 17 年 5.1%減、平成 22 年 5.4%減、平成 27 年 6.2%減と、率の上昇を伴いながら減少を続けている。

近年は、若年層を中心とした人口の流出とそれに伴う出生率の低下が人口減少の大きな要因となっており、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」によると、令和 12 年には 65,157 人、令和 27 年には平成 27 年から約 4 割減少し、48,103 人になると推計されている。

② 人口の構成

昭和 35 年から平成 27 年までの年齢別人口及び構成比をみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、40,552 人（33.7%）から 8,725 人（10.5%）に激減し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、74,299 人（61.7%）から 45,386 人（54.8%）に減少しているが、構成比はほぼ横ばいとなっている。一方で、65 歳以上の老年人口は、5,515 人（4.6%）から 28,672 人（34.6%）に急増している。また、15 歳から 29 歳までの若年者人口は、29,736 人（24.7%）から半減し、8,527 人（10.3%）となっている。

こうした傾向は、出生率の低下、若年層を中心とした人口流出、高齢者比率の上昇とも相まって、今後も続くことが懸念されている。

表 1-3 (1) 人口の推移

(単位:人、%)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 120,366 | 112,893 | △ 6.2 | 108,374 | △ 4.0 | 105,444 | △ 2.7 | 106,428 | 0.9 |
| 0 歳～1 4 歳 | 40,552 | 32,381 | △20.1 | 25,454 | △21.4 | 21,899 | △14.0 | 20,887 | △ 4.6 |
| 1 5 歳～6 4 歳 | 74,299 | 73,838 | △ 0.6 | 74,545 | 1.0 | 73,377 | △ 1.6 | 73,322 | △ 0.1 |
| うち15歳～29歳(a) | 29,736 | 25,894 | △12.9 | 24,856 | △ 4.0 | 23,117 | △ 7.0 | 21,044 | △ 9.0 |
| 6 5 歳以上(b) | 5,515 | 6,674 | 21.0 | 8,375 | 25.5 | 10,168 | 21.4 | 12,219 | 20.2 |
| (a)／総数 若年者比率 | 24.7 | 22.9 | — | 22.9 | — | 21.9 | — | 19.8 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 4.6 | 5.9 | — | 7.7 | — | 9.6 | — | 11.5 | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 105,926 | △ 0.5 | 103,564 | △ 2.2 | 100,879 | △ 2.6 | 98,326 | △ 2.5 | 93,352 | △ 5.1 |
| 0 歳～1 4 歳 | 20,281 | △ 2.9 | 18,120 | △10.7 | 15,413 | △14.9 | 13,225 | △14.2 | 11,234 | △15.1 |
| 1 5 歳～6 4 歳 | 71,126 | △ 3.0 | 67,987 | △ 4.4 | 63,972 | △ 5.9 | 59,726 | △ 6.6 | 54,479 | △ 8.8 |
| うち15歳～29歳(a) | 17,010 | △19.2 | 15,015 | △11.7 | 14,547 | △ 3.1 | 14,312 | △ 1.6 | 12,329 | △13.9 |
| 6 5 歳以上(b) | 14,519 | 18.8 | 17,457 | 20.2 | 21,494 | 23.1 | 25,375 | 18.1 | 27,639 | 8.9 |
| (a)／総数 若年者比率 | 16.1 | — | 14.5 | — | 14.4 | — | 14.6 | — | 13.2 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 13.7 | — | 16.9 | — | 21.3 | — | 25.8 | — | 29.6 | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-----------------|--------|-------|--------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 88,301 | △ 5.4 | 82,783 | △ 6.2 |
| 0 歳～1 4 歳 | 9,743 | △13.3 | 8,725 | △10.4 |
| 1 5 歳～6 4 歳 | 50,632 | △ 7.1 | 45,386 | △10.4 |
| うち15歳～29歳(a) | 10,163 | △17.6 | 8,527 | △16.1 |
| 6 5 歳以上(b) | 27,919 | 1.0 | 28,672 | 2.7 |
| (a)／総数 若年者比率 | 11.5 | — | 10.3 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 31.6 | — | 34.6 | — |

(国勢調査)

表 1-3 (2) 人口の見通し

(単位:人)

| 区 分 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 | 令和27年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 76,951 | 70,977 | 65,157 | 59,504 | 53,771 | 48,103 |
| 15歳未満 | 7,928 | 7,048 | 6,269 | 5,496 | 4,796 | 4,152 |
| 15～64歳 | 39,791 | 35,404 | 31,621 | 28,558 | 25,085 | 21,513 |
| 65歳以上 | 29,232 | 28,525 | 27,267 | 25,450 | 23,890 | 22,438 |

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計))

(2) 産業の構造

本市の就業人口は、総人口と同様に減少傾向で推移しており、昭和35年に57,386人であった就業人口は、平成27年にかけて15,886人、率にして27.7%減少し、41,500人となっている。

産業別の就業人口比率について、昭和60年から平成27年までの30年間の推移をみると、第1次産業は33.2%から13.8%と大幅な減少となっている一方で、第2次産業は24.8%から25.6%、第3次産業は42.0%から60.6%に増加しており、本市の就業構造は大きく変化している。

このような傾向は、第1次産業部門である農林業の近代化等により今後も続くものと考えられる。こうした要因により流出した就業者は、地元誘致企業のほか、通勤圏内である秋田市、横手市などの企業を中心に、所得水準の高い第2次、第3次産業へと移行している。これは平成27年度の総生産額に対する比率が、第1次産業が4.6%、第2次産業が20.8%、第3次産業が74.6%と、第2次・第3次産業で全体の95%強を占めていることにも表れている。

表 1-4 産業別就業人口比率の動向

(単位:人、%)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-------|--------|-----|--------|-------|--------|-----|--------|-------|--------|-------|
| | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 |
| 就業者総数 | 57,386 | 5.4 | 56,686 | △ 1.2 | 59,102 | 4.3 | 55,985 | △ 5.3 | 55,740 | △ 0.4 |
| 第1次産業 | 63.2 | — | 62.6 | — | 57.4 | — | 48.1 | — | 36.1 | — |
| 第2次産業 | 9.2 | — | 9.7 | — | 11.4 | — | 15.7 | — | 22.3 | — |
| 第3次産業 | 27.6 | — | 27.7 | — | 31.2 | — | 36.2 | — | 41.6 | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 |
| 就業者総数 | 54,745 | △ 1.8 | 54,146 | △ 1.1 | 51,991 | △ 4.0 | 50,115 | △ 3.6 | 46,698 | △ 6.8 |
| 第1次産業 | 33.2 | — | 25.5 | — | 19.7 | — | 15.4 | — | 16.0 | — |
| 第2次産業 | 24.8 | — | 31.1 | — | 32.6 | — | 32.7 | — | 28.5 | — |
| 第3次産業 | 42.0 | — | 43.4 | — | 47.7 | — | 51.9 | — | 55.5 | — |

| 区 分 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 総数・率 | 増減率 | 総数・率 | 増減率 |
| 就業者総数 | 42,349 | △ 9.3 | 41,500 | △ 2.0 |
| 第1次産業 | 14.5 | — | 13.8 | — |
| 第2次産業 | 26.5 | — | 25.6 | — |
| 第3次産業 | 59.0 | — | 60.6 | — |

(国勢調査)

(3) 産業別の現況と今後の動向

① 第1次産業

平成22年から令和2年までの10年間で、第1次産業の基幹である農業を営む販売農家数は、6,333戸から3,779戸と2,554戸減少している。また、主業・副業別では、主業農家が1,252戸から734戸、準主業農家が1,814戸から612戸、副業的農家が3,267戸から2,434戸と、それぞれ大幅に減少している。

農家人口については、10年間に26,996人から10,716人と16,280人減少しており、市町村民経済計算推計によると、平成17年から平成27年までの10年間の総生産額については、136億7千6百万円から108億6千1百万円、20.6%の減少となっている。

農林業の現状については、農業・林業とも、かねてからの課題である生産性の低さに加え、就業者の高齢化や後継者不足などが進んでおり、今後も厳しい状況が続くものと考えられることから、複合型生産構造への転換や農林水産物の高付加価値化、担い手の確保、基盤整備などの取組が一層求められている。

② 第2次産業

第2次産業における平成17年から平成27年までの10年間の就業者数は、長引く景気の低迷を反映し、13,292人から10,617人と2,675人減少している。また、工業統計調査による平成17年から平成27年までの10年間における事業所数も、257事業所から202事業所に激減している。

市町村民経済計算推計によると、総生産額は、平成17年から平成27年までの10年間で、661億4千5百万円から493億3千1百万円と168億1千4百万円の大幅な減少となっている。

こうした背景には、平成20年秋のアメリカの金融危機に端を発する世界同時不況や平成23年に発生した東日本大震災が大きく影響したものと考えられる。その後、平成24年頃からは景気が回復基調となり、地方においても経済や雇用環境に改善の兆しがみられてきたが、令和元年に発生した新型コロナウイルスによる深刻な影響を受け、再び厳しい状況に置かれている。

この間、経済のグローバル化や企業の海外移転、第4次産業革命の進展によるIoTやAI等の技術革新、生産年齢人口の減少による人材不足の顕在化など、第2次産業を取り巻く環境は大きく変化しており、引き続き国内外の経済動向を注視しつつ、コロナ禍を機に急速な進展を見せるデジタルトランスフォーメーション(DX)の積極的な推進なども念頭に、企業の育成を図っ

ていく必要がある。

③ 第3次産業

第3次産業における平成17年から平成27年までの10年間の就業者数は、25,925人から24,805人と1,120人、4.3%の減少となっている。

市町村民経済計算推計によると、総生産額は、平成17年から平成27年までの10年間で、2,006億5千8百万円から1,765億1千4百万円と241億4千4百万円、12.0%の減となっている。

第3次産業については、個人所得の低迷などによる消費支出の動向に大きく左右されるものであり、昨今の人口減少や人口構造の変化、コロナ不況等の影響により今後も厳しい状況が続くものと考えられることから、成長産業への転換なども視野に入れながら、必要な対策を講じていくことが求められている。

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本市は、地方分権の確かな受け皿となることを目指し、財政の基盤強化や生活の実態に即した行政運営を図るための手段として市町村合併を選び、平成17年3月に隣接する8市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併当初の行政組織は1本庁8総合支所であったが、その後の見直しなどにより、現在は1本庁7支所で組織されている。

行政運営にあたっては、市民との協働によるまちづくりを旗印に、地域自治区単位に設置した地域協議会などを通じて地域の声が行政に届く仕組みの確立に努めるとともに、市政全般にわたる評価を伺う市政評価の実施、地域の課題に迅速かつ柔軟に対応するための「地域振興事業（地域枠予算）」や、地域に眠る資源を発掘し、磨き上げ、新たな地域活力の源泉としての活用を目指す「地域の魅力再発見事業」の創設などにより、市民と一体となったまちづくりに取り組んできた。平成18年3月には、市政運営の基本となる総合計画を策定し、将来都市像に掲げる「人が活き 人が集う 夢のある田園交流都市」の実現に向けた施策や事業を進めている。

また、行政運営の効率化と円滑化を図るため、これまで3次にわたる行政改革大綱に基づき、行政組織の簡素化をはじめ、指定管理者制度の導入による公的施設の民間委託等の推進、第三セクターの見直し、保育園・幼稚園・老人保健施設・特別養護老人ホームの法人化等の取組を進めてきた。しかしながら、合併特例措置期間の終了に伴う普通交付税の段階的縮減や、人口減少の進行等に伴う市税収入の伸び悩み、さらには高齢化率の上昇に伴う社会保障関係費の自然増、老朽化する公共施設の維持管理経費の増加などにより財政状況は厳しさを増すとともに、社会構造や人口構造の変化に伴い多様化・高度化する市民ニーズ、コロナ禍で急速に進展するデジタル化への流れや働き方改革など、本市を取り巻く環境は大きく変化して来ていることから、行財政資源の最適配分や行政サービスの最適化を通じて市民目線に立った行政サービスのさらなる向上を図るため、令和2年に「大仙市行政サービス改革大綱」を策定し、「将来を見据えた行政サービスの最適化」を基本方針に取組を進めている。

広域行政については、一部事務組合である大曲仙北広域市町村圏組合等を通じて近隣市町との連携・協力を図っており、消防・救急業務をはじめ介護保険、ごみ・し尿処理施設、斎場等広域的な取組が必要とされる行政サービスの安定的かつ効率的な提供に努めている。

(2) 財政の状況

本市はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併し誕生したことに加え、その後においても人口減少や人口構造の変化等に伴う市税収入の伸び悩みなどにより、令和元年度における財政力指数は全国の類似団体平均を下回る 0.34 となっている。加えて、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の縮減や、高齢化率の上昇に伴う社会保障関係費の自然増などにより、財源不足を財政調整基金に依存する厳しい財政運営を余儀なくされている。

市債残高については、合併前後に普通建設事業を全域的に実施した結果、平成 19 年度末にピークを迎え、普通会計で 625 億円、全会計では 1,109 億円と莫大な残高となっていた。その後、平成 20 年度決算時点で、実質公債費比率が地方財政法で定める基準値を超えたため、平成 21 年度から 28 年度を期間とする公債費負担適正化計画を策定し、市債発行額の抑制による残高の圧縮や低利子への借り換えなど、公債費の適正な管理に計画的に取り組んできた。

このほか、徴収体制の強化等による自主財源の確保や、定員適正化計画に基づく人件費の抑制、補助金、公共施設の運営コストの見直しをはじめ、事務事業全体にわたる徹底した歳出削減、さらには基金への積み増しなど、財政の健全化に取り組んできた結果、着実に財政指標は改善しており、令和元年度決算においては、実質公債費比率 11.3%、将来負担比率 127.5%となっている。しかしながら、県内市町村や全国類似団体平均を未だ大きく上回る状況にある。

このようなことから、今後の財政運営にあたっては、人口減少や少子高齢化の進行、地方分権の推進、多様化する社会情勢など将来の変化を見据え、持続可能な歳出構造の改革に努めるほか、職員数の適正管理や市債発行額の抑制、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合など、健全な行財政運営に努める必要がある。

表 1-5 財政の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 51,872,667 | 50,438,981 | 46,842,163 |
| 一般財源 | 30,964,962 | 31,061,410 | 28,837,142 |
| 国庫支出金 | 8,466,596 | 7,135,611 | 5,725,833 |
| 都道府県支出金 | 2,592,966 | 3,603,828 | 3,401,264 |
| 地方債 | 5,660,472 | 4,529,140 | 3,879,438 |
| うち過疎債 | 504,500 | 848,900 | 670,200 |
| その他 | 4,187,671 | 4,108,992 | 4,998,486 |
| 歳出総額 B | 50,893,836 | 48,726,135 | 45,192,572 |
| 義務的経費 | 20,530,804 | 19,189,372 | 18,070,438 |
| 投資的経費 | 8,052,525 | 5,331,349 | 4,225,529 |
| うち普通建設事業費 | 7,871,609 | 5,240,681 | 3,792,180 |
| その他 | 21,578,837 | 23,169,089 | 22,072,297 |
| 過疎対策事業費 | 731,670 | 1,036,325 | 824,308 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 978,831 | 1,712,846 | 1,649,591 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 186,534 | 76,922 | 110,130 |
| 実質収支 C-D | 792,297 | 1,635,924 | 1,539,461 |
| 財政力指数 | 0.35 | 0.34 | 0.34 |
| 公債費負担比率 | 19.4% | 16.6% | 16.8% |
| 実質公債費比率 | 18.8% | 15.1% | 11.3% |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 89.1% | 89.4% | 92.9% |
| 将来負担比率 | 168.1% | 136.9% | 127.5% |
| 地方債現在高 | 61,084,956 | 58,399,912 | 53,905,335 |

(地方財政状況調査)

(3) 施設整備水準等の現況と動向

主な公共施設の整備水準は「表 1-6 主要公共施設等の整備状況」のとおりであるが、市道については、幹線道路、都市計画道路等の整備を計画的に進めており、改良率及び舗装率は改善されてきているものの、集落が散在していることなどから集落内の生活道路等は整備が進んでいない状況にある。今後も計画的に改良事業を進めるとともに、路面等の劣化に伴う補修を行うなど適切な維持管理に努めていく必要がある。

農道については、ほ場整備事業とあわせて合理化を図りながら整備が進められているほか、林道についても国・県の補助を活用しながら、着実に整備延長が伸びている。

水道については、上水道 1 施設、簡易水道 30 施設が稼働しており、あわせて 76.6%まで普及しているが、県平均の普及率とは未だ大きな差がある。自家用井戸等を水源として利用している地域があることから、地域の意向と費用対効果を踏まえた適切な対応が必要である。

下水道については、水洗化率が 69.2%となっており、引き続き公共用水域の水質保

全と快適で環境に優しい生活環境の創出に努めていく必要がある。

病床数については、入院病床を有する市立の病院が1施設のみであり、直近の人口千人あたりの病床数は1.5床となっている。

これら公共施設については、整備から相当の年数が経過し、老朽化が顕著となってきたものが多く、人口減少の進行や人口構造の変化の見通しに立脚しつつ、財政状況を踏まえた効率的かつ計画的な整備が急務となっている。

表1-6 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 平成 27 年度末 | 令和元 年度末 |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 市町村道 改良率 (%) | 22.5 | 44.7 | 54.7 | 60.1 | 61.8 | 52.7 |
| 舗装率 (%) | 18.1 | 38.6 | 47.3 | 51.7 | 52.4 | 54.9 |
| 農道延長 (m) | — | — | — | 39,766 | 39,766 | 36,571 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m) | 54.8 | 24.1 | 9.8 | — | — | — |
| 林道延長 (m) | — | — | — | 186,096 | 190,764 | 193,430 |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m) | 16.0 | 11.1 | 11.5 | — | — | — |
| 水道普及率 (%) | 56.3 | 65.7 | 68.7 | 74.3 | 75.8 | 76.6 |
| 水洗化率 (%) | — | — | 33.7 | 70.0 | 63.1 | 69.2 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 1.0 | 1.1 | 1.4 | 1.6 | 1.4 | 1.5 |

4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成 17 年 3 月に 8 市町村(大曲市・仙北郡の一部)の合併によって誕生した新市であるが、合併前に過疎法に基づく過疎地域指定を受けていた市町村は、西仙北町、協和町及び南外村の 3 町村で、大曲市、神岡町、中仙町、仙北町及び太田町は非過疎地域であった。

合併と同時に同法 33 条 1 項の規定により、本市全域がいわゆる「みなし過疎地域」の指定を受け、同法に基づく自立促進計画(平成 17~21 年度及び平成 22~令和 2 年度)のもと、新市の基礎固めとあわせ過疎対策を進めてきたところである。

過疎対策にあたっては、合併前の過疎指定地域だけではなく、全体最適の観点から市全体のバランスに配慮した取組が必要であるとの考えのもと、農林業生産基盤整備をはじめとする産業の振興、生活道路等の交通体系の整備や情報通信基盤等の整備、上下水道、消防施設等の生活環境の充実、保育園や老人福祉施設等の整備による福祉環境の充実、教育・文化施設等の整備を中心に、条件不利の克服に向けた社会インフラ等の生活基盤整備を計画的かつ継続的に進めてきたところである。

また、平成 22 年の法改正に伴い新設された過疎地域自立促進特別事業、いわゆる「過疎ソフト」を活用し、産業振興や雇用対策、空き家対策、集落の維持・活性化、高齢者や子育て世帯への支援など、幅広い分野において市民が安心して暮らし続けることができる地域社会の形成にも取り組んできた。

こうした取組により、生活水準の向上や都市機能の維持など一定の成果が上がってい

るものの、人口減少や高齢化の進行は続いており、若年者比率の低下と相まって基幹産業である農業をはじめとする産業人材の担い手・後継者不足や、通院や買い物のための地域公共交通の維持・確保、農地や森林の荒廃、公共施設やインフラの老朽化など、依然として多くの課題を抱えている。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、東京一極集中のリスクが浮き彫りとなり、分散型国土形成の視点から過疎地域を含む地方の重要性が改めて認識されるとともに、若い世代を中心とした価値観の多様化により田舎暮らしや田園回帰志向が高まっており、実際に東京圏への転入超過数は鈍化するなど、一極集中の傾向に変化が見られるほか、テレワークやビジネスのオンライン化が加速するなど、働き方やビジネススタイルは大きく変化しており、地方への関心が高まっている。

さらには、今や世界の共通言語となっているSDGsの推進やカーボンニュートラルの実現に向け、地方の価値が見直されるとともに、その役割に期待が集まっている。

今後は、これまでの取組に加え、新たな潮流を追い風に、地域の多様な主体と連携しながら、本市への新たな人の流れの創出や、デジタル社会の構築に向けた取組の推進により持続可能な地域社会を形成するとともに、個性あふれる魅力的な地域資源を磨き上げ、地域活力の向上、地域の活性化、そして地方創生につなげていくべく、「第2次大仙市総合計画」（平成28年3月）に定める将来都市像の実現を基本方針に、「第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月）とも連携・連動しながら、地域の持続的な発展に資する施策を着実に講じていくことで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

（1）将来都市像

本市の将来都市像については、「第2次大仙市総合計画」において、「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」と掲げている。これは、本市の自然環境、田園との調和を図りながらも、魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造と、本市に住む人々、本市を訪れる人々の潤いと賑わいが調和する夢のある都市の実現を目指すもので、合併後に策定した「大仙市総合計画」の将来都市像を継承したものである。

また、将来都市像の実現には、市民一人ひとりが手を取り合い、心をつなぎながら、希望に満ちた大仙市の未来を創造していくことが重要であることから、サブタイトルとして「～ところをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～」を掲げている。

さらに、この将来都市像には、市民からの要望が高い施策、及びそれらの課題解決のためのキーワードに着目した3つの基本理念として、「生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまち」、「ともに助け合い支え合う安全・安心のまち」、「豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまち」を掲げており、計画の着実な推進により実現を図ることとしている。

【大仙市の将来都市像】

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」

～ところをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～

(2) 持続的発展に向けた重点的な取組

人口減少や少子高齢化の進行を背景に、暮らしや雇用への不安が高まっており、地域の活力の低下が懸念されている。このような問題を解決し、将来都市像を実現するため、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと働ける活力と創造にみちたまちづくり、お互いを思いやり、助け合いそして支え合う安全・安心なまちづくり、ふるさと大仙を大切に、誇りと愛着を持つ人材にあふれ、豊かな自然と生活基盤の調和が図られた、魅力に富んだまちづくりを推進していく。

① 生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまちづくり

- ・ 市民が生き生きとした生活を送るためには、産業の振興が重要であり、産業は、就業機会の創出や所得の向上をもたらす、地域の活力を生む源である。本市が有する地域資源等（地元の特産品、ものづくり技術、本市に縁のある人物など）を有機的に結びつけ、大仙市の強みとして活かしたオリジナリティあふれる産業振興を行うことで、創造的で魅力あふれるまちを目指す。
- ・ 市民が元気で健康的な生活を送るためには、心身ともに充実している必要がある。本市では、小さい子どもから高齢者まで、幅広い世代に対する各種保健・福祉施策やスポーツ振興を継続的に実施することによって、市民一人ひとりが活気と活力にみちた笑顔いっぱい、元気いっぱいのまちを目指す。

② とともに助け合い支え合う安全・安心のまちづくり

- ・ 市民が生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、男女が「社会」「家庭」「地域」においても対等なパートナーとして互いに協力し、尊重し合うことが重要である。仕事や家庭、地域生活などにおいて、性別を問わず、個々人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍し、ともに夢や希望を実現できる優しさにみちた安心感のあるまちを目指す。
- ・ 市民の安全・安心な生活を支えるためには、地域住民同士の支え合いが大切である。自然災害や犯罪などの脅威から身を守るためには、市民と行政、市民と市民との「つながり」「ふれあい」「協働」を基本とした共助体制を通じて、安全・安心なまちを目指す。

③ 豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまちづくり

- ・ 個性豊かな魅力ある人材を育成するためには、様々な文化や歴史などに触れ、幅広く深い教養を身に付けることが重要である。市民一人ひとりが生涯にわたって学習活動や交流活動に積極的に参加して見聞を広げるとともに、ふるさと大仙の歴史、文化、自然を大切に、誇りと愛着を持ち続け、本市の発展に寄与できる魅力ある人材に満ちたまちを目指す。
- ・ 魅力ある生活環境を整えるためには、四季折々に美しい表情を見せる豊かな自然と、市民に安全・安心で快適な暮らしを提供する生活基盤の整備との調和が必要である。市民一人ひとりの共有財産である豊かな自然を保全しつつ、市民のニーズに対応した都市整備を実施することによって、魅力と利便性に富んだ発展あるまちを目指す。

また、将来都市像である「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」を実現するための基本方針として、5つの施策の柱を掲げ各事業の推進を図る。

ア 魅力ある産業のまちを創ります！ ～産業振興・雇用など～

若者の地元志向を高めるための施策に努めるとともに、地域資源等を有機的に組み合わせることで、市の独自性を活かした魅力ある産業を推進する。

イ みんなの元気を応援します！ ～出会い・結婚・子育て、健康・福祉など～

医療環境の充実や市民の健康増進を図るとともに、若者の出会い・結婚・出産・子育てに関する施策を積極的に支援することで、市民の元気を推進する。

ウ 住みよいまちを築きます！ ～安全・安心、都市整備など～

人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに努めるとともに、犯罪や災害等に強く、豊かな自然環境に支えられた住みよいまちづくりを推進する。

エ 豊かな心と創造力を育みます！ ～教育、生涯学習、芸術・文化など～

生涯を通じて様々なことを学び、触れ合い、経験し、幅広く深い教養を身に付けることで、豊かな心と創造力あふれる人材の育成を推進する。

オ 時代に合った地域を創ります！

～地域社会の維持・活性化、市民との協働、行財政運営など～

本市への移住・定住の促進や、市外・県外の人材活用による新たな観点から市民協働の取組を進めることで、時代に合った地域づくりを推進する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|---------------|--------|----------|
| 総人口 (人) (R2) | 77,715 | 70,839 |
| 出生数 (人) | 370 | 520 |
| 社会増減 (人) | ▲ 234 | ▲ 88 |
| 住みよさの満足度 (%) | 82.0 | 87.2 |
| 地域活性化の満足度 (%) | 25.3 | 30.0 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進にあたっては、毎年度、基本目標の達成状況や計画事業の進捗状況を把握しPDCAサイクルにより、所管部署職員による内部評価及び検証を行う。また、その結果を大仙市議会に報告するとともに市のホームページを通じて公表し、市民から意見を伺い、その意見を整理・分析した上で、最終的な評価を確定する。

こうした評価検証の結果、取組の見直しが必要となった場合は、適宜、必要な手続きを経たうえで計画を変更する。



7 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

8 大仙市公共施設等総合管理計画との整合

平成29年度から令和28年度までを計画期間とする大仙市公共施設等総合管理計画(以下、公共施設等総合管理計画という。)では、市全域における施設配置のバランスを考慮しながら、中長期的な視点で公共施設の適正配置を推進していくこととしている。また、将来世代に過度な負担を強いることがないように、財政構造の変化、公共施設等への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持していくため、次の4つの原則を基本方針に公共施設のマネジメントに取り組んでいくこととしている。

本計画に登載した公共施設の整備等にあたっては、公共施設等総合管理計画のもと、基本方針に基づき進める。

基本方針1 計画的な長寿命化対策

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善により施設の長寿命化を進めることで、耐用年数を延長して建て替え年度を伸ばし、全体コストを削減していく。

基本方針2 施設の総量縮減の推進

平成28年度から令和27年度までの30年間における更新費用の試算から、既存の施設を全て維持することは困難なため、施設総量の縮減が必要である。施設総量の対象は、総延べ床面積とし、施設の新規整備を抑えながら施設配置を見直し、統合、廃止、譲渡、複合化、集約化等に取り組むことで施設総量の縮減を進めていく。

基本方針3 財産の有効活用

人口減少や市民ニーズの変化などを踏まえ、施設機能の見直しや遊休施設または余剰スペースの活用を図り、他施設との機能の集約等を進めていく。また、施設を廃止した場合における土地及び建物の売却収入は、今後も維持していく施設の更新費用に充てることを基本とする。

基本方針4 維持管理コストの低減

維持管理コストを抑えるため、施設機能の縮小を図ることや廃止を検討するとともに、日常点検と定期点検を連動させながら安全面を第一に長寿命化を図る。また、指定管理者制度等の活用のほか、民間施設の利用、民間資金または民間のノウハウを活用した施設運営についても検討を行い、効率的な施設運営を進めていく。

インフラ資産は、災害時における道路ネットワークの確保、平常時における安心安全な市民生活と地域の経済活動を支える基盤であるため、既存ストックを最適に維持管理し、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。このことから、各インフラ資産の特性に見合った管理水準を設け、計画的・効率的な改修や更新を推進するため、すでに策定している大仙市橋梁長寿命化修繕計画のようなインフラごとの個別計画を策定し、予防保全型の管理を進め長寿命化を図っていく。

9 本計画とSDGs

本市は、令和2年3月に策定した「大仙市SDGs推進方針」に基づき、SDGsの実現を意識したまちづくりを進めている。本計画についても、当該方針に基づきSDGsの理念・要素を反映させながら、着実な推進を図ることとする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本市人口の社会増減については、「転出者」が「転入者」を上回る転出超過の状態が続いており、特に生産年齢人口（15～64歳）の転出数が多くなっている。これが人口減少の最大要因であり、平成27年以降は幾分転出超過の緩和がみられるものの、このまま推移すれば、今後も相当数の若者の流出が懸念される状況にあることから、若年層の定着や回帰、移住のさらなる促進を図っていく。

一方で、コロナ禍を契機にテレワークやビジネスのオンライン化が加速するなど、働き方やビジネススタイルが変化しており、住まい方・働き方に関する意識に変化が見られるなど、首都圏や若い世代を中心として地方への関心が高まっていることから、こうした動向をチャンスに変えていく取組も推進していく。

また、国内外や地域間の交流は、新たな交流人口や将来的な移住・定住につながる関係人口の創出のきっかけになるとともに、自らの地域を知ること、新たな魅力を再発見するなどの好機となることから、その促進を図る。

さらに、人口減少や高齢化の影響により地域の担い手不足に直面する中、地域の人材育成に取り組むとともに、交流人口の拡大のみならず、将来的な移住・定住につながる関係人口の創出・拡大を通じ、外部の若者などをはじめとする地域外のつながりの中から地域社会を支える担い手の確保を進める。

(1) 移住・定住の促進

若年層の大幅な転出超過の流れを変えるためには、進学等でいったん市外へ転出した若者が、本市に戻って来たい、戻りたいと思えるような環境整備や魅力づくりが重要である。また、本市に愛着を持ち、移住したいと考える方へのアプローチやサポートも必要な取組であり、本市でのライフデザインを具体的に描けるよう、支援制度や情報発信の充実を図る必要がある。

一方で、近年、若い世代を中心とした価値観の多様化により、田舎暮らしや田園回帰志向が高まっており、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、東京圏への転入超過数は鈍化するなど、東京一極集中の傾向に変化が見られている。また、コロナ禍を契機に様々な分野においてデジタル化が加速し、柔軟な働き方や暮らし方が可能になったことで、テレワークやワーケーション、二地域居住など、場所や時間にとらわれない新たなライフスタイルへの関心も急速に高まっている。

こうした意識や生活、ビジネス環境の変化を念頭に置きつつ、平成28年度に策定した「大仙市移住・定住促進アクションプラン」に基づく移住・定住の促進に加え、小中学生が郷土に誇りを持てるふるさと教育の推進や、Aターン制度の充実により若年層のふるさと回帰を促進していく。

また、ポストコロナに向け、場所と時間を選ばない働き方や、ウェルビーイングを重視する暮らし方の定着が進むものと考えられ、居住面積が広く、豊かな自然環境を有するなどの本市の特性を活かし、移住はもとより、ワーケーションや二地域居住の拡大が図られることで、都市から地方への新たな人の流れの創出につながる可能性があることから、テレワークやワーケーション、首都圏企業のサテライトオフィスの誘

致を推進するなど、「転職なき移住」も促進していく。

さらには、地域資源を活かした観光振興やインバウンドの推進による交流人口の拡大に取り組むほか、本市の魅力を市民と共有しながら積極的なシティプロモーションを展開し、大仙ファンの獲得に努めるとともに、関係人口については、地域コミュニティの維持、活性化を進める上で貴重な人材であり、将来的に二地域居住や移住に結びつく可能性もあることから、本市を応援していただいている方々との結びつきを強化しながら、関係人口の可視化と創出に向けた取組を進める。

(2) 地域間交流の促進

国内交流については、友好・有縁交流都市との交流として災害時の応援体制や教育、経済等様々な分野で交流を図るとともに、国際交流についても、友好交流都市や交流がある都市とのさらなる交流を推進する。

また、秋田・岩手地域連携軸推進協議会等を通じて、他地域の住民との交流・連携に取り組むとともに、民間団体による地域間交流・連携を促進する。

さらに、都市住民と農村との交流を活発化させることは地域全体の活性化にもつながることから都市農村交流の推進を図るとともに、首都圏在住の大仙市出身者で構成されるふるさと会との交流を進め、首都圏等における大仙市の情報発信と関係人口の創出・拡大を図っていく。

また、社会経済活動の国際化に伴い、地方においても国際協力、国際交流の必要性が高まっていることを踏まえ、外国青年招致事業の推進や学校教育における英語教育の充実など、国際化の流れに即した対応を推進する。

(3) 人材育成

スマート農業や大仙ブランドの確立などにより稼げる農業モデルを構築し、農業を元気で魅力ある成長産業として発展させ、地域の多様な人材の確保につなげるとともに、田舎暮らしや田園回帰志向が高まっているこの機を捉え、情報発信の強化や農地の円滑な移転、新規就農者研修施設を活用した就農支援を通じてさらなる人材確保に取り組む。

林業については、林業の魅力発信や林業体験、職場体験を通じ林業を志す学生や若者の意識醸成を図るとともに、林業にチャレンジする機会の創出と意欲ある林業経営体が事業拡大しうる間口の広い産業構造体制の確立を目指す。

また、地域経済の生産性向上や持続可能な地域づくりに向け、市民のデジタルリテラシーの向上や企業への情報提供などの取組を通じてIT人材の確保・育成を促進し、地域社会全体のDXを推進する。

さらに、多様な人材が活躍できる就労環境の整備を促進するとともに、地域の理解や支え合いのもと、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進していく。

2 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

本市では、平成28年度に「大仙市移住・定住促進アクションプラン」を策定し、移住コーディネーターによる移住相談窓口の設置や無料職業紹介所の運営、各種移住促

進イベントの開催など、移住促進につながる多岐にわたる施策を展開しており、徐々にその効果が発現してきている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、予定していた首都圏等での移住相談イベントや移住体験事業などが中止を余儀なくされており、これに代わる取組としてオンラインによる移住相談などの新たな試みをスタートしている。

本市の人口動態については、依然として社会減にはあるものの、総合戦略や移住・定住推進アクションプランに基づく各種施策を推進してきた結果、転出者が減少し転入者が増加するなど明るい兆しが見られるようになってきている。こうした本市への人の流れを一過性で終わらせることなく、さらに加速させていくため、関連施策の継続とより一層の強化が求められている。

また、今般のコロナ禍を契機にテレワークが浸透したことを背景に、市内に立地する民営のシェアオフィスが満室になるなど、テレワークに対するニーズが高まってきており、ポストコロナに向けた地域経済の構造転換・好循環を促進する必要性も含め、こうしたニーズに対応したテレワーク環境の構築が必要となっている。

さらに、コロナ禍で国民の意識と行動に変容が生まれ、テレワークを起点とした新たな働き方としてワーケーションが注目されていることを受けて、この機を逃さず、移住・定住の促進はもちろん、関係人口の拡大や観光の振興などの観点からも、その促進につながる新たな施策の展開も求められている。

表 2 - 1 社会増減の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転入数 | 1,704 | 1,575 | 1,624 | 1,495 | 1,540 |
| 転出数 | 2,058 | 1,990 | 1,835 | 1,797 | 1,774 |

(住民基本台帳に基づく人口、及び人口動態及び世帯数に関する調査)

表 2 - 2 年齢 3 区分別転入超過数

(単位：人)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|----------|-------|-------|-------|
| 総数 | ▲ 229 | ▲ 302 | ▲ 248 |
| 0～14歳 | 23 | 13 | ▲ 17 |
| 15～64歳 | ▲ 244 | ▲ 296 | ▲ 258 |
| うち15～29歳 | ▲ 265 | ▲ 267 | ▲ 299 |
| 65歳～ | ▲ 8 | ▲ 19 | 27 |

(住民基本台帳に基づく人口、及び人口動態及び世帯数に関する調査)

(2) 地域間交流の促進

地域間交流については、友好・有縁都市を中心に秋田・岩手地域連携軸推進協議会

等を通じて他市町村との交流・連携を深めてきているが、さらなる相互理解・発展につなげていくためには、これまでの人的交流のみならず教育やスポーツ、経済、観光など様々な分野での交流が必要になっている。

また、都市住民と農村との交流は、交流人口や関係人口の増加、地域の活性化に資することから、都市農村交流の推進を図るとともに、首都圏在住の大仙市出身者で構成されるふるさと会との交流を図っていく必要がある。

さらに、社会経済のグローバル化の加速に伴い、地方においても国際協力、国際交流の推進が一層求められており、友好交流都市等とのさらなる文化・青少年交流や外国青年招致、学校教育における英語教育の充実など、国際化の流れに即した対応を推進する必要がある。

(3) 人材育成

本市では、人口減少の進行とともに若年層を中心とした転出超過が続いており、かねてより地域コミュニティの維持や活力低下、産業の担い手不足が課題となっている。

特に本市の基幹である農業については、従事者の高齢化や他産業への流出に伴う担い手不足が続いている状況にあるほか、林業においては、昨今の環境志向の高まりや頻発する大災害などを受け、森林が有する多面的機能が改めて見直される一方で、従事者の高齢化が進み後継者不足が深刻な状況にある。

また、新型コロナウイルス感染症を機に社会全体のデジタル化が加速する中、全国的にIT人材が不足している状況にあり、地域社会や産業の対応の遅れが懸念される。

表 2 - 3 基幹的農業従事者*数人口

(単位：人)

| 区 分 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|------|---------|---------|--------|
| 従事者数 | 5,583 | 5,787 | 4,167 |

(農林業センサス)

*基幹的農業従事者：自営農業（個別経営のみを指し、農業法人などの組織経営は除く。）に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者

表 2 - 4 年齢階層別基幹的農業従事者*数

(単位：人)

| 区 分 | 15～24 歳 | 25～34 歳 | 35～44 歳 | 45～54 歳 | 55～64 歳 | 65～74 歳 | 75 歳以上 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 平成 22 年 | 16 | 108 | 98 | 539 | 1,707 | 1,968 | 1,147 |
| 平成 27 年 | 22 | 101 | 147 | 275 | 1,470 | 2,227 | 1,545 |
| 令和 2 年 | 12 | 100 | 165 | 181 | 698 | 1,927 | 1,084 |

3 その対策

(1) 移住・定住の促進

ア 本市への移住ニーズがある年齢層や関心の度合い等を分析し、ターゲットやステージに応じた多様かつ柔軟な入口を整備するなど、移住希望者のニーズに寄り添った支援を行うとともに、移住体験や住宅取得への支援に加え、「大仙市移住促進無

料職業紹介所」を通じた就職支援などによりトータルサポートを行う。

- イ 仕事を含めた本市での暮らしを具体的にイメージしていただき、通勤時間や可処分所得、住宅や生活コストなど、適切な情報をもとに現実的な選択が可能となるよう、データに基づき、本市での暮らしに関わる情報を的確かつ比較可能な形で移住希望者に提供する。
- ウ 市内企業の情報や求人情報のほか、県内のニュースやイベントを配信するメーリングシステムを構築し、高校在学中に登録を促すことで、県外への進学者や就職者に積極的に情報を発信するとともに、管内の行政、経済、教育関係者等と連携しながら、圏域単位で地元企業への就職、定着を推進する。
- エ 人口減少社会にあっても日常生活に支障を来さないよう、一定の地域に都市機能を誘導する機能集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティを推進し、まちの機能向上を図りながら、大曲ヒカリオを中心とした中心市街地のにぎわい創出や、創業支援による店舗バリエーションの増加、商店街の環境整備への支援などにより、まちの魅力向上に努める。
- オ 地元への愛着が、将来的な地元定着やAターン希望を左右するとの指摘があることを踏まえ、地域活性化に寄与できる人材を育成するため、平成 28 年度に定めた「大仙教育メソッド」に基づき、地域と連携した課題解決を通じ、愛郷心を育む取組を推進する。
- カ 人生の選択を考える上で重要な時期にある高校生に対しては、地域を知り、愛着を育む機会の創出が重要であることから、小中学生を対象に実施している「大仙ふるさと博士育成」事業を高校生まで拡大するなど、地元企業、施設等での見学や体験、地域行事への参加、地域と関わる活動などを通じ、ふるさとを愛する心を育み、地域の将来を担う人材の育成に努める。
- キ 民間団体や事業者と連携しながら、サテライトオフィスやテレワーク施設などの受入環境の整備を促進するとともに、首都圏企業を中心に積極的な誘致活動を展開し、本市への新たな人の流れを創出していく。
- ク 観光・宿泊事業者等を対象としたセミナーや、市民等との協働によるバケーションコンテンツの掘り起こしなどにより、テレワークやワーケーションに対する地域の理解促進と機運醸成、受入体制の整備を進める。また、民間事業者が連携して取り組む地域資源を活用したワーケーションへの取組を促進する。
- ケ 関係人口の創出に向け、まずは本市の魅力を知っていただくことが重要であることから、市民と行政が同じ視点で地域を見つめ直し、その魅力や価値を共有し地域に対する愛着や誇りを持つ、いわゆるシビックプライドの醸成を図るとともに、大仙市のイメージをブランド化し、情報の伝達性や拡散性に優れた SNS の活用などにより、一体となって本市の魅力を発信するシティプロモーションを推進する。
- コ 本市出身者で構成される首都圏等のふるさと会をはじめ、ふるさと納税にご協力いただいている方々、首都圏企業懇話会に参加いただいている本市に縁のある企業関係者など、現在、様々な形で本市に関わっていただいている方々とのつながりを大切にしながら、さらなる関係人口の創出と可視化を図るため、本市に最適な仕組みを検討する。
- サ 地域の豊富な観光資源を相互に結びつけ、ストーリー性を持たせることで魅力の向上を図るとともに、独自に取り組んでいる「健幸まちづくり」やスポーツを活用

したまちづくり、食や文化、農業体験などを組み合わせながら通年型観光商品を提供するなど、交流人口のさらなる拡大を図る。

(2) 地域間交流の促進

- ア 国内友好・有縁交流都市との交流について、一層の相互理解・発展につなげていくため、これまで中心だった人的交流に加えて教育やスポーツ、経済、観光など様々な分野での交流を推進する。
- イ 各地域で実施している都市農村交流の輪を拡大するほか、首都圏における大仙市出身者の会との連携を深めることなどにより、相互の交流機会の創出を図る。
- ウ 秋田県は環日本海地域、とりわけ対岸地域との経済・技術交流の拡大などを進めており、特に友好交流都市韓国唐津市との文化・青少年交流事業の推進や新たにスポーツ、産業分野などでの交流も視野に入れ相互理解を深め、幅広い分野での国際交流を促進する。また、国際交流協会とのタイアップによる住民参加型のイベントを実施し、国際理解を通じ多文化共生社会の実現に向けた環境づくりに取り組む。
- エ 学校教育における英語教育の充実を図るとともに、中高生海外派遣事業の実施や国際交流に係るイベントへの住民参加の促進に取り組む。

(3) 人材育成

- ア 意欲ある担い手への農地集約を進めるとともに、田園回帰の潮流から就農を希望する潜在的ニーズが見込まれることから、意欲ある人材を広く呼び込み、就農から定着に向けたトータル支援を通じ、新規就農者の増加を図る。
- イ 農業の現場では、担い手の高齢化に伴う労働力不足に加え、栽培技術の継承等の問題が顕在化してきていることから、農作業の省力化を促進するとともに、新規就農者の確保や技術の継承を図るため、スマート農業への取組を推進する。
- ウ 市域の約3割を占める山林の適正管理と有効活用、鳥獣保護を図るため、森林経営管理制度を活用した担い手への山林集積を図るとともに、秋田県が開講した「秋田林業大学校」と連携し、林業後継者の確保に取り組む。
- エ 本市や商工団体等で組織する大仙市雇用創造協議会を中心に、人手不足解消に向けた取組やインターンシップによる企業情報の発信強化、資格取得への助成、未就職者向けの講座開催などにより若者の市内での就労を促進する。
- オ 人材不足が顕在化する中、女性をはじめ多様な人材が活躍できる就労環境の充実が重要であることから、職場環境の改善や福利厚生の実施への取組を支援するとともに、多様性に対する職場の理解促進を図るなど、誰もが働きやすい職場環境の創出を通じ、企業の人材獲得を応援する。
- カ 市民のデジタルリテラシーの向上や地域産業の付加価値の向上を図るため、デジタル技術や情報の提供を行い、デジタル化推進に向けた機運の醸成を図るとともに、IT人材の確保・育成を促進する。
- キ ベンチャービジネスに挑戦する若者を支援するとともに、地域発のイノベーションを推進するため、インキュベーションオフィスやコワーキングスペース、シェアオフィスなどへの取組を促進する。
- ク 多世代が交流する機会の創出や、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者へのアウトリーチ支援、男女共同参画を推進するとともに地域の理解や支え合いを

促進し、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進する。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|------------------------------|-----|----------|
| 本市への移住者数 (人) | 617 | 649 |
| 国内友好交流都市との交流事業実施回数 (回) | 10 | 10 |
| ひとづくり・ものづくり応援事業の累計取組団体数 (団体) | — | 5 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------|---|----------|----|
| 1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成 | (1) 移住・定住 | | | |
| | (2) 地域間交流 | 首都圏ふるさと会関連事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 国際交流事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 国際交流員招致事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 国際教養大学との異文化交流事業【ソフト】 | 市 | |
| | (3) 人材育成 | | | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | <p>移住・定住推進事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少と少子高齢化の進行に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、移住・定住を促進するとともに、将来的な移住者を創出することが必要である。</p> <p>②事業内容：本市への移住を検討されている方や定住の目的で移住された方への支援、及び地元を離れた方に再び戻ってきていただくための施策を実施するとともに、テレワークやワーケーションといった新たな働き方に対する環境整備やオンライン移住体験ツアーなど将来的な移住者を創出する施策を実施する。</p> <p>③事業効果：本市への移住者等の増加により、地域コミュニティの維持・活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | 地域間交流 | <p>国内友好都市交流事業</p> <p>①事業の必要性：交流をとおして豊かな人間性を育むふるさと教育を推進し、人口減少が進む中で交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：ホームステイや文化体験をとおしてコミュニケーション能力や広い視野を養う青少年交流、本市の魅力をPRできる市民まつり等への参加、自主的な相互交流をとおして絆を深める民間団体交流への支援を行う。</p> <p>③事業効果：交流により青少年の人材育成が図られ、相互連携・相互理解に伴う交流人口、関係人口の増加につながり地域の活性化が図られる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | 人材育成 | | | |
| | その他 | | | |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| (5) その他 | | | | |

第3章 産業の振興

1 産業の振興の方針

産業は、地域経済を支え就業機会と所得をもたらす地域活力の源であり、農林業、商工業を中心にその振興を図る。また、若者にとって魅力ある産業の創出を図り、あわせて住民の起業を応援するため、相談機能の強化や助成制度の広報などを進める。

生活文化の根源である農林業については、担い手の確保・育成や生産基盤の整備、農産品の振興等を図り、経営の安定と持続的発展につなげる。また、本市の持つ豊かな地域資源や交通の利便性を活かして観光振興を図り、交流人口の増加を目指す。

工業や商業等については、既存企業の経営支援や新たな企業の創業支援を行うとともに、雇用助成金制度により新たな求人を喚起し、雇用機会の拡大を図ることで、高校生など若年者の労働力人口の流出を防止し、地域の持続的発展を目指す。

産業の振興に係る事業の実施にあたっては、より効果的な取組となるよう、秋田県をはじめ周辺市町村との連携に努める。

(1) 農林水産業の振興

農業については、国内有数の穀倉地帯であることから主要な産業として位置づけ、魅力とやりがいのあるものとなるよう「大仙市農業振興計画」のもと、生産基盤整備を進めながら、認定農業者等地域の中心となる経営体への農地集積・集約化を図り、稲作を中心とした野菜や花き等の高収益作物との複合化による経営の安定化を推進するとともに、新規就農者研修施設を活用し、新規就農者等新たな担い手の確保・育成を図ることで、持続的な発展を目指す。

とりわけ、本市の強みである水稲や大豆等の土地利用型作物並びに麴商品等発酵食品については、「農業と食に関する活性化基本構想」に基づき、ブランド化や産地化とあわせ、新たな加工食品の開発などの取組を重点的に推進する。

また、畜産については、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図る基本方針」及び「大仙市畜産振興プラン」に基づき、生産基盤の維持拡大や転作田を利用した耕畜連携体系の確立、公共牧場の利活用による夏山冬里方式の導入等、効率的な畜産経営の普及拡大、活力ある畜産業の実現に向けた取組を推進する。

林業については、「大仙市森林整備計画」や「大仙市豊かな森づくり振興プラン」等に基づき、関係団体と連携しながら良質な秋田スギの育成や広葉樹林等の整備に努めるほか、林道や作業道を開設・整備し、保育や間伐等の森林施業に係るコストの低減を図り、収益性の向上等、効率的な林業生産体制の整備を目指す。また、森林・林業の現状と課題や住民の期待を踏まえ、環境や公益性を重視した森づくりを推進する。

内水面漁業については、河川及び湖沼の水産資源の維持増大を図り、資源を有効に活用するため、6次産業化等の取組を模索する。

(2) 地場産業の振興

既存企業の高度化や競争力の強化等の資金需要に応えるため、融資制度の積極的な活用を促すとともに、企業間の情報交換会や研究機関等との連携を深め、新たな事業の可能性を探ることによって抜本的な経営基盤の改善を図る。また、雇用助成金制度

を周知することによって、新たな求人を喚起し、雇用機会の拡大を図る。

さらに、「大曲の花火」のブランド力を活かして地域の活性化を図る大仙市花火産業構想を推進する。花火産業とは、本市のシティ・アイデンティティのひとつである「大曲の花火」を核に、花火製造といった工業分野をはじめ観光分野、商業分野、農業分野などの産業分野に加え、文化や教育といった要素を有機的・複合的に組み合わせることで相乗効果を生む新たな概念の産業と定義している。

具体的には、「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」、「花火を支える人材育成・研究開発の場の創出」、「日本屈指の花火製造・打ち上げ技術を基盤とする新たな花火生産拠点づくり」、「花火ブランドを活かした観光・商業・農業振興策の強化・拡充」を施策の柱として事業を展開し、推進していく。

(3) 企業の誘致対策

企業誘致を推進するため、企業訪問や調査を通じて地方進出の意向を持つ企業の把握に努めるとともに、新たな企業団地の整備や手続き等のワンストップ、新規創業者への支援制度の拡充など立地しやすい環境整備を進める。

(4) 起業の促進

空き店舗等を再利用して創業する起業家に対し、初期経費の軽減を図るための助成を行う。また、産学官連携活動においては、企業のニーズと大学のシーズのマッチングを推進し、ベンチャー企業の育成を支援する。

(5) 商業の振興

商店街については、空き店舗や空き地情報を提供し再利用を促すとともに、新規の開店者が出店しやすい環境づくりに努め商業集積を図るとともに、地域の商店については、グループ化による活性化事業や個人商店の特性を活かした取組を支援していく。

さらに、こうした商業活動の円滑な推進を目的とした経営指導や融資相談等を充実させるため、指導的役割を果たす地域の商工団体を支援し商業の振興を図る。

商業施設が集積する中心市街地については、大曲通町地区市街地再開発事業の完了に伴い、公共公益施設が集積・交通の結節地点であるという特性を活かし、市民はもとより県内外から多くの来街者が行き交う、魅力と活力あるまちづくりを推進する。

(6) 情報通信産業の振興

若年層の定着やふるさと回帰を促進するとともに、地域経済を牽引する成長産業の立地を図るため、7業種を対象に、一定の要件のもと、企業立地に対する重点的な支援を行っている。

対象業種の1つである情報通信業については、地域社会全体のDXを推進し、生産性向上や働き方改革、地域課題の解決などに取り組んでいくにあたり、中心的な役割を担うことが期待されることから、さらなる立地を促進する。

(7) 観光の振興

日本最高峰の技術と規模、屈指の知名度と伝統を誇る「大曲の花火」を核に「大仙市花火産業構想」を推進するとともに、「自然」、「農・食」、「文化」、「スポー

ツ」などの地域資源のポテンシャルを活かした観光コンテンツの創出や、地域内のイベント、行事等を支援するほか、優れた観光資源のネットワーク化や観光団体との連携を図りながら観光コースを整備し、インターネット等で広く情報発信することにより観光誘客の拡大を図る。

また、観光案内マニュアルを作成し、これを活用した観光ボランティアの育成を図るとともに、広域観光の体制整備や地域内にある特産品の宣伝と販売に努める。

あわせて、高齢者や障がい者に配慮した安全・安心な観光施設等の整備に努めるとともに、市外・県外観光客及び外国人観光客が本市を訪れて良かったと思っただけのような魅力ある観光地づくりを推進する。

さらに、近年のふるさとや自然への興味・関心の高まりを踏まえ、農家民宿やアウトドアアクティビティなど、豊かな自然を活かした「暮らし」「遊び」が注目されている。こうした背景を好機として新しい取組を実施しようとする地域や団体等の支援を通じ、本市の雄大な自然を満喫していただくための施策を推進していく。

(8) コミュニティビジネスの振興

人口減少の進行が見込まれる中、地域の生活を守り、コミュニティ機能を維持しつつ活性化していくためには、地域の課題やリソースを熟知する地域住民が主体となったコミュニティビジネスの展開が有効であることから、その活動母体となりうる共助組織の結成や取組を促進していく。

2 現況と問題点

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

本市は、雄物川とその支流である玉川を軸に広大な耕地が形成され、土地利用型農業には恵まれた条件となっている。この恵まれた条件を活かしながら、本市の農業は水稻を主体とした農業生産を展開し、米の産地としての地位を確立してきた。

しかしながら、近年は農業者の減少や高齢化の進行による担い手不足に加え、米需要の減少に伴う実質的な生産調整の取組強化、TPP11をはじめとする経済連携協定の発効などに伴う経済のグローバル化の進展、コロナ禍による経済活動への影響など、農業・農村を取り巻く環境は変化しており、大きな転換点におかれている。

平成22年には6,333戸あった販売農家も令和2年には3,779戸まで減少しており、高齢化や担い手不足による労働力不足がその改善を図るための大きな障害になっているが、このような中であって、令和2年度末現在、121農業法人と39集落営農が組織されるなど、担い手への農地集積や作業委託が進みつつあり、効率的な農業経営や米以外の作物への取組がみられる。

今後は、こうした経営体や認定農業者などを軸に、農地の集積・集約化に加え、スマート農業の普及拡大による作業の効率化・省力化を推進するとともに、大仙ブランドの確立など米に偏重した生産構造の克服に向けた対策により、県内有数の良質米産地としての地位を守りながら、大豆、野菜や畜産などを取り入れた複合化に向けた取組を一層進める必要がある。

畜産は肉用牛が主体となっているが、高齢化に伴う労働力不足や担い手不足により飼養農家戸数の減少が続いており、放牧による省力化などの取組が必要となって

いる。一方で、若手生産者の生産基盤拡大により飼養頭数は増加していることから、大規模経営化に向けた取組を一層推進していく必要がある。

表 3-1 地目別経営耕地面積

(単位：ha)

| 区 分 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 総 数 | 17,957 | 18,144 | 17,518 | 16,503 |
| 田 | 16,911 | 17,053 | 16,662 | 15,680 |
| 畑 | 1,016 | 1,067 | 830 | 798 |
| 樹園地 | 30 | 24 | 26 | 25 |
| 農家一戸当 | 2.1 | 2.8 | 3.3 | 4.2 |

(農林業センサス)

表 3-2 経営規模別農家戸数

(単位：戸)

| 区 分 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 0.5ha未満 | 783 | 613 | 363 | 290 |
| 0.5ha～1ha未満 | 1,705 | 1,313 | 926 | 610 |
| 1ha～2ha未満 | 2,651 | 1,831 | 1,479 | 1,007 |
| 2ha～3ha未満 | 1,659 | 1,117 | 927 | 676 |
| 3ha～5ha未満 | 1,128 | 839 | 738 | 616 |
| 5ha以上 | 543 | 620 | 685 | 752 |
| 合 計 | 8,469 | 6,333 | 5,118 | 3,951 |

(農林業センサス)

表 3-3 販売農家戸数・人口

(単位：戸、人、%)

| 区 分 | 販売農家戸数／総世帯数 (構成割合) | 販売農家人口／総人口 (構成割合) |
|--------|-----------------------|----------------------|
| 平成17年度 | 8,469／28,381 (29.8) | 37,790／93,352 (40.5) |
| 平成22年度 | 6,333／28,354 (22.3) | 26,996／88,301 (30.6) |
| 平成27年度 | 5,118／28,198 (18.2) | 20,558／82,783 (24.8) |
| 令和2年度 | 3,779／28,429 (13.3) | 10,716／77,715 (13.8) |

(農林業センサス、国勢調査)

表 3-4 主副業別農家戸数

(単位：戸)

| 区 分 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 主 業 | 1,509 | 1,252 | 950 | 734 |
| 準主業 | 2,426 | 1,814 | 1,184 | 612 |
| 副業的 | 4,534 | 3,267 | 2,984 | 2,434 |
| 合 計 | 8,469 | 6,333 | 5,118 | 3,780 |

(農林業センサス)

② 林業の振興

本市の森林面積は、令和元年度で総面積の 57.7%にあたる 50,335 ヘクタールとなっており、そのうち民有林が 69.2%を占めている。

民有林のうち、天然林は 16,035 ヘクタール (46.0%) で人工林は 18,495 ヘクタール (53.1%) となっているものの、林業労働者の減少、高齢化、木材価格の低迷、産地間競争の激化等により、森林・林業をとりまく環境は厳しさを増しており、林業生産活動は低迷している。

一方で、市土の保全、水資源のかん養、森林浴等の保健休養、温室効果ガスの吸収など、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する要請は高まりつつあることから、今後は森林・林業を取り巻く内外の情勢を見極めつつ「山林の好循環利用」と「中小経営体、若き林業従事者の育成」、「新たな木材需要の創出」を基本に、造林と間伐をはじめとする保育の推進、広葉樹林の育成、林道網の整備拡充などにより林業生産基盤の整備を図るとともに、林業生産の担い手の育成・確保、森林資源の多面的活用による地域林業の活性化、県産材（秋田スギ）の需要拡大などを総合的に推進していく必要がある。

特に林道網については、林業振興の核となる基盤であることから、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせたネットワークの形成を計画的に進めていく必要がある。

表 3-5 保有形態別森林面積

(単位：ha)

| 総 数 | 国 有 林 | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|
| | 総 数 | 林野庁所管 | | | その他 | | | | | | | |
| 国有林 | | 官行造林地 | | | | | | | | | | |
| 50,335 | 15,497 | 15,158 | 339 | | | | | | | | | |
| | 民 有 林 | | | | | | | | | | | |
| | 総 数 | 公 有 林 | | | | 私 有 林 | | | | | | |
| | | 総 数 | 県 | 市 町 村 | 財 産 区 | 総 数 | 個 人 | 研 究 所 | 公 社 | 会 社 | 社 寺 | そ の 他 |
| 34,838 | 3,247 | 956 | 1,157 | 1,134 | 31,592 | 20,978 | 590 | 3,263 | 1,370 | 111 | 5,280 | |

(林業統計 R1)

表 3-6 林内別道路状況

(単位：m、m/ha、本)

| 林道整備 延長 | 公道延長 | 林内道路 延長計 | 林内道路 密度 | 林道整備 密度 | 路線数 | 延長 | 作業道延長 |
|------------|---------|-------------|------------|------------|-----|---------|-----------|
| 265,074 | 335,655 | 520,128 | 14.9 | 7.6 | 64 | 184,473 | 1,255,133 |

(林業統計 R1)

(2) 地場産業の振興

令和元年の工業統計調査によると、本市の製造業は事業所数 191、従業員数 5,076 人、製造品出荷額等 7,279,145 万円となっている。製造品出荷額等は平成 18 年をピークに減少傾向にあり、その要因は主に電子部品・デバイス関係の影響によるものである。

工業が市発展の牽引役としてその役割を果たしていくためには、絶え間ない技術革新や国内市場の成熟化、さらには、社会経済情勢の変化に的確に対応した施策を展開しつつ、さらなる発展のための構造改革を行っていくことが必要となっている。

本市の産業は、平成 20 年末のリーマンショックに端を発した世界的な経済不況により、製造業を中心に大きな落ち込みとなったが、近年は企業工場の国内回帰の動きが見られ、設備投資が活発化するなど一部の業種においては回復の兆しが見られるようになってきた。しかしながら、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響に伴い再び厳しい状況に置かれており、先行きは未だ不透明となっている。

工業の振興は、若年層の地元定着を促すための魅力ある雇用の場の創出に大きく寄与するとともに、幅広い生産活動を通じて地域経済の活性化に大きな役割を果たしており、本市の持続的発展にとって不可欠なものである。

今後も、企業誘致の積極的な推進と既存企業の事業規模拡大に対する支援のほか、「大曲の花火」という全国に誇れる地域ブランドの活用や雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保に努めることが必要である。

(3) 企業の誘致対策

企業工場の国内回帰により、既存施設への設備投資は活発化しているが、新規立地につながる動きは弱く、既存企業の事業規模拡大についても、土地・建物・機械設備の賃貸・リース等を利用した操業など、市の既存支援制度に該当しないケースも出てきていることから、企業誘致の推進体制のさらなる整備に努める必要がある。

(4) 起業の促進

本市における起業件数は増加傾向にあるものの、地域経済に新たな息吹をもたらす、持続的に活性化を図っていくためにはさらなる起業の増加が望ましいことから、商工団体等による創業支援策と連携しながら、起業家に対する支援を継続実施していく必要がある。

表 3-7 製造業の従事者数、出荷額の状況

(単位：事業所、人、万円)

| 年次 | 事業所数 | 従事者数 | 給与総額 | 原材料使用額 | 製造品出荷額等 |
|-------|------|-------|-----------|------------|------------|
| 平成17年 | 257 | 6,867 | 1,839,055 | 8,394,788 | 11,845,914 |
| 平成18年 | 239 | 6,633 | 1,882,322 | 10,263,936 | 13,481,832 |
| 平成19年 | 235 | 6,616 | 1,834,934 | 7,929,614 | 11,336,252 |
| 平成20年 | 243 | 6,265 | 1,790,602 | 7,263,169 | 10,841,092 |
| 平成21年 | 219 | 5,446 | 1,440,979 | 3,238,522 | 6,044,460 |
| 平成22年 | 212 | 5,560 | 1,489,939 | 4,357,882 | 7,277,950 |
| 平成23年 | 217 | 5,389 | 1,466,950 | 3,369,942 | 6,783,818 |
| 平成24年 | 209 | 4,978 | 1,410,169 | 3,452,032 | 6,056,342 |
| 平成25年 | 205 | 4,932 | 1,351,170 | 3,431,105 | 5,990,704 |
| 平成26年 | 199 | 4,813 | 1,336,744 | 3,705,779 | 6,469,476 |
| 平成28年 | 202 | 4,446 | 1,195,323 | 3,332,699 | 6,038,496 |
| 平成29年 | 193 | 4,953 | 1,409,876 | 3,847,565 | 7,014,549 |
| 平成30年 | 192 | 4,952 | 1,437,018 | 3,877,925 | 6,880,684 |
| 令和元年 | 191 | 5,076 | 1,510,979 | 4,004,956 | 7,279,145 |

(工業統計)

(5) 商業の振興

商業については、消費者ニーズの多様化、交通環境の変化による商圈の広域化などにより、日常生活を支える最寄品の販売を中心とした地域の商店街では、空き店舗や空き地が目立ち通行量も減少するなど厳しい状況となっている。

平成28年の経済センサスによると、商店数は卸売店が140店、小売店が887店となっており、従業者数は卸売店が845人、小売店が5,320人となっている。平成9年と比較すると、小売業については、商店数が約4割減少していることに伴い、従業者数についても約2割減少している。これは、地域の規模の小さい個店が少なくなり、小売業の従業員も減少したことが要因と考えられる。

年間の商品販売額については、平成9年と平成28年の比較では2割程度の減少となっており、その要因として、人口の減少による購買力の低下や商圈の広域化による消費流出が考えられる。

平成28年の小売業の従業員一人当たりの年間商品販売額については、1,890万円で県内の平均額を下回っており、購買力向上のため、中心市街地においては、空き店舗等を活用しながら商店街の魅力を向上させるなどの積極的な集客を図り、地域の商店においては、地域の生活に密着し、住民の利便性を確保するなど、消費者のニーズに対応した商業活動の取組を支援する必要がある。

表 3-8 卸売業・小売業の推移

| 年次 | 商店数 (店) | | | 従業員数 (人) | | | 年間商品販売額 (百万円) | | |
|-----|---------|-----|-------|----------|-------|-------|---------------|---------|---------|
| | 総数 | 卸売業 | 小売業 | 総数 | 卸売業 | 小売業 | 総数 | 卸売業 | 小売業 |
| H6 | 1,854 | 188 | 1,666 | 8,098 | 1,426 | 6,672 | 236,348 | 116,447 | 119,901 |
| H9 | 1,760 | 185 | 1,575 | 8,283 | 1,486 | 6,797 | 261,348 | 131,532 | 129,816 |
| H11 | 1,708 | 205 | 1,503 | 8,038 | 1,329 | 6,709 | 189,114 | 71,042 | 118,072 |
| H14 | 1,519 | 198 | 1,321 | 7,635 | 1,361 | 6,274 | 165,064 | 64,190 | 100,874 |
| H16 | 1,479 | 196 | 1,283 | 7,864 | 1,340 | 6,524 | 163,642 | 62,220 | 101,422 |
| H19 | 1,392 | 168 | 1,224 | 7,735 | 1,122 | 6,613 | 157,978 | 55,129 | 102,849 |
| H24 | 1,075 | 144 | 931 | 5,625 | 864 | 4,761 | 121,389 | 37,410 | 83,980 |
| H26 | 1,025 | 141 | 884 | 6,048 | 883 | 5,165 | 136,196 | 42,640 | 93,556 |
| H28 | 1,027 | 140 | 887 | 6,165 | 845 | 5,320 | 139,782 | 39,217 | 100,565 |

(商業統計調査※H24・H28は経済センサス)

(6) 情報通信産業の振興

本市では、重点的に企業立地を促進し振興を図るべき産業分野 7 業種を対象に、一定の要件のもと、工場の用地や建物・設備等の取得に対する支援に加え、固定資産税の課税免除などの奨励措置を講じている。そのうちの 1 業種に情報通信業を位置付け、立地を促進しているが、平成 28 年の経済センサスでは本市に立地する事業所は 14 事業所となっており、全業種の 0.3%にとどまっている。

また、市内事業所を対象に平成 30 年に実施した調査によると、I o TやA Iなどのデジタル技術を導入している企業は 1.4%となっており、産業の担い手不足が顕在化する中、生産性を維持向上させていくためにはその導入を後押ししていく必要がある。

表 3-9 産業（大分類）別事業所数の推移

| 区 分 | 平成16年 | 平成18年 | 平成21年 | 平成24年 | 平成26年 | 平成28年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数 | 4,839 | 5,002 | 5,096 | 4,436 | 4,609 | 4,220 |
| 農林漁業 | 40 | 53 | 85 | 85 | 84 | 86 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 15 | 11 | 8 | 7 | 6 | 8 |
| 建設業 | 636 | 605 | 601 | 550 | 540 | 512 |
| 製造業 | 420 | 380 | 378 | 361 | 359 | 341 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3 | 12 | 13 | 4 | 9 | 4 |
| 情報通信業 | 18 | 17 | 16 | 15 | 15 | 14 |
| 運輸・郵便業 | 74 | 75 | 93 | 89 | 83 | 78 |
| 卸売・小売業 | 1,488 | 1,464 | 1,405 | 1,246 | 1,208 | 1,161 |
| 金融・保険業 | 81 | 76 | 70 | 77 | 65 | 74 |
| 不動産業・物品賃貸業 | 69 | 73 | 121 | 107 | 100 | 97 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 544 | 514 | 568 | 493 | 506 | 445 |
| 医療・福祉 | 175 | 265 | 289 | 253 | 327 | 290 |
| 教育・学習支援業 | 82 | 182 | 180 | 71 | 151 | 73 |
| 複合サービス事業 | 43 | 71 | 66 | 57 | 64 | 54 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 1,151 | 1,138 | 326 | 290 | 293 | 281 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | | | 165 | 132 | 141 | 129 |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | | | 646 | 599 | 599 | 573 |
| 公務（他に分類されるものを除く） | | 66 | 66 | | 59 | |

(事業所・企業統計調査、経済センサス)

(7) 観光の振興

本市は県南部で第二の面積を有し、古くから交通の要衝として栄え、現在も秋田新幹線や秋田自動車道など陸路・鉄道の結節点として拠点機能の強化が進んでいる。また、自然と調和した数多くの公園や史跡があり多種多様な行祭事が開催されている。

しかしながら、観光資源が点在することや行祭事等の開催日が重複するなど一年を通しての集客数は乏しく、加えて、二次交通の整備や観光コースの整備が十分でないこともあり周遊が図られておらず、また、宿泊施設が少ないこととも相まって、令和2年度の市内宿泊者数は本市への観光客数の8.6%にとどまっており、日帰り・通過型の傾向が現れている。

近年の観光志向は、「見る、食べる、遊ぶ」に加え「学ぶ、体験、くつろぐ」が求められるとともに、団体周遊型から少人数での目的意識の高い旅行へとシフトしてきていることから、多様化する観光ニーズを的確に捉え、効果的な情報発信や受入体制の整備の充実が求められる。あわせて、観光資源としてのポテンシャルが高い「自然」、「農・食」、「文化」、「スポーツ」の4分野と、日本最高峰の技術と規模、屈指の知名度と伝統を誇る「大曲の花火」を組み合わせた「新たな旅のスタイル」を提供し、旅行者の滞在時間と観光消費の拡大を図る必要がある。

(8) コミュニティビジネスの振興

本市では、現在、民間事業者による移動販売に加え、福祉団体による買い物支援が行われているものの、今後、人口減少の進行に伴い地域内需要の縮小が見込まれる中、商店のさらなる減少や移動販売事業者の撤退が懸念されている。

本市南外地域では、地域唯一のスーパーが撤退したことを受け、平成26年から市が委託する移動販売車により買い物支援を行ってきたが、買い物や住民同士の交流の拠点となる「南外さいかい市」が住民主体で立ち上げられ、令和元年10月に開店している。令和2年には移動販売車の運行も開始され、単身高齢者世帯の見守りも兼ねた地域の買い物支援を行っている。

また、市民との協働のまちづくりを旗印に、市内8地域に設置した地域協議会との協働のもと、地域の課題解決や活性化に向けた地域住民主体の取組や、地域が抱える雪の課題解決に向けた自治会や自主防災組織などによる自主的な取組を支援してきたところであり、コミュニティビジネスの事業化に向けた素地が着実に整ってきている。

その証左として、複数の地域において、地域住民が互いに協力し合いながら、買い物や除排雪の支援など地域課題の解決に自主的に取り組む共助組織、積極的に地域活動に参画する若者など、地域づくりに関心を持ち、自分たちが住んでいる地域の未来を創ろうと、積極的に地域づくりに取り組む事例が増えている。

今後も人口減少の進行が見込まれる中、地域の生活を守り、コミュニティ機能を維持していくため、さらには複雑化、多様化する地域課題にきめ細やかに対応していくためには、共助組織の役割がますます重要となることから、これら共助の取組をさらに促進するとともに、各地域への横展開を図りながら、地域課題をチャンスに変えるコミュニティビジネスやシェアリングエコノミーへの発展も視野に、その取組を支援していく必要がある。

3 その対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

- ア 本市の持つ穀倉地帯のイメージをさらに推し進め、消費者が安心して食べられる安全な食料供給基地の構築を目指す。そのため、認定農業者や農業従事に意欲のある人達を中心に、自然循環型農業の展開、複合経営の推進、産地化・ブランド化の確立、あわせて直売や地産地消の推進に努める。
- イ 地域の需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、経営所得安定対策等の活用を通じ、土地利用型作物による産地確立、水田農業の構造改革及び食料自給力・自給率向上を目指した取組を推進し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、地域農業の再生・活性化を図る。
- ウ 耕作放棄地の未然防止と再生利用を図る。
- エ 東部・西部新規就農者研修施設を核として、農業後継者の確保・育成に努めるほか、組織経営体（農業法人や集落営農等）の育成を図る。
- オ 効率的農業生産を維持・発展させる必要があることから、圃場の大区画化やかんがい排水の改善、農道整備など生産基盤の整備と有効活用を進める。
- カ 畜産については、稲発酵粗飼料の生産拡大等による飼料生産基盤の拡充、低コスト畜舎導入や増頭を促すとともに、効率的で収益性の高い経営体を育成し、産地化を図る。
- キ 優良な基礎繁殖牛や肥育素牛導入等の支援を推進する。
- ク 消費者から支持される農畜産物のブランド化を推進するとともに、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの構築を推進する。
- ケ 地域農産物を活用した6次産業化の取組を促進するとともに、農業・商工業・観光業・金融機関等が連携して取り組む、地場農畜産物を活用した新商品開発や需要の開拓を支援し、地域の活性化や雇用の創出を図る。

② 林業の振興

- ア 豊富な森林資源を有効活用するため、森林経営計画に基づいた間伐の促進や森林経営管理法に基づき、未整備森林を集積するとともに、意欲と能力のある経営体へ管理をつなぐ。また、森林資源の循環利用を図る再生林への取組を支援する。
- イ 未来に羽ばたく若き林業従事者の育成と意欲ある経営体の支援として、林業の魅力而就職希望者へ発信するとともに、将来林業を志す学生を支援しながら、後継者確保のために林業体験や職場体験を通じて林業を志す学生や若者に意識の醸成を図る。また、森林経営管理制度事業の推進に欠かせない「意欲と能力のある林業経営体」の育成を図るため、中小企業経営体が林業経営のメインステージで活躍できるようフォローアップを行うとともに、若い林業従事者の確保に向け、ICT技術を活用した省力化の促進、リモートセンシング技術を活用した林地台帳の精度向上を図り、森林情報の集約と有効利用を進める。
- ウ 良質な木材の利用促進と新たな活用方法の創設を行うため、地域の特色ある事業への木材活用や、今まで処分するだけであった老木や病害虫に蝕まれた樹木の利活用、バイオマス発電をはじめとした森林資源を活用した持続可能で再生可能なエネルギーの利用などを促進し、地場産木材の利活用を推進する。また、林産

- 物の生産など障がい者雇用が見込める業務の掘り起こしを行い、林福連携を推進する。さらに、木材の魅力と森林整備の必要性を醸成するため、子どもたちが木製品を使う機会を広げ、将来にわたり森林環境を維持していく必要性を啓発する。
- エ 地域を保全する緑あふれる森林の魅力発信として、秋田県水と緑の森づくり税により整備した「ふれあいの森」を中心に、大仙市の美しい森林空間の整備と魅力の発信や、スポーツ用品や健康器具メーカー等とタイアップした登山やトレイルランなどのアウトドアスポーツを通じてアウトドアファンを獲得し、交流人口の拡大を図る。また、森林の公益的機能を伝える森林ボランティアの活動を支援するとともに、地域の人材で構成し、人手不足に陥りがちなボランティア団体の担い手育成を図り、持続可能な活動を支援する。さらに、森林整備は長期的な視点に立った計画と継続的な取組が必要であることから、交流体験等を通じ、将来、担い手となりうる子どもたちに森林保全の大切さに対する意識の醸成を図る。
- オ 森林・林業の現状と課題、さらには、森林・林業に対する住民の期待を踏まえ、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、新たに森林の恩恵を受けている住民全体で支えるという視点に立ち、環境や公益性を重視した森づくりを推進するため、秋田県水と緑の森づくり推進事業による児童生徒への環境教育やボランティア、自治会等により森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林づくりを実施する。

(2) 地場産業の振興

- ア 大仙市企業連絡協議会、大曲仙北雇用開発協会など企業団体の活動を支援し、企業間の情報交換や技術交流を促す。
- イ 商工会議所・商工会など諸団体との協力のもと、異業種交流・同業種交流等企業間ネットワークの形成を進めるとともに、企業の経営革新や産学官連携を促進するなど、意欲ある中小企業の高度化と競争力の強化を支援する。
- ウ 農産品の消費拡大を図るため、生産・加工・販売の有機的な連携を促進する施設やシステムの整備を推進する。
- エ 雇用の場の確保・創出を図るため、雇用助成金制度の実施及び企業への周知を行うとともに、若者の地元定着と合わせ、中小企業の人材確保を図るための取組を一層推進する。
- オ 高品質な汎用花火玉の製造・販売、高品質で安定した県内産花火用マツの製造・粉砕・販売、花火イベントで観光振興に取り組む世界の都市との交流、国際花火競技大会の開催、四季の「大曲の花火」の開催、通年型の観光商品の開発・展開、大仙市のお土産商品ブランド「せんのぜん」の販売促進を行うなど、花火産業構想を推進する。

(3) 企業の誘致対策

- ア トップセールスによる積極的な誘致活動を行うとともに、地元企業への訪問を通じた情報収集に努める。
- イ 企業の操業に対する支援制度の拡充を図るとともに、企業団地の整備推進や未利用地の情報集約に努め、新規立地・事業規模拡大を支援する。
- ウ 秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化

を図るため、次代の日本の産業を支える競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を促進する。

(4) 起業の促進

- ア 産業競争力強化法に基づく大仙市創業支援事業計画に基づき、商工団体や金融機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置やセミナーの開催、資金調達、空き店舗の改修費補助など、創業に向けた一連のプロセスを一体的に支援する。
- イ 大学等との連携協定締結に基づき、企業と大学との共同研究のきっかけづくりを進めるなど、ベンチャービジネスに挑戦する若者を支援するとともに、地域発のイノベーションを推進するため、インキュベーションオフィスやコワーキングスペース、シェアオフィスなどへの取組を促進する。

(5) 商業の振興

- ア 商業施設や公共公益施設が集積する中心市街地については、その特性を活かし、高齢者や若い世代など誰もが暮らしやすく、県内外の来街者が多く訪れる魅力と活力あるまちづくりの推進を図る。
- イ 商店街については、空き店舗等を活用して新規開店を目指す方を支援し、生活者の利便性及び地域経済の活性化を図る。
- ウ 地域の商店については、地域住民が安心して生活できるような地域に根ざした商店が必要なことから、グループ化による活性化事業や地域の購買力の底上げを目的とする個店商店の特性を活かした事業を支援する。
- エ 高度化・多様化する消費者ニーズに対応した経営指導や融資相談等を充実させるため、指導的役割を果たす地域の商工団体を支援する。
- オ 中小企業者に対し、必要な資金の融資あっせんや利子補給を行い、企業の経営安定を支援する。
- カ 商店街を訪れる人々の安全・安心・快適性を確保するため、商店街の照明設備の維持管理について支援する。
- キ 商工団体が実施する商業者等の販売拡大や消費活動の奨励等のための事業を支援する。

(6) 情報通信産業の振興

- ア トップセールスによる積極的な誘致活動を行うとともに、地元企業への訪問を通じた情報収集に努める。
- イ 企業の操業に対する支援制度の拡充を図るとともに、企業団地の整備推進や未利用地の情報集約に努め、新規立地・事業規模拡大を支援する。
- ウ 秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化を図るため、競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を促進する。
- エ 本市の基幹産業である農業の現場では、担い手の高齢化に伴う労働力不足に加え、栽培技術の継承等の問題が顕在化してきていることから、農作業の省力化や新規就農者の確保、技術の継承を図るため、情報通信産業と連携しながらスマート農業への取組を促進していく。
- オ 中小企業の経営基盤の安定、強化を図るため、商工団体や金融機関との連携強化

を図り、先端技術を活用した生産性向上への取組を支援していく。

カ 地元産業のDXの推進に貢献する企業をメインターゲットとしてサテライトオフィスの誘致を推進する。

(7) 観光の振興

ア 本市の知名度獲得のため旅行会社やメディア等へ積極的に売り込みを行うとともに、観光動向を見据えながらターゲットを絞った効果的な情報発信を進める。

イ 市と一体となって観光地の魅力づくりに積極的に活動する組織・団体等を支援し、観光資源の見直しや掘り起こし、観光コースの創出に努める。

ウ 観光ボランティアガイドの育成、ガイドマニュアルの作成などにより住民自らが日常的に観光客を温かく迎え入れる体制づくりを強化する。

エ 地元農林水産品の付加価値を高めるためのブランド化や、宿泊・飲食業者と連携した地域グルメの開発に取り組み、「食べ歩きマップ」を作成するなど情報発信に努める。

オ 高齢者や障がい者に配慮した安全・安心な観光施設等の整備に努めるとともに、市外・県外観光客及び外国人観光客にとって本市を訪れて良かったと思っただけのような魅力ある観光施設等の整備を行う。

カ 特色ある花火大会と近隣の観光資源を結び付けた観光コースの創出や土産品の開発、国内外の旅行会社に対するPRなどを強力に推進し、観光誘客に努める。

キ 農家民宿やアウトドアアクティビティ等の文化体験・自然体験など、農山村ならではの魅力を広く知っていただくための取組を推進するとともに、新たな取組を実施しようとする地域や団体等への支援を通じて、本市が誇る多彩な文化、雄大な自然を満喫していただくための環境整備を進める。

(8) コミュニティビジネスの振興

ア 各地域で芽生えつつある共助の取組を育みながら、活動に関する情報等の提供や事例紹介を通じ、各地域に広く展開していく。

イ 地域が抱えている課題の解消と地域の活性化につなげることを目的とした地域振興事業を活用し、共助活動からコミュニティビジネスにチャレンジする共助組織等の取組を支援する。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|----------------------------|--------|----------|
| 新規就農者累計人数 (人) | — | 377 |
| 新規雇用創出累計人数 (人) | — | 600 |
| 新規誘致企業累計数 (社) (H30) | 7 | 21 |
| 創業者累計件数 (件) | — | 70 |
| 商店街における新規開店累計件数 (件) | — | 7 |
| 観光消費による経済波及効果額 (百万円) (H30) | 17,401 | 19,300 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|----------|-----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農業 | 県営経営体育成基盤整備事業（強首Ⅰ期地区） A=352.1ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（強首Ⅱ期地区） A=223.4ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（藪台地区） 区画整理型 A=213.3ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（斉内地区） A=261.7ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（下淀川地区） A=54.7ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（大神成地区） A=72.8ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（六合地区） A=79.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（内小友東部地区） A=197.6ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（内小友西部地区） A=157.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（協和川口地区） A=36.9ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（宮田福島地区） A=62.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（畑屋中央地区） A=291.5ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（太田南部地区） A=347.3ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（杉沢柳沢地区） A=67.5ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（西台地区） A=21.8ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（新興地区） A=105.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（豊岡南部地区） A=169.7ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（花館高関上郷地区） A =47.7ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（高野三郡野地区） A=62.5ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（戸地谷北部地区） A=52.8ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（大台地区） A=214.6ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（大畑地区） A=16.2ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（今泉地区） A=75.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（鷹ノ巣地区） A=25.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（大川西根地区） A=300.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（川口地区） A=206.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営経営体育成基盤整備事業（内小友地区） 道路整備工事（県共同工事）L=860m | 県市 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙 北平野地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（大 野地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（松 倉堰1期地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（松 倉堰2期地区） | 県 | 負担金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------------------|----------|-----|
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（田沢疏水地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙北平野蛭川地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（角間川地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙北平野新町地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（強首2地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（大川西根地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（強首3地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙北平野3地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（大野2地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（松倉堰地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（大野3地区） | 県 | 負担金 |
| | | 基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（高野三郡野地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営かんがい排水事業（蛭野角間川地区） A=300.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営かんがい排水事業（大戸川地区） A=460.0ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営かんがい排水事業（仙北平野4期地区） A=1,104ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営かんがい排水事業（下堰・三百石堰地区） A=13ha | 県 | 負担金 |
| | | 県営かんがい排水事業（蛭野角間川2期地区） A=5ha | 県 | 負担金 |
| | | 国営かんがい排水事業（田沢2期地区）市町村分償還負担金 | 県 | 負担金 |
| | | 国営かんがい排水事業（旭川地区）市町村分償還負担金 | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（強首地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（泉沢地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（薬師地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（蓬沢地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（明通地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（宗谷堰） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（内小友ため池郡地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（進藤沢地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（堂後沢地区） | 県 | 負担金 |
| | | 県営ため池等整備事業（岩ヶ沢地区） | 県 | 負担金 |
| | | 特定農業用管水路等特別対策事業費負担事業（西台地区） | 県 | 負担金 |
| | | 地域用水機能増進事業（田沢二期地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（船岡地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（荒川地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（峰吉川地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（外小友地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（南檜岡地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（土川地区） | 県 | 負担金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--------------------------------|----------|-----|
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（豊岡地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（大沢郷地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（長信田地区） | 県 | 負担金 |
| | | 元気な中山間地域農業応援事業（内小友地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（大曲地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（神岡地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（西仙北地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（中仙地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（協和地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（南外地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（仙北地区） | 県 | 負担金 |
| | | 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業（太田地区） | 県 | 負担金 |
| | | 農業水利施設活用小水力発電施設整備事業 | 県 | 負担金 |
| | | 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （西仙北地区） | 団体 | 補助金 |
| | | 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （中仙地区） | 団体 | 補助金 |
| | | 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （協和地区） | 団体 | 補助金 |
| | | 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （南外地区） | 団体 | 補助金 |
| | | 小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業 （太田地区） | 団体 | 補助金 |
| | 林業 | | | |
| | 水産業 | | | |
| | (2) 漁港施設 | | | |
| | (3) 経営近代化施設 | | | |
| | 農業 | 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業 | 民間 | 補助金 |
| | | 元気な中山間農業応援事業 | 民間 | 補助金 |
| | 林業 | | | |
| | 水産業 | 大仙市ふ化場施設改修事業 | 市 | |
| | (4) 地場産業の振興 | | | |
| | 技能修得施設 | | | |
| | 試験研究施設 | | | |
| | 生産施設 | | | |
| | 加工施設 | | | |
| | 流通販売施設 | | | |
| | (5) 企業誘致 | 工業団地分譲促進・企業誘致対策事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 企業団地整備事業 | 市 | |
| | (6) 起業の促進 | | | |
| | (7) 商業 | | | |
| | 共同利用施設 | | | |
| | その他 | 中心市街地賑わい創出事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 中心市街地商業活性化対策推進事業【ソフト】 | 市 | 補助金 |
| | | 商店街環境整備事業【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | 商工団体補助事業【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | がんばる商店等支援事業【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | プレミアム付き共通チケット発行事業【ソフト】 | 商工団体 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|---|----------|-----|
| | (8) 情報通信産業 | | | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | 観光物産協会等補助事業【ソフト】 | 事業者 | 補助金 |
| | | まほろば唐松管理費 | 市 | |
| | | 中里温泉整備事業 | 市 | |
| | | 太田四季の村管理費 | 市 | |
| | | 真木真昼県立自然公園を美しくする会負担金【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | 観光拠点施設整備事業 | 市 | |
| | | 観光ガイドボード事業 | 市 | |
| | | 県立自然公園維持管理費【ソフト】 | 市 | |
| | | 観光登山事業 | 市 | |
| | | 花火イベント等情報発信事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | 花火師確保・支援事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | 花火学習プログラム展開事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市民間 | |
| | | 国際花火観光都市交流推進事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | 四季の「大曲の花火」開催・販売促進事業（花火産業構想アクションプラン推進事業） | 市民間 | |
| | | “あなただけの花火”打上事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | 花火大会における民泊活用の推進（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | せんのぜん展開事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | せんのぜん台湾向けPR事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | せんのぜん首都圏PR事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | | 「大曲の花・美(はなび)」ダリア販売普及事業（花火産業構想アクションプラン推進事業）【ソフト】 | 市 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 新規就農者研修施設運営事業 ①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。 ②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。 ③事業効果：就農に必要な技術・知識等を修得することにより、農業後継者の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | 大豆産地化推進事業 ①事業の必要性：国内有数の穀倉地帯である本市の広範な水田の有効活用と農業所得の向上を図る必要がある。 ②事業内容：土地利用型作物である大豆の生産に対して助成するとともに、現地検討会を開催することにより生産者の栽培技術や生産意欲の向上を図る。 ③事業効果：生産技術の徹底と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 補助金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|----------|------------|
| 商工業・6次産業化 | | 雇用助成金 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：新規常用雇用を行った事業所に対し助成を行う。 ③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 補助金 |
| | | 人材獲得応援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：職場環境の充実や福利厚生強化を図る市内企業に対し助成を行う。 ③事業効果：市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 補助金 |
| | | 創業支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、創業支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：市内で新たに創業を目指す方や、新分野へ進出する事業者に対して、創業に要する経費や新規雇用に要する費用を助成する。 ③事業効果：新たな雇用の創出につながることで地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 事業者 | 補助金 |
| | | 資格取得応援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、地域産業が求める専門的な資格を有する人材の育成と若者の地元定着を図る必要がある。 ②事業内容：資格取得の対象講習を受講した者に対し助成を行う。 ③事業効果：資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 負担金 補助金 |
| | | 工業振興奨励事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、将来にわたり活力ある地域を維持していくためには、産業の振興とそれに伴う雇用の場の創出、特に若者の定着を図る必要がある。 ②事業内容：新規に雇用を創出した市内企業に対し、工場用地や空き工場等の取得に要する経費、設備投資に要する経費を助成する。 ③事業効果：企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や若者の市内定着率向上による地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 補助金 |
| | | 情報通信産業 | | |
| 観光 | | 地域の花火大会等応援事業 ①事業の必要性：人口減少や少子高齢化が進む中、各地の花火大会及び花火が打ち上がるイベントの開催に対して支援することにより、伝統文化の継承や花火を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図る必要がある。 ②事業内容：市内各地で行われている花火大会等に対し、その規模に応じた大会運営補助や花火打上業務委託を行う。 ③事業効果：市内で開催される特色ある地域の花火大会等を支援することで、それぞれの伝統文化が継承されるとともに、観光入込客数や交流人口の増加、地域経済の活性化につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 民間 | 補助金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|-----------------------------|--------------|--|----------|----------|-----|
| | 企業誘致 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | | |
| | (11)その他 | 経営所得安定対策推進事業【ソフト】 | | 団体 | 補助金 |
| | | 農業振興情報センター事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 未来農業フロンティア育成研修事業 | | 市 | 補助金 |
| | | 環境保全型農業直接支払事業【ソフト】 | | 団体 | 補助金 |
| | | 多面的機能支払交付金事業【ソフト】 | | 団体 | 補助金 |
| | | 畑作園芸振興事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 地域農産物消費活動事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 「農業と食」活性化推進事業費【ソフト】 | | 市 | 補助金 |
| | | 中山間地域等直接支払交付金事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 土壌環境改善推進事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 畜産振興費【ソフト】 | | 市、団体 | 負担金 |
| | | 畜産業費補助金 | | 市、団体 | 補助金 |
| | | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金【ソフト】 | | 市 | 負担金 |
| | | 市営放牧場管理運営事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | へい獣保冷施設負担事業【ソフト】 | | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
| | | 病虫害防除推進対策事業【ソフト】 | | 団体 | 補助金 |
| | | 水田活用推進事業【ソフト】 | | 市 | 補助金 |
| 中小企業振興融資あっせん制度保証料補給事業【ソフト】 | | | 信用保証協会 | 補助金 | |
| 中小企業振興設備資金融資利子補給事業【ソフト】 | | 民間 | 補助金 | | |
| 中小企業振興緊急経営安定資金融資利子補給事業【ソフト】 | | 民間 | 補助金 | | |

5 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 大仙市の全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3、4のとおり

6 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

産業施設については、集約化も視野に入れながら長寿命化を図るとともに、更新時期が到来したときは空き施設の活用等も検討していく。

観光施設については、収益を伴う施設の管理運営は指定管理者制度の活用を基本とする。老朽化の著しい施設は、利用状況や市全域のバランス、代替機能の可能性などを勘案し、総量縮減方策を検討するほか、市が保有する必要性が低い施設は譲渡等を検討する。

第4章 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

Society 5.0 の実現を見据え、利便性の高い市民サービスの提供や情報格差の解消、情報ネットワークを通じた産業・教育・医療・福祉等の分野の活性化、新たなビジネスの創出など、様々な地域課題の解決に向けて積極的に情報通信技術（ICT）等を活用するとともに、これまで整備してきた情報通信基盤の維持・充実に努める。

（1）電気通信施設の整備

平成 22 年度に超高速情報通信基盤整備事業で市内全域に整備した光ファイバ通信網及び設備や機器などについて、利用者が安定して利用できるよう設備の維持管理に努める。

また、地上デジタルテレビ難視聴地域解消のために整備した地上デジタル放送再送信施設についても、安定的かつ継続的に地上デジタル放送を送信するため、施設の適正な維持管理を行ない、地理的・地形的条件にかかわらず全世帯が良好なテレビ放送を受信できるように努める。

5 世帯未満の携帯電話の不感地域については、解消策を検討していくとともに、通信事業者の単独整備について要望していく。

（2）情報化・デジタル化の推進

電子自治体の実現に向け、情報通信基盤設備の安定的な維持運用管理を行うとともに、情報通信格差の是正を図り、全地域、全住民が等しくサービスを受けられるようにする。また、情報通信技術を活用したサービスを必要性の高いものから順次、導入・提供できるようにする。

「大仙市DX推進ビジョン」の基本理念と方針のもと、情報通信技術を活用した市民や企業にとって利便性の高いサービスシステムの構築及びサービス提供の実現を目指し、かつ、市民生活の一層の向上と産業の活性化を図るために「大仙市DXアクションプラン」を策定・推進する。

2 現況と問題点

（1）電気通信施設の整備

市内居住エリアの大部分においては、携帯電話の使用が可能になっているものの、一部に不感地域が残っていることから、全ての住民がサービスの提供を受けられるよう解消策を検討し、地域間格差の是正を図る必要がある。

超高速情報通信基盤設備については、ケーブル断線事故発生時の早期復旧対応をはじめ、適切に維持管理をしていく必要がある。また、設備の効率的な管理運営を進めるため、民間事業者への移行も検討していく必要がある。

コミュニティ放送局「FMはなび」は、地域に密着した情報発信によるにぎわいの創出と、地域への迅速な防災・災害情報の発信が期待されているが、依然として難聴地域が存在していることから、その解消を図る必要がある。また、設備の維持管理については専門的な知識・技術が必要となっており、外部委託への移行を検討する必要

が生じている。

(2) 情報化・デジタル化の推進

情報社会の進展は目覚ましく、インターネットやスマートフォン・タブレット型端末をはじめとしたICTの利用は一層多様化・高度化しており、市民生活や経済活動に大きな変化をもたらしている。

スマートフォンやタブレット型端末の急速な普及によりインターネットの利用が急増しており、それを利用し簡素で迅速に、また身近な場所で必要なときにサービスを受けることが可能な行政サービスの提供が望まれている。

社会保障・税番号制度の開始に伴いマイナンバーカードを利用した市民の利便性向上や効率的な行政の推進を図る必要がある。

公共サービスがワンストップで誰でもいつでもどこでも受けられるよう、利用者(市民)の視点に立った電子行政サービスの実現、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築が求められている。

3 その対策

(1) 電気通信施設の整備

ア ICTの恩恵を市民一人ひとりが等しく享受でき、様々な情報の受発信と交流により、市民の自主的なまちづくり活動が促進されるよう、超高速・大容量の情報通信基盤の維持管理及び整備の充実を図る。

イ 携帯電話等の不感地域を解消するため、関係機関、事業者と連携を図りながら、その整備方策を検討するとともに、超高速通信設備の安定的な維持管理と充実に努める。

ウ 市と関係機関・市民が連携を図りながら、地上デジタル放送再送信設備の安定的な管理運用と整備充実に努める。

(2) 情報化・デジタル化の推進

ア 学校教育や生涯学習を通じた市民の情報通信機器操作能力の向上、技術者の養成のほか、市民や事業者などに対する様々な情報サービスの提供など、総合的な地域情報化を推進する。

イ 地域情報化の実現においては、自治体内、自治体間、民間企業とシステム連携を図ることでワンストップサービスが可能となるような情報システム共通基盤の整備充実や自治体クラウドの導入を検討する。

ウ 防災行政情報については、秋田県総合防災情報システムの更新により関係機関との迅速な情報共有を図るとともに、情報通信基盤を活用した情報伝達体制の強化に努める。

エ 国のマイナポータルを通じ市民に情報提供できる環境の整備を推進するとともに、マイナンバーカードの普及にあわせ、コンビニ等で各種証明書の交付が出来る情報システムの導入を検討する。

オ ICTの利活用により、子どもから高齢者までそのメリットを享受して豊かな生活を送ることができるよう、インターネット等の利用機会の創出と情報モラルや情報セキュリティに関する知識の向上と利活用力の向上を図っていく。また、世代間

のデジタル格差を是正するため、スマホ教室などの実施によりインターネットの利
 活用力の向上と情報セキュリティに関する知識の向上を図る。
 カ 無料公衆無線LAN環境の整備をはじめ、快適な通信利用環境の整備を図る。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|-----------------------|------|----------|
| 光ブロードサービスバンドの普及率 | 52.3 | 56.5 |
| 行政サービスへのICT導入累計件数 (件) | 0 | 8 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------|---|----|--|
| 3 地域における情 報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 | | | | |
| | 通信用鉄塔施設 | | | | |
| | テレビ放送中継施設 | 地上デジタル放送再送信施設管理運営事業 | 市 | | |
| | 有線テレビジョン放送施設 | | | | |
| | 告知放送施設 | | | | |
| | 防災行政用無線施設 | | | | |
| | テレビジョン放送等難視聴解消 のための施設 | | | | |
| | ブロードバンド施設 | | | | |
| | その他の情報化のための施設 | 超高速情報通信基盤設備管理事業 (光伝送路移設工事) | | 市 | |
| | | コミュニティFM施設整備事業 | | 市 | |
| | その他 | ICT推進費【ソフト】 | | 市 | |
| | | 電子計算管理運営事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 電子計算システム更新事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | マイナンバー制度関係システム整備事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 情報セキュリティ強化対策事業【ソフト】 | | 市 | |
| | | 証明書コンビニ交付システム管理運営費 | | 市 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | | |
| | 情報化 | | | | |
| | デジタル技術活用 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 基金積立 | | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域 における情報化を図る必要がある。 ②事業の内容：地域における情報化を図るための過疎 地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とする ため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとと もに、地域における情報化が図られるため、将来にわ たり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| (3)その他 | | | | | |

5 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道13号、東西方向の主軸である国道46号、105号により骨格が形成されている。秋田自動車道の大曲、西仙北、協和の各インターチェンジで地域相互を連絡しているほか、国道13号が大曲、仙北、神岡、西仙北及び協和を南北に、国道105号が中仙、大曲及び南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道13号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備など安全・安心な広域的ネットワークの形成が進んでいることから、快適な道路網を形成するため、高速交通ネットワークなどの優位性を活かした利便性の高い幹線道路と安全・安心な生活を支える生活道路の整備・改良を進める。加えて、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械の計画的な整備等、除排雪体制の充実・強化を図る。

農道・林道については、地場農林産物の生産活動の高度化や近代化、市場拡大に向けて整備を進めるとともに、修繕等による現道の長寿命化を図る。

公共交通については、鉄道の利便性向上に向けた取組や幹線バス路線の維持・確保に加え、地域の実情に応じた多様な交通システムを引き続き運行するとともに、免許返納者の増加等に伴う交通弱者対策の継続・強化を図る。また、市民が住み良さを実感できるまちを目指して長寿社会に対応した地域公共交通システムを検討する。

（1）市町村道の整備

生活に密着した市道については、緊急度の高いものから整備を進めていく。特に、消防自動車等の大型緊急車両の通行が難しい道幅の狭い道路については、その拡幅が求められていることから、速やかに現状を把握し優先して整備を進める。あわせて、現道の損傷・劣化箇所等の修繕や冬期間の通行確保などの安全対策にも努めていく。

本市の道路実延長は、令和元年度末において約3,142キロメートル、改良済延長約1,656キロメートル、改良率52.7%となっているが、今後も改良事業を計画的に進めるとともに、路面等の劣化に伴う補修を行うなど適切な維持管理に努めていく。

また、歩道整備については、市民からの要望が多いことから、生活道路や通学路などの整備を進め、歩行者の安全性・快適性の向上に努めていく。

さらに、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械や消融雪施設の整備を計画的に進めるなど、除排雪体制の充実・強化を進める。

（2）農道、林道の整備

農道、林道については、地場農林産物の生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市等への市場拡大を図るため計画的な整備を推進する。

また、損傷・劣化箇所等の修繕に努め、現道の長寿命化を図る。

（3）交通確保対策

鉄道については、首都圏や東北の主要都市と本市を結ぶ大動脈である秋田新幹線防

災対策トンネルの早期整備に向け、秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会を通じて要望活動を継続するとともに、奥羽新幹線、羽越新幹線についても早期実現に向けて要望活動に取り組んでいく。また、鉄道利用者の利便性向上に向けた運行時間の見直しについて、事業者等に適宜要請していく。

生活路線バスについては、通学や通院のために最低限必要な路線の存続をバス事業者に要望し、路線の維持確保に努める。

さらに、公共交通空白地域における移動手段の確保に向け、既存の交通システムの最適化を図るとともに、大仙市全体を視野に入れた新たな交通システムを検討し、市民要望への対応や不安の解消に努めていく。

また、高齢者や免許返納者の移動手段を確保するとともに、公共交通利用に対する優遇措置制度を充実し、公共交通の利用促進に努める。

2 現況と問題点

(1) 市町村道の整備

幹線道路、都市計画道路等については、計画的に整備を進めており、改良率及び舗装率は改善されてきているが、集落内道路等の生活道路については、未改良路線も相当数あり、地域住民から強くその改良が望まれている。また、生活道路を中心に損傷・劣化等により修繕を要する箇所も多く、適正な維持管理により通行の安全を確保する必要がある。

本市は県内でも有数の積雪寒冷地帯であるため、冬期間における通行の確保は市民生活の安定のためにも必要不可欠であり、今後とも除雪機械や消融雪施設の整備等、除排雪体制の充実強化が望まれている。

交通安全施設については、交通量の増加や運転者の高齢化などとともに、高齢の歩行者の増加などに伴い、交通事故の増加が懸念されることから、必要な整備を進め、安全な道路交通環境を確保する必要がある。

表 5-1 道路の現況

(単位：m, %)

| 区 分 | 路線数 | 実 延 長 | 改良済延長 | 改良率 | 舗装済延長 | 舗装率 |
|-----------|-------|-----------|-----------|-------|---------|-------|
| 国道(指定区間) | 2 | 54,885 | 54,885 | 100.0 | 54,885 | 100.0 |
| 国道(指定区間外) | 2 | 56,387 | 55,266 | 98.0 | 46,491 | 82.4 |
| 主 要 地 方 道 | 10 | 121,510 | 115,115 | 94.7 | 79,174 | 65.2 |
| 一 般 県 道 | 20 | 111,623 | 95,003 | 85.1 | 29,932 | 26.8 |
| 市 道 | 6,565 | 3,141,724 | 1,656,342 | 52.7 | 105,288 | 3.4 |

(道路現況調査 令和2年3月31日現在)

(2) 農道、林道の整備

農道、林道については、地場農林産物の生産活動の高度化、近代化、隣接市等への市場拡大を図るため、なお一層の計画的整備が求められている。

(3) 交通確保対策

鉄道については、秋田新幹線の開通により仙台圏や首都圏への所要時間が大幅に短縮され、人的・物的交流も増大してきているが、奥羽山脈の急峻な山岳地帯を横断するため、自然災害等のリスクを抱えており、その解消が本市を含む沿線自治体共通の願いとなっている。その具体策として期待される防災対策トンネルについて早期の整備が図られるよう、沿線自治体及び経済団体が一体となり要望活動を継続する必要がある。奥羽新幹線、羽越新幹線については、本市を含む秋田県全体の発展に資するものであり、関係自治体等と連携し、継続的に要望活動を行うことが必要である。また、奥羽本線、田沢湖線は、通勤・通学者や高齢者など、自家用車を利用できない交通弱者の利便性の向上を図る重要な機能を担ってきており、今後とも、利用者のニーズに応じた利便性の高い環境づくりに取り組む必要がある。

生活路線バスについては、超高齢社会において地域に密着した重要な交通手段として大きな役割を担ってきたが、人口減少やモータリゼーションの進展等により利用客の減少傾向が続き、バス事業者の自己努力による運行維持が困難となっており、公共交通機関に頼らざるを得ない住民の交通手段を確保するため、その存続は重要な課題となっている。また、バス路線が廃止になった地域や以前から交通空白地域となっている地域への新たな交通システムの構築及び導入が求められている。

さらに、今後、免許を返納する高齢者が増加することが予想されることから、公共交通施策の拡充と利用促進を図ることが課題となっている。

3 その対策

(1) 市町村道の整備

ア 本市は、県南地域の交通の要衝であることから、市と広域圏、県内各地はもとより、仙台圏及び首都圏とを結ぶ高速交通ネットワークの整備効果がより一層発揮できるよう、大曲、西仙北、協和の各インターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図る。

イ 地域高規格道路、国道、国道バイパスのほか、主要地方道、一般県道の整備促進をはじめ、新たに東部地区への地域高規格道路延伸を要望するなど、市内各地域相互を連絡し、その一体性を支える幹線道路ネットワークの構築に努める。

ウ 主要な公共施設や都市機能に対する交通の利便性向上を図るため、国道や県道への接続等も勘案しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を推進する。

エ 市民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え、歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保されるよう積極的に整備するとともに、バリアフリー化や歩車道分離を推進する。また、除雪機械をはじめ消融雪施設や流雪施設の整備充実を図り、冬期間の歩行者及び車両通行の安全確保に努める。

オ 道路の維持管理については、損傷・劣化箇所等の迅速な修繕に努め、歩行者及び車両通行の安全確保と長寿命化を図る。

カ 橋りょうの計画的な整備促進、維持補修に努める。

キ 交通安全施設については、自動車運転者とともに、歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保できるよう整備を進めるほか、幼児から高齢者まで交通安全意識を啓発するため、交通安全教育や広報活動などを進める。

(2) 農道、林道の整備

- ア 農林道については、地場農林産物の生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市等への市場拡大を図るため、県営農道整備事業等により計画的な整備を推進する。
- イ 林業経営の基盤である林道については、森林施業に係るコスト低減等を図るため既存林道の補修、改良や開設事業、作業道の整備を推進する。

(3) 交通確保対策

- ア 秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会を通じ、秋田新幹線の防災対策トンネルの早期実現に向けた要望活動を行う。また、通勤・通学者や新幹線利用者のニーズにあった運行時間の設定等、鉄道利用者の利便性が一層高まるよう、事業者及び関係機関に対し強力に要請する。
- イ 生活バス路線については、それぞれの地域に密着した重要な交通手段として、今後、ますます重要な役割を担っていくことから、既存の生活バス路線の存続を図る。
- ウ 公共交通空白地域における移動手段の確保に向け、乗合タクシー等の運行形態の見直しを行うとともに、交通環境の変化に伴う利用者のニーズを的確に把握し、大仙市全体を視野に入れた利便性を考慮した地域密着型の新たな運行形態の構築に努める。
- エ 現在の交通施策を充実させ、高齢者や免許返納者の移動手段を確保するとともに、公共交通利用に対する優遇措置制度を充実し、公共交通の利用促進につなげる。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|-----------------------------|---------|----------|
| 長寿命化対策実施済み橋りょう累計数 (橋) (H30) | 7 | 20 |
| 直営舗装施工延長 (m) | 17819.0 | 22000.0 |
| 林道整備 (km) | 193.4 | 204 |
| 公共交通空白地区数 (地区) (H30) | 4 | 0 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------|------------------------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1) 市町村道 | | | |
| | 道路 | 古四王際飯詰線 (側溝改良)L=60m W=6.93m | 市 | |
| | | 豊後野2号線 (道路改良)L=64m W=5.00m | 市 | |
| | | 西根内小友線 (側溝改良)L=194m W=6.75m | 市 | |
| | | 中沢嶋村線 (道路改良)L=220m W=5.25m | 市 | |
| | | 大川原下袋線 (道路改良)L=180m W=6.55m | 市 | |
| | | 金谷町団地 (側溝改良)L=1,000m W=5.4m | 市 | |
| | | 日の出町団地 (側溝改良)L=1,200m W=5.81m | 市 | |
| | | 四ッ屋鍵見内線 (側溝改良)L=1,200m W=5.88m | 市 | |
| | | 地藏田線 (側溝改良)L=200m W=4.45m | 市 | |
| | | 寺山九十九沢線 (道路改良)L=150m W=5.97m | 市 | |
| | | 萩台花館中町線 (道路改良)L=800m W=4.26m | 市 | |
| | | 佐野町団地内 (側溝改良)L=1,600m W=5.88m | 市 | |
| | | 朝日町団地内 (側溝改良)L=430m W=5.65m | 市 | |
| | | 若竹町団地内 (側溝改良)L=670m W=5.43m | 市 | |
| | | 白金町団地内 (側溝改良)L=600m W=10.42m | 市 | |
| | | 駅東団地内 (側溝改良)L=1,200m W=6.41m | 市 | |
| | | 大花団地内 (側溝改良)L=1,500m W=6.51m | 市 | |
| | | 福田団地内 (側溝改良)L=1,200m W=4.59m | 市 | |
| | | 笑ノ口団地内 (側溝改良)L=700m W=7.8m | 市 | |
| | | 蛭川南外線 (道路改良)L=380m W=2.16m | 市 | |
| | | 坪立線 (道路改良)L=1,300m W=11.83m | 市 | |
| | | 間倉8号線 (側溝改良)L=100m W=7.37m | 市 | |
| | | 間倉1号線 (道路改良)L=118m W=5.00m | 市 | |
| | | 旭町掃部線 (舗装補修)L=200m W=5.80m | 市 | |
| | | 二ッ屋原野線 (舗装補修)L=310m W=5.00m | 市 | |
| | | 新堀1号線 (道路改良)L=230m W=5.00m | 市 | |
| | | 古四王際国道13号線 (道路改良)L=170m W=7.00m | 市 | |
| | | 金谷町9号線 (側溝改良)L=90m W=5.00m | 市 | |
| | | 甲新藤木線 (側溝改良)L=70m W=4.00m | 市 | |
| | | 追分板杭線 (舗装補修)L=900m W=6.5m | 市 | |
| | | 大嶋野線 (舗装補修)L=830m W=6.5m | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|----------|----|
| | | 七曲・裏町中線 (消融雪施設)L=454m W=3.0m | 市 | |
| | | 金葛関口線 (側溝改良)L=160m W=5.6m | 市 | |
| | | 小沢山線 (側溝改良)L=245m W=4.0m | 市 | |
| | | 蒲東線 (側溝改良)L=182m W=5.0m | 市 | |
| | | 蒲藤原線 (側溝改良)L=190m W=5.0m | 市 | |
| | | 蒲中3号線 (側溝改良)L=630m W=5.0m | 市 | |
| | | 本郷道南沼の上線 (側溝改良)L=190m W=5.2m | 市 | |
| | | 神岡沼の上2号線 (側溝改良)L=60m W=2.0m | 市 | |
| | | 宇留井谷地中線 (側溝改良)L=270m W=5.0m | 市 | |
| | | 宇留井谷地中道線 (側溝改良)L=542m W=5.8m | 市 | |
| | | 宇留井谷地中2号線 (側溝改良)L=420m W=5.2m | 市 | |
| | | 宇留井谷地中支線 (側溝改良)L=590m W=5.6m | 市 | |
| | | 宇留井谷地新屋沢線 (側溝改良)L=240m W=3.8m | 市 | |
| | | 宇留井谷地南1号線 (側溝改良)L=210m W=4.5m | 市 | |
| | | 戸月大野線 (側溝改良)L=220m W=6.1m | 市 | |
| | | 戸月宮田線 (側溝改良)L=400m W=5.5m | 市 | |
| | | 高花線 (舗装修繕)L=432m W=5.0m | 市 | |
| | | 本郷野南1号・2号・3号線 (消融雪施設)L=289m W=3.0m | 市 | |
| | | 荒屋本郷野・荒屋中線 (消融雪施設)L=176m W=4.5m | 市 | |
| | | 北檜岡南・一本木3号・4号線 (消融雪施設)L=340m W=4.3m | 市 | |
| | | 笹倉線 (舗装補修)L=1,200m W=6.0m | 市 | |
| | | 宿・九升田線 (側溝改良)L=460m | 市 | |
| | | 刈和野旧国道南線 (除草工事)L=1,570m W=11.3m A=6,280㎡ | 市 | |
| | | 立倉・布又線 (路肩擁壁) L=985m W=3.5m | 市 | |
| | | 明園笹倉線 (側溝改良) L=140m W=6.5m | 市 | |
| | | 明園笹倉線 (舗装修繕)L=1,212m W=6.5m | 市 | |
| | | 加賀戸高屋敷1号線 (舗装修繕)L=100m W=5.5m A=400㎡ | 市 | |
| | | 大平2号線・3号線 (消融雪施設) | 市 | |
| | | 水中ポンプ更新 配管改修 L=339m | | |
| | | 宿・立倉線 (舗装補修)L=3,300m W=8.0m | 市 | |
| | | 宿・中央線 (舗装修繕)L=700m W=5.5m | 市 | |
| | | 松倉土川線 (舗装修繕)L=800m W=7.0m | 市 | |
| | | 杉山田・江原田・乙越線 (側溝改良)L=350m | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---------------------------------------|----------|----|
| | | 加賀戸2号線 (道路改良)L=270m W=3.3m | 市 | |
| | | 黒森山線 (地下水対策) | 市 | |
| | | 浮島2号線 (舗装修繕)L=105m W=452㎡ | 市 | |
| | | 紫嶋上ノ山線 (舗装修繕)L=640m W=6.0m | 市 | |
| | | 山回1号線 (道路改良)L=89.7m W=6.5m | 市 | |
| | | 豊川清水線 (舗装修繕)L=840m W=4.7m | 市 | |
| | | 上大蔵1号線 (舗装修繕)L=590m W=4.7m | 市 | |
| | | 中道前袴田2号線 (舗装修繕)L=1,200m W=4.5m | 市 | |
| | | 竹原水木田線 (舗装修繕)L=170m W=3.5m | 市 | |
| | | 水木田相野石持板屋線 (舗装修繕)L=500m W=4.5m | 市 | |
| | | 社前坊谷地線 (舗装修繕)L=1,020m W=6.3m | 市 | |
| | | 新山囲ノ内線 (側溝改良・路肩舗装)W=5.4m | 市 | |
| | | 高畑新山線・茶畑2号線 (歩道整備)L=355.35m W=3.0m | 市 | |
| | | 道ノ下柳田線 (側溝改良)L=110m | 市 | |
| | | 中道下村線 (舗装修繕)L=870m W=4.5m | 市 | |
| | | 中道下村線 (路盤打換)L=550m W=4.0m | 市 | |
| | | 清水福田線 (舗装修繕)L=570m W=4.3m | 市 | |
| | | 野田柏木田線 (舗装修繕)L=610m W=4.0m | 市 | |
| | | 境・上淀川線 (舗装修繕)L=1,600m W=7.0m | 市 | |
| | | 協和・河辺線 (舗装修繕)L=5,000m W=8.0m | 市 | |
| | | 上木沢千着線 (舗装修繕)L=500m W=6.0m | 市 | |
| | | 荒川線 (舗装修繕)L=1,400m W=6.0m | 市 | |
| | | 荻谷沢・墓地公園線 (道路改良)L=50m W=4.0m | 市 | |
| | | 台林・本郷野線 (交差点改良)L=30m W=9.0m | 市 | |
| | | 西1号線 (勾配修正)L=30m | 市 | |
| | | 木直3号線 (道路改良)L=156m W=4.0m | 市 | |
| | | 山王台坊田黒沢線 (改良舗装)L=100m W=5.0m | 市 | |
| | | 滝桑台線 (道路改良)L=510m W=5.0m | 市 | |
| | | 矢向線 (舗装修繕)L=1,732m W=5.0m | 市 | |
| | | 山王台北田線 (舗装修繕)L=850m W=7.0m | 市 | |
| | | 中宿揚土線 (舗装修繕)L=440m W=7.0m | 市 | |
| | | 小出大畑線 (歩道整備)L=700m W=6.0m | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|----------|----|
| | | (仮称)下袋1号線 (道路改良)L=80m W=7.5m | 市 | |
| | | 薬師堂湯ノ又線 (道路改良)L=1,105m W=6.0m | 市 | |
| | | 下湯ノ又4号線 (道路改良)L=530m W=5.0m | 市 | |
| | | 高野中山線 (路肩改修)L=400m W=6.5m | 市 | |
| | | 湯元荒又線 (路肩改修)L=365m W=5.5m | 市 | |
| | | 坊田物渡台線 (改良舗装・舗装修繕)L=2,220m W=7.0m | 市 | |
| | | 宮田下木直古川端線 (舗装修繕)L=820m W=5.5m | 市 | |
| | | 悪戸野鎌田1号線外1路線 (側溝改良)L=50m W=4m | 市 | |
| | | 中野桑台線 (舗装補修)L=310m W=7.1m | 市 | |
| | | 戸地谷線 (舗装修繕)L=800m W=6.5m | 市 | |
| | | 中仙太田仙北幹線 (舗装修繕)L=2,235m W=6.5m | 市 | |
| | | 清水福田線 (舗装修繕)L=485m W=4.5m | 市 | |
| | | 戸地谷南北線 (舗装修繕)L=1,220m W=5.0m | 市 | |
| | | 仙北球場線 (舗装修繕)L=1,700m W=6.0m | 市 | |
| | | 板見内福田線 (舗装修繕)L=1,900m W=4.5m | 市 | |
| | | 堀見内福田線 (舗装修繕)L=1,537m W=5.5m | 市 | |
| | | 堀見内東西線 (舗装修繕)L=242m W=4.0m | 市 | |
| | | 払田3号線 (舗装修繕)L=350m W=4.0m | 市 | |
| | | 高梨橋本南北線 (舗装修繕)L=1,057m W=5.0m | 市 | |
| | | 高梨清水線 (舗装修繕)L=1,243m W=6.0m | 市 | |
| | | 元田茂木・下田茂木添線 (舗装修繕)L=554m W=5.0m | 市 | |
| | | 穂田原2号線外2路線 (側溝改良)L=381m W=5.5m | 市 | |
| | | 板見内福田線 (側溝改良)L=300m W=3.25m | 市 | |
| | | 堀見内福田線 (側溝改良)L=120m W=6.0m | 市 | |
| | | 高梨堀見内線 (線形改良)L=225m W=7.0m | 市 | |
| | | 仙北太田線 (歩道整備)L=2,035m W=5.5m | 市 | |
| | | 仙北太田線 (舗装補修)L=1,350m W=5.5m | 市 | |
| | | 橋本幹線 (舗装補修)L=390m W=9.0m | 市 | |
| | | 真木線 横沢ハチ沢線 (側溝改良) 側溝修繕等現道維持 L=18,686m W=4.0m | 市 | |
| | | 北千本野堤田線 (歩道整備)L=1,040m W=2.5m | 市 | |
| | | 広域農道東西線 (歩道整備)L=1,900m W=2.5m | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------|--------------|--------------------------------------|---|-----------|-----|
| | | 伊勢堂窪堰線 (道路改良)道路拡幅 L=644m W=4.0m | 市 | | |
| | | 金井伝石神線 (道路改良)道路拡幅 L=802m W=4.5m | 市 | | |
| | | 永代小滝線 (道路改良)交差点改良 L=488m W=5.9m | 市 | | |
| | | 久保関古館線 (歩道整備)L=1,600m W=6.0m | 市 | | |
| | | 永代小滝線 (舗装補修)L=715m W=5.9m | 市 | | |
| | | 今泉小曾野線 (歩道整備)L=171m W=2.5m | 市 | | |
| | | 相野下田線 (舗装修繕)L=600m W=6.5m | 市 | | |
| | | 幹道15号線 (舗装修繕)L=700m W=6.0m | 市 | | |
| | | 久保関古館線 (舗装修繕)L=1,600m W=5.5m | 市 | | |
| | | 上余り目伊勢堂線 (道路改良)L=1,010m W=5.5m | 市 | | |
| | | 丸子町大花町線 (道路改良)L=160m W=6.0m | 市 | | |
| | | 水沢田尻1号線 (舗装打換)L=1,300m W=5.0m | 市 | | |
| | | 上宇津野・向築茂・芋台線 (L型擁壁設置)L=40m W=3.5m | 市 | | |
| | | 橋りょう | | | |
| | | その他 | 交通安全施設整備事業(全市) | 市 | |
| | | | 消雪施設等補助事業(大曲) | 消雪組 合等 | 補助金 |
| | | | 通学路グリーンベルト設置事業 | 市 | |
| | | (2)農道 | | | |
| | | (3)林道 | 林道補修事業(全体) | 市 | |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 北田山田ヶ沢線 L=2,893m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 大台線(民国連携) L=1,600m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 米ヶ森線 L=800m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 巢ノ沢小出沢線 L=4,800m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 向築茂線 L=5,500m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 矢向田ノ沢線 L=4,100m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 白糸滝線 L=3,900m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | 高能率生産団地路網整備事業費負担事業 畑の沢青平線 L=4,600m W=3.5m | 県 | 負担金 |
| | | | (4)漁港関連道 | | |
| | | (5)鉄道施設等 | | | |
| | | 鉄道施設 | | | |
| | | 鉄道車両 | | | |
| | | 軌道施設 | | | |
| | 軌道車両 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | (6)自動車等 | | | | |
| | 自動車 | | | | |
| | 雪上車 | | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|---------------------|------------|
| | (7) 渡船施設 | | | |
| | 渡船 | | | |
| | 係留施設 | | | |
| | (8) 道路整備機械等 | 除雪機械整備事業（全市） 除雪ドーザー8台、ロータリ除雪車11台、除雪グレーダ3台、除雪 トラック2台他 | 市 | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 地域交通対策事業 ①事業の必要性：生活バス路線廃止地域や公共交通空白地域等における高齢者等の日常的な移動手段の確保が必要である。 ②事業内容：公共交通空白地有償運送、市町村運営有償運送、市の交通システムの実施を図るほか、運転免許証を返納した高齢者等を対象に支援措置を講ずる。 ③事業効果：既存の公共交通を維持しながら所要の改善を行い、新たな取組を加えることで市民が利用しやすさと暮らしやすさを実感できる公共交通の実現につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 NPO 等 民間 | 負担金 補助金 |
| | 交通施設維持 | 橋りょう長寿命化対策事業 ①事業の必要性：日常生活交通経路である橋りょうについて、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。 ②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。 ③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの削減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | 道路長寿命化対策事業 ①事業の必要性：市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路を、市民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、計画的な維持管理が必要である。 ②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。 ③事業効果：法面・土木構造物・標識・照明等附属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | 通学路歩道整備事業 ①事業の必要性：日常生活に密接に関わり利用されている重要路線について、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、計画的な歩道等歩行者空間の整備が必要である。 ②事業内容：通学路緊急合同点検及び通学路安全パトロール等の結果を踏まえ、区画線及びグリーンベルト施工により車道及び歩道部の幅員を再設定し、通行車両の速度抑制対策を実施する。 ③事業効果：通行車両の速度低下により、安全・安心な歩道が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | その他 | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|----------|-----|
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | (10)その他 | 生活バス路線運行維持対策事業【ソフト】 | 事業者 | 補助金 |

5 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

道路（トンネル、大型カルバートを含む）については、定期的な調査や点検を実施し、現状の把握を行うとともに、適正な管理を行うための管理基準を定め、必要に応じた修繕方法を多角的に精査し、維持コストの低減を図る。

農道、林道については、使用頻度の高い路線の把握とあわせ、定期的な調査や点検を行い、状況に合わせた改修時期を検討しながら長寿命化と将来コストの削減に努める。

橋りょうについては、整備されてから60年を超える橋りょうがこれから大量に更新時期を迎えることから、橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づく長寿命化により将来コストの削減に努める。

第6章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

本市の緑豊かな自然環境は、何世代にもわたって先人達が守り育ててきた地域の財産である。今後も次の世代、またその次の世代へと未来永劫受け継がれるよう大切に守り育てつつ、保全の範囲内で地域の活性化に活用していく。

また、本市が「人が活き・集う魅力ある地域」となり、持続的に発展していくためには、快適で利便性と安全性の高い生活基盤の形成が不可欠であることから、上・下水道の整備や消防・防災体制の充実、衛生環境の整備などについて計画的に推進する。

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

簡易水道については、令和5年度末までに南外地区、令和6年度末までに神宮寺地区の簡易水道の整備を行い水道未普及地域の解消に努めるとともに、安定的に取水可能な河川水の水利権取得や地下水等、多様な水源確保に努めていく。

なお、整備後数十年が経過し老朽化している浄水施設や配水施設の改築及び水道管の布設替えを順次行い、市民に安全な水道水を安定供給していく。

下水処理施設については、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽による整備を行っているが、公共下水道、農業集落排水については、全ての地区で整備が終了しており、今後は加入を促進し接続率の向上に努める。

公共下水道及び農業集落排水の整備区域から外れている区域については、合併処理浄化槽による整備を進めており、設置を希望する市民の要望に対応するため補助金を確保し、公共用水域の水質の保全と快適で環境にやさしい生活環境の創出に努める。

なお、整備済みの公共下水道及び農業集落排水については、計画的に点検や調査を行い、老朽化による損傷・劣化等を把握し、突発的な機能損傷を未然に防ぐとともに、既存施設の長寿命化に向けた改築工事や処理施設の統廃合など費用対効果の高い維持管理を図り、限られた財源の中で下水道施設の持続的な機能を確保し、住民に安全・安心、継続的な下水道サービスを提供していく。

(2) 消防・救急施設の整備

災害に強いまちづくりの推進として、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、広域消防署並びに消防団体との連携による消防力、防災体制の強化を図るとともに、消防防災施設や備蓄品の計画的な整備・充実に努める。

また、地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の設立や活動を支援するとともに、計画的に防災訓練等を実施し、市民の防災意識の啓発を図る。

さらに、迅速な緊急情報の周知及び情報体制を図るため、コミュニティ放送局「FMはなび」を活用した緊急情報等を発信する防災ラジオの普及と活用を図る。

(3) その他生活環境等の整備

衛生環境の整備については、ごみの減量化と一般廃棄物処理実施計画に基づく分別の徹底を図るとともに、環境美化や不法投棄の撲滅に努めていくほか、合併前の旧市町村が設置し、現在休止中の7ヵ所の一般廃棄物最終処分場の早期廃止を進める。さ

らに、SDGsやカーボンニュートラルの実現に向け、環境問題に対する意識啓発を図るため、環境学習を推進する。

公営住宅については、長寿命化に向けて適正な維持管理に努めるとともに、老朽化等に伴い大規模改修・修繕が必要となる住宅の計画的な整備を進めるほか、バリアフリー化を推進する。また、安全・安心な住生活環境の実現に向けて、住宅・建築物の安全性確保に資する耐震診断やリフォーム等の支援を行う。

市営墓地については、市民ニーズを的確に把握しながら墓地区画の増設等について検討を行う。

市管理河川については、自然環境や景観に配慮しながら整備を進めるとともに、河川の環境整備・保全についても計画的に推進するほか、自然災害の未然防止を図るための対策を進める。

また、市民が安全・安心に暮らせる生活環境づくりに向けた公園等の計画的整備や市営駐車場の維持管理・整備を行うとともに、老朽公共施設の解体や地域の公共施設等生育する樹木の育成・保護、森林の病虫害防除のほか、社会問題となっている空き家対策等について計画的に推進する。

2 現況と問題点

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

① 簡易水道等の整備

水道は、健康で文化的な生活を営むための最も基本的な施設であるとともに、社会経済活動を支えるうえで不可欠な生活基盤施設であり、特に災害時には重要なライフラインとなっている。

本市の水道施設は、上水道1施設・簡易水道37（内非公営7）施設・その他16施設、合わせて54施設あり、令和2年度末の普及率は72.4%となっているが、県平均普及率91.7%とは大きな差がある。

松倉地区及び内小友中山地区では、それぞれ隣接する簡易水道から水道水を供給するための整備を進めており、令和5年度末までには水質や水量の不安は解消されるが、引き続き自家用井戸等を水源として利用している地域においては、地下水の水質悪化や渇水への不安があることから、地域の意向を踏まえた施設整備の検討が必要となっている。

また、既存の施設は老朽化が進行し長寿命化対策が必要とされる一方、少子高齢化の進行や過疎化による給水人口の減少に伴い水需要も減少傾向となっており、施設の整備、更新に係る見極めが難しい状況となっている。

② 下水処理施設等の整備

本市の下水処理施設は、流域下水道1施設（流域関連下水道4地域）、単独公共下水道4施設、農業集落排水26施設、合併処理浄化槽市町村設置型2地域、その他の地域は合併処理浄化槽個人設置型で整備を行っており、令和2年度の普及率は85.3%で県平均普及率88.4%を下回っている。

下水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の役割を担う重要な施設であり、できるだけ早期に施設を利用できるよう整備を図る必要がある。公共下水道及び農業集落排水の整備は全て終了したことにより、普及率の増加は合併処

理浄化槽の整備状況によるが、住民発意による整備手法であるため、交付金を活用した設置補助金のほか、市独自による助成を実施し普及促進を図っていく。

また、整備済みの公共下水道及び農業集落排水については、旧市町村時代に急速に整備が進められたことから、今後、各施設の修繕や更新の時期が集中することが見込まれている。

平成 27 年度に策定した生活排水処理整備構想（H28～R17）では、財政状況や事業を取り巻く情勢から、中長期的な見通しと課題を整理し、持続可能な事業運営のため、経済性を重要視するとともに将来の人口減少を考慮した上で、各処理区の統廃合を含めた最適な更新時期を定めているが、予想を上回る少子高齢化の進行や過疎化による処理人口の減少、大雨災害等による機器類の更新など状況が大きく変化した処理区もあることから、処理施設の統廃合の時期や大規模改築工事の時期、整備手法の見直しも含め構想の見直しが必要となっている。

（２）消防・救急施設の整備

本市の面積は 866.79 平方キロメートルと広く、東側に奥羽山脈、西側に出羽丘陵という地形であり、この中を一級河川である雄物川、その支流の玉川が貫流しており、また秋田自動車道等主要幹線が縦横にはりめぐらされていることから、自然災害や交通事故などの災害が発生しやすい状況にある。

本市の消防防災体制は、常備消防である大曲仙北広域市町村圏組合消防本部、非常備消防である大仙市消防団本部、支団、分団で構成され、消防団は 8 支団 34 分団が連携を取り合い、地域防災の担い手として各種災害に対応しながら活動している。

消防団の保有施設設備は、小型動力ポンプ 119 台、積載車 83 台となっており、防災施設として防災倉庫、水防倉庫のほか、消防水利として防火水槽 1,144 基、消火栓 1,089 基を設置している。また、自主防災組織として 388 団体が組織され、地域防災の要として活動している。

本市においても、開発等による建築物の高層化、大規模化など社会環境の変化に伴って災害形態が複雑多様化することが予想され、災害の発生時に迅速に対応できるよう市の地域防災計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら、防災施設の整備・充実等防災体制の強化が求められており、あわせて、急速な高齢化の進行に伴う要援護者対策等についても体制整備が必要となっている。

また、災害時に確実に市民に情報を伝達し、逃げ遅れによる被災を防止するため、防災メールや防災ラジオ、SNS、携帯アプリなどを活用した情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。

（３）その他生活環境等の整備

① 廃棄物処理施設

本市の家庭系一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類、古布類などに分別し、委託業者が市内 1,878 カ所のごみ集積所から収集運搬している。また、粗大ごみ（不燃性・可燃性）については、戸別収集により大仙美郷クリーンセンターや民間のリサイクル施設で処理されており、令和元年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 626 グラムとなっている。

しかしながら、山間部には依然として不法投棄されたごみが見受けられることか

ら、自然環境保全のため、不法投棄防止パトロールなどの対策を強化する必要がある。また、一般廃棄物の最終処分については、現在、大曲仙北広域市町村圏組合の一般廃棄物最終処分場で処分しており、合併前の旧市町村がそれぞれ設置した7カ所の最終処分場は全て休止中となっているが、水処理施設などの維持管理経費が嵩んでいることから、平成26年度に実施した「一般廃棄物最終処分場廃止計画基礎調査」の結果に基づき、処分場ごとの閉鎖整備事業計画を策定し、順次、廃止に向けた作業を進める。

また、し尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し大曲仙北広域市町村圏組合のし尿処理施設で処理されているが、公共下水道などの下水処理施設の普及により、し尿の処理量は減少している反面、浄化槽汚泥の処理量が増加しており、その有効活用を検討する必要がある。

② 公営住宅

公営住宅は、住宅困窮者に対して健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、四季を通じて快適な住環境を提供するため必要なものであり、本市には、19団地133棟579戸の公営住宅が整備されているが、その半数以上が築20年を経過しており、住宅の維持管理費が年々増大している現状にある。

近年、公営住宅への入居応募数は減少傾向にあるが、第二期大曲市公営住宅等長寿命化計画に基づき現状の管理戸数を維持するため、効率的・計画的な維持管理を実施していく必要がある。

③ その他生活環境施設

市管理河川については、整備率が低く、河川幅が狭いため蛇行や雑木等が繁茂している河川が多いことから、豪雨時には氾濫することもあり、流域の浸水被害を防止し地域の安全を確保する必要がある。

農村地域を取り巻く状況や環境の変化等により、農業用水路の汚濁が進行し、悪臭の発生等、農業生産環境や生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、降雨時には氾濫、溢水することもあることから、被害防止等の改善をする必要がある。

④ その他

近年の環境問題は、社会経済の進展や生活様式の変化による主に日常生活に起因するものに変化しており、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の問題となっている。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に対する意識啓発を図るため、行政と市民が一体となった環境学習を実施する必要がある。

快適に暮らせる環境を確保するため、生活排水や騒音等の生活環境に関する要望等に対応するほか、自治会や各種団体が行うクリーンアップなどの自主的な清掃活動に対する支援を行うことで、生活環境の保持と向上を図る必要がある。

また、市民が憩う公園をはじめとする地域の豊かな自然を守り育み、未来に引き継ぐことが必要である。

さらに、過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点からその適正な管理が必要となっている。

老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、安全・安心

な生活環境の確保と景観保全のための取組を進める必要がある。

3 その対策

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備

① 簡易水道等の整備

ア 地域の意向を踏まえた施設整備事業を推進するとともに、更新事業や事業統合の実施にあたっては給水区域の見直しを行うなど、財政状況、費用対効果及び加入率等を十分に検証し拡張の可能性について検討する。

イ 近年の節水傾向や少子高齢化の進行等に伴う水需要の減少等、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、事業環境の把握に努めるとともに、施設の老朽度に関する機能診断調査結果等や災害時給水拠点施設（病院等）への給水優先度などを総合的に勘案し、事業の統廃合も含めた更新事業を計画的かつ定量的に進めていく。あわせて、地方公営企業法の適用による企業会計方式により、中長期的な視点で経営状況や財務状況を把握し、これまで整備した資産を効率的・効果的に管理し、さらなる活用を図る。

② 下水処理施設等の整備

ア 公共水域の水質の保全を図るため、健康で衛生的な生活にも資する秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲処理区）及び流域関連公共下水道・公共下水道の事業を継続していく。

イ 流域関連公共下水道、公共下水道、農業集落排水の処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置を進め、下水道等未整備地域における生活排水処理施設の普及を促進する。

ウ 整備後年数が経過している下水道施設については、将来にわたって処理機能を維持保全するためストックマネジメントの手法を取り入れ、下水道施設全体の老朽化を長期的な視点で予測し、計画的に施設の点検・調査、修繕・改築等を行うことで下水道施設における事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、既存施設の有効利用や長寿命化対策を行うとともに、広域共同処理による処理施設の統廃合や改築更新を年次計画で行い、限られた財源の中で下水道施設の持続的な機能を確保する。

エ 市街地においては、浸水被害を防止するため都市下水路の整備を進める。

(2) 消防・救急施設の整備

ア 地域防災計画並びに消防施設・設備整備計画と整合を取り、小型動力ポンプ、積載車、格納庫等の消防施設について大曲仙北広域市町村圏組合と連携しながら整備・更新を図るとともに、緊急度の高い地域の消火栓、防火水槽等の消防水利施設の整備や災害時備蓄品を充実させ、地域住民の生命、身体、財産の安全確保に努める。

イ 女性消防団や機能別団員制度を積極的に活用し、消防団員の充足や資質の向上に努める。

ウ ICTを活用した防災情報システムを整備していく。

エ 地域としての防災能力を向上させるため、地域住民による自主防災組織の結成

及び育成を支援するとともに、市民の防災意識の啓発を図る。
オ ハザードマップの更新や防災ラジオのさらなる普及により、災害時の地域住民の迅速な避難体制の確立を図る。

(3) その他生活環境等の整備

① 廃棄物処理施設

- ア 循環型地域社会の形成に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を促進するため、分別収集の周知徹底や廃食用油の利活用を図るなど、ごみの減量化と資源の有効活用を推進する。
- イ ごみの減量化には、市民一人ひとりの取組が重要であることから、市民の環境意識の高揚を図るため、ごみ処理や環境に優しいライフスタイルなどに関する情報提供を行う。
- ウ ごみの不法投棄防止対策として、各地域に不法投棄防止監視員を委嘱し巡回を強化するほか、監視カメラを設置するなど、各種施策を積極的に推進するとともに、様々な機会を捉え、市民にごみの減量化の重要性について周知徹底を図る。
- エ し尿・浄化槽・下水道における汚泥処理については、脱水・乾燥処理機械等による堆肥化などの有効活用を図り、環境に配慮した廃棄物処理を行う。

② 公営住宅

- ア 既存の公営住宅については、長寿命化を推進するため計画的な改修及び設備の更新を実施しながら明るく住みよい環境整備を進める。
- イ 高齢者、子育て世帯、身体の不自由な方など、良質な居住環境を提供するため、既存市営住宅のバリアフリー化を推進する。

③ その他生活環境施設

- ア 市営墓地については、市民のニーズを的確に把握しながら整備を検討していく。
- イ 市管理河川については、自然環境や景観に配慮した工法で整備し、地域住民の生命や財産の安全確保とともに災害に強い地域づくりに努める。また、河川の環境整備・保全についても計画的に推進する。
- ウ 自然災害の未然防止を図るため、急傾斜地崩落防止施設の整備等の対策を推進する。

④ その他

- ア 環境学習により、普段の暮らしと環境問題との関わりを知り、環境保全について自ら考え、環境に配慮した行動を積み重ねる中で、環境に優しいライフスタイルを身につけて行く必要がある。ごみの分別・リサイクル、省エネルギーなどへの取組を通じて、環境問題について考える機会を市民や事業所に提供することにより、地球温暖化防止に貢献する。
- イ 自治会等が自主的に行うクリーンアップや側溝清掃などの環境美化活動やごみ集積所整備を支援し、公衆衛生と生活環境の向上を図る。
- ウ 市民ボランティアの協力を得ながら、公園や学校、地域の公共施設などに生育する桜等の樹木の育成・保護事業を計画的に推進する。

エ 市民が安全・安心に暮らせる生活環境づくりを推進するため、倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等について、解体・撤去などの未然防止対策を推進する。

オ 市民の安全・安心な生活を守り、住環境の保全と景観の保全整備を図るため、使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を推進する。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|----------------------|------|----------|
| 汚水処理人口普及率 (%) (H29) | 85.2 | 87 |
| 自主防災組織の活動率 (%) (H30) | 56.4 | 100.0 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g) | 977 | 874 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|-----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 上水道 | 配水施設拡張改良事業（大曲） | 市 | |
| | | 大曲上水道玉川浄水場更新事業 | 市 | |
| | | 統合型管路台帳システム構築事業（上水道分） | 市 | |
| | 簡易水道 | 神宮寺地区簡易水道拡張事業 | 市 | |
| | | 協和地区簡易水道配水施設更新事業 | 市 | |
| | | 南外地区簡易水道拡張事業 | 市 | |
| | | 西仙北地区簡易水道配水施設更新事業 | 市 | |
| | | 集中監視システム統合整備事業 | 市 | |
| | | 統合型管路台帳システム構築事業（簡易水道分） | 市 | |
| | | 簡易水道施設機器等更新事業 | 市 | |
| | その他 | 成瀬ダム負担金負担事業 刈和野地区、大沢郷地区、南外地区取水負担金 | 国交省 | 負担金 |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | 公共下水道事業 | 市 | |
| | | 公共下水道管渠改築更新事業 | 市 | |
| | | 生活排水処理施設整備事業 （農業集落排水の公共下水道接続工事） | 市 | |
| | | 公共下水道施設更新事業 | 市 | |
| | 農村集落排水施設 | 農業集落排水事業（機能強化） | 市 | |
| | | 農村集落排水施設更新事業 | 市 | |
| | 地域し尿処理施設 | | | |
| | その他 | 秋田湾・雄物川流域下水道事業建設費負担事業 | 県 | 負担金 |
| | | 秋田県南地区広域汚泥資源化事業建設費負担事業 | 県 | 負担金 |
| | (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | 一般廃棄物最終処分場水処理施設等解体工事 | 市 | |
| | し尿処理施設 | | | |
| | その他 | | | |
| | (4) 火葬場 | | | |
| | (5) 消防施設 | 消防施設整備事業（消火栓20基） | 市 | |
| | | 消防施設整備事業（小型動力ポンプ付積載車40台） | 市 | |
| | | 消防施設整備事業（格納庫5棟） | 市 | |
| | | 消防車両更新等負担事業 （消防車両12台、救急車両12台） | 広域市 町村圏 組合 | 負担金 |
| | (6) 公営住宅 | 市営住宅維持管理事業（大曲） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（神岡） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（西仙北） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（中仙） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（協和） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（南外） | 市 | |
| | | 市営住宅維持管理事業（太田） | 市 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 生活 | | | |
| | 環境 | | | |
| | 危険施設撤去 | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|------------|----|
| 防災・防犯 | | 空き家等の適正管理事業 ①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点から、その適正な管理が必要である。 ②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費について所有者に対し助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。 ③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 危険空き家等所有者市 | |
| | | 災害に強いまちづくり事業 ①事業の必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災に対する意識の高揚、地域としての防災能力の向上を図る必要がある。 ②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。 ③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自主防災組織市 | |
| | | 防災ハザードマップ更新事業 ①事業の必要性：水害の発生を前提に市民の自主的な避難を促すことで人的被害の軽減を図るため、洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配布する必要がある。 ②事業内容：国土交通省で行う浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い、作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配布する。 ③事業効果：地域での災害の発生を前提に市民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| その他 | | 下水道施設長寿命化対策事業 ①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全の等の役割を担う下水道施設は今後急速に老朽化することが想定されており、良質な下水道サービスを持続的に提供するためには、計画的な維持管理が必要である。 ②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。 ③事業効果：持続的な下水道事業運営の確保と快適で環境にやさしい生活環境の維持が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | 公共施設等解体撤去事業 ①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、危険防止と景観保全のための解体撤去を行う必要がある。 ②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。 ③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|------------------|--|----------|--------|
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | (8)その他 | 森林病害虫等防除対策事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 有害鳥獣駆除事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 大曲駅東駐車場整備事業 | 市 | |
| | | 大曲駅前自転車駐車場整備事業 | 市 | |
| | | 川港親水公園整備事業 | 市 | |
| | | 児童公園フェンス改修整備事業 | 市 | |
| | | 公園遊具改修整備事業（大曲） | 市 | |
| | | 市民ゴルフ場整備事業 | 市 | |
| | | 大佐沢公園整備事業 | 市 | |
| | | 中仙地域公園改修事業 | 市 | |
| | | 太田南部地区（横沢）公園整備事業 | 市 | |
| | | 桂公園整備事業 | 市 | |
| | | 中央公園整備事業 | 市 | |
| | | 姫神公園遊具整備事業 | 市 | |
| | | 神岡中央公園整備事業 | 市 | |
| | | 仙北ふれあい公園整備事業 | 市 | |
| | | 市道水害対策事業 | 市 | |
| | | 河川改修事業（大曲） | 市 | |
| | | 河川環境整備活動推進事業【ソフト】 | 自治会 | 補助金 |
| | | 住宅・建築物安全ストック形成事業（市民・耐震診断改修）【ソフト】 | 市民間 | 委託料補助金 |
| | | 住宅・建築物安全ストック形成事業（市所有建築物・耐震診断改修）【ソフト】【ハード】 | 市 | |
| | | 空き家等の緊急除排雪事業 | 市 | |
| | | 災害備蓄品購入事業 | 市 | |
| | | AED設置事業 | 市 | |
| | | 環境学習推進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 廃棄物減量化対策事業【ソフト】 | 市 | |
| | 環境衛生事業【ソフト】 | 市 | | |
| | ごみ集積所設置補助事業【ソフト】 | 自治会 | 補助金 | |

5 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

上水道については、旧市町村時代に建設が進められたものであり、老朽化が進んでいる施設も存在していることから、今後はコストダウンにつながる方策を検討し、長寿命化を図るとともに、施設の更新時には周辺施設との統合を検討し、効率的な運営を進めていく。

下水道については、設備自体が急速に整備された背景から、各施設の経過年数はあま

り変わらないため修繕や更新費用が一時的に集中する可能性がある。このことから、コストダウンにつながる方策を検討し長寿命化を図るとともに、統合についてはライフサイクルコストを考慮しながら検討し、効率的な運営を進めていく。

公営住宅については、計画的な改修を実施し、耐用年数までは長寿命化対策を講じる。また、改修費用の増大や入居者数の減少等による施設については用途廃止を検討し、新たに住宅を整備する必要がある場合は、民間アパート等を仮想市営住宅として官民協働の住宅供給を推進する。

公園については、その地域になくってはならない施設であるため現状維持を基本とし、設備や遊具等の更新については、事故等が発生しないよう計画的に予防修繕を行い、長寿命化を図っていく。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本市の持続的な発展には、一定の人口規模と安定した人口構造の維持が必要であり、人口の自然増、特に合計特殊出生率の改善と出生数の増加が重要である。

本市における直近の合計特殊出生率（H25～H29：人口動態 保健所・市区町村別統計）は、秋田県全体の1.34を上回る1.42となっているが、経年的には減少傾向にあるほか、女性人口、出生数とも減少が続いている。一方で未婚率や平均初婚年齢は上昇傾向で推移しており、未婚化や晩婚化が進んでいる状況にある。これに若年層の転出増加が相まって、合計特殊出生率の減少につながっているものと考えられる。

平成27年に実施したアンケートによると、理想的だと考える子どもの人数は平均で2.35人であるのに対し、今後の予定も含めた実際の子どもの人数は1.65人となっており、理由として「金銭面での負担」などの経済的なものや、「高齢出産のため」など出産・育児に対する不安、「将来の雇用」に対する不安が上位となっている。

また、同じアンケートによると、「結婚したい」と回答した独身者は回答者の8割を超えており、何らかのきっかけがあれば未婚率が低下する可能性が示唆されている。

さらに、「結婚・出産・子育て支援で重要な取組」として、「安定した雇用機会の提供」「子育てに対する経済的支援」「子育てと仕事の両立のための環境づくり」が上位にあげられている。

こうした状況を踏まえ、出生数の増加と子育て環境の確保に向けた手立てとして、産業振興等による雇用の安定化に努めるとともに、出会いから結婚、出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援体制及び制度を構築し、地域の理解と協力のもと、地域全体で応援する環境を形成することにより、結婚、出産及び子育てに「喜び」と「安心」を感じられる「子育てに寄り添うまち」を創造していく。

高齢者等の保健・福祉の向上増進においては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされている。これまで築いてきた関係機関や各種団体等の地域福祉ネットワークのさらなる連携強化を図りながら、地域の社会資源の活用と新たな資源開発に取り組み、市民、行政、関係機関や団体等が「自助」「共助」「公助」それぞれの役割を果たしながら、地域の特性に応じて地域全体で高齢者の生活を支えることが出来る「支え合いの地域づくり」を目指す。

また、高齢化が進行する中で、高齢者の健康増進と健康寿命延伸のため、地域を主体とした健康づくり事業や介護予防事業を推進し、加齢や疾病を起因とする生活機能の低下を予防し、要介護状態となることを出来るだけ遅らせるための予防対策に取り組む。

さらに、高齢者自身が地域社会を担う一員として、これまで培ってきた知識や技術、経験等を、健康づくりや趣味・スポーツ等を通じた生涯学習活動、世代間交流活動やボランティア活動などの場で発揮できるよう、社会参加の機会や場の提供など、高齢者の自立と生きがいづくり、社会貢献などを総合的に支援する。

また、生活習慣病に関する知識の提供や生活習慣改善に向けた健康教室、健康相談を実施するほか、生活習慣病予防のために住民が行う自主的な取組を支援し、自分の

健康は自分で守るという一人ひとりの意識の醸成を図る。

加えて、病気の予防、早期発見・早期治療のため、関係機関との連携と協力のもと、身近な会場で受診できる利用しやすい健(検)診体制の整備に努める。

(1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策

未婚化・晩婚化・少産化などにより少子化が進んでいる中で、安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じながら、子どもが健やかに成長できる環境の構築に取り組むなど、子育てを社会全体で支援する仕組みづくりが必要となっていることから、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもがこころ豊かで健やかに育ち、安心して子育てができるまち大仙市」の実現を目指すことを基本理念として各種施策を推進する。

また、地域や地域の事業者などとの連携・協力により、子育てと仕事が両立でき、精神面や経済面等での様々な負担感が解消されるよう、地域社会全体で支える子育て環境を整備する。

障がい者(児)に対するサービスは、地域の実情に応じて、適切に提供できるよう体制の整備を図るとともに、住民の障がいに対する理解を深め、障がい者(児)の社会参加を積極的に支援し、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を送れるよう福祉施策の充実を図る。

また、家族形態の多様化に対応し、母子・父子家庭及び寡婦(夫)が自立した生活を送ることができるよう個々の家庭の事情に十分配慮しながら、相談体制の充実や施策・取組についての情報を提供し、母子・父子家庭及び寡婦(夫)の自立促進に向け支援の充実を図る。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

必要なときに必要とするサービスが受けられるよう、介護サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、医療・介護が切れ目なく継続的に提供できる、在宅医療・介護連携の体制を構築するほか、がんや生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るための各種健(検)診の受診促進に努める。

また、保健・福祉に対するニーズの多様化を捉えた地域住民相互の助け合いや見守り体制の強化を図るとともに、高齢者の自立した生活の維持を支援するための総合的な支援を行う。

さらに、日常生活の中で、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう、高齢者の総合相談、支援機関として地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、長寿化に伴い顕在化している認知症の予防・早期発見・早期対応に向けた施策の充実を図る。

また、特別養護老人ホーム等への施設入所希望者の待機期間の短縮と待機者の減少を目指すとともに、出来る限り身近な地域で介護を受けながら生活できるよう、地域密着型サービスの基盤の拡充を図る。

加えて、家族介護者に対する支援や日常生活上、介護サービス以外の何らかの支援が必要な高齢者に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、市民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備に努めるほか、高齢世帯に対する除雪支援や高齢者等買い物弱者対策を行う。

2 現況と問題点

(1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策

① 児童福祉

母子保健事業については、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦の健康・栄養相談、パパママ教室、乳児家庭訪問、乳幼児健診の実施など、妊娠、出産、育児までを切れ目なく支援し、母子の健康管理と育児支援に努めている。また、関連事業においては、受診勧奨や個別支援に重点を置き、実施率や参加率の向上に努めている。

未来を担う児童の健全育成は、何にも増して重要であるが、本市の総人口と同様に、児童の人口も今後減少し、就学前児童では平成27年4月時点の3,189人に比較し、令和2年には約580人の減少が見込まれている。

本市では、保育サービス等を提供する施設として認可保育所（保育園）14施設、認定こども園10施設、小規模保育施設1施設、事業所内保育施設1施設のほか、放課後児童クラブ27カ所、地域子育て支援センター10施設、地域子育て支援拠点施設（子育てひろば）3施設、児童館12施設が整備されているが、施設の老朽化による改築や統廃合、地域のニーズに応じた施設の多機能化を図るための整備や、就業形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっている。

② 障がい者（児）福祉

平成25年4月に障害者総合支援法が施行されており、障害福祉サービス等の対象となる障がい者等（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等）へ、障がい種別に関わりなく共通の福祉サービスが提供されている。

現在、本市では、障がい者（児）が必要なサービスを受けられるよう提供体制の整備を図っているが、利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を充実させ、障がい者が地域で安心して生活できる環境の整備・拡充が必要となっている。

③ 母子・父子福祉

離婚件数の増加等により、ひとり親家庭が急増している中で、母子・父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法や母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て支援や生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援策について、地域の母子・父子家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していく必要がある。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

地域住民に対する保健活動については、健康増進センターを核として地域の医療機関等と連携し、健康づくりに対する意識啓発や各種の指導、市民が主体となった健康の保持増進を支援する環境の整備など、総合的な健康づくりに努めており、あわせて、各種健（検）診の充実や疾病の早期発見など健康づくりと一体となった総合的な保健対策を進め、地域が一丸となって生涯を通じた健康づくりを推進している。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的とした健康教育や健康相談を実施するとともに、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図るため、日曜健（検）診、追

加検診、未受診者に対するコール・リコール事業などを実施している。令和元年度における受診率は、特定健診 40.8%、胃がん検診 7.1%、子宮がん検診 9.7%、乳がん検診 13.0%、大腸がん検診 18.7%、胸部総合検診 16.1%となっており、秋田県平均をおおむね上回っている。

また、令和元年の本市における生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡率は、10万人当たり 886 人と高い状況にあり、各種健（検）診の受診率向上による、疾病の早期発見と早期治療を推進し、生活習慣病による死亡率の低下に努める。さらに、精密検査の受診率が 100%となるように受診勧奨に努める必要がある。

少子高齢や核家族化等の急速な社会環境の変化に伴い、地域の身近な交流やコミュニケーションが希薄化し、その結果として地域社会において高齢者の孤立化、孤独死、自殺、消費者被害などの深刻な事態の発生に加え、除雪困難者や買い物困窮者の増加なども顕在化している。

また、ひとり暮らし高齢者等の増加により生活支援のニーズが多様化し、従来の福祉行政の対応だけでは困難なケースが生じていることから、「自助」や「公助」とともに地域の相互扶助を基本として「共助」の領域拡大が重要となっている。

令和 2 年 3 月末における本市の高齢者人口（65 歳以上）は 30,091 人、全人口に占める高齢化率は 37.6%となっており、現行計画策定前の平成 27 年 3 月末の高齢化率と比較して約 3%増加している。これは高齢者人口の増加のほか総人口の減少も影響しており、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

また、介護保険制度における本市の 65 歳以上の要介護認定者数は、令和 2 年 3 月末では 6,193 人で、平成 27 年 3 月末の 6,078 人と比較し約 100 人増加している。

このような状況下において、介護保険給付費の増加は、介護保険財政を逼迫させるとともに、介護保険料の上昇により高齢者の生活にも影響を与えることから、高齢者が地域で安心して暮らすためには、介護保険サービス以外の介護予防対策や認知症施策の推進、地域全体で高齢者を支える生活支援体制の整備など、医療・介護・予防・生活支援等が連携して、高齢者を包括的にサポートできる地域包括ケアシステムの構築が急務である。

3 その対策

(1) 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策

① 児童福祉

ア 妊娠、出産、育児を通して親と子が心身ともに健やかに暮らせるよう、小児科医との連携を図りながら、出産を控えた親に対する準備教育や子育てに関する情報提供等、様々な支援体制の整備に努める。

イ 市内全ての地域に子育て支援センターを設置し、気軽に相談できる体制の整備に努めるほか、育児ボランティアの育成と活用に取り組み、子育てに対する不安の解消や親子の交流など、子育てに対する身体的・精神的負担の解消や育児支援の充実を図る。

ウ 多様化する保育ニーズへの対応や保育待機児童の発生防止に資するため、一時保育や延長保育などの特別保育事業を継続して実施するほか、保育士の確保を目的とした各種事業を拡充する。あわせて、保育料の無償化や各種手当ての給付等により、生活基盤が弱い若い子育て家庭でも、安心して子育てができる環境を整

備する。

エ 児童の健全育成を図るため、各地域で利用ができるよう放課後児童クラブを増設するほか、世代間交流などを実施し、地域社会全体による子育て支援体制の確立を図る。

オ 急速に進む少子化傾向の中で、利用者の多様なニーズに応じた認可保育所、認定こども園等児童福祉施設の整備を推進する。

カ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、出産祝金を支給するほか、医療に要する費用助成を実施する。

キ 福祉部門を中心とした行政の横断的な取組により、保健・医療・福祉・教育が一体となって、多様な保育ニーズへ対応するための総合的な子育て支援を推進する。

② 障がい者（児）福祉

ア 利用者のニーズや地域の実情に応じながら、サービス事業提供者の新規参入や提供量の拡大等を促進し、必要なサービス提供体制の整備を図る。

イ 障がい者（児）が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、市民の障がいに対する理解を深め、障がい者（児）の社会参加を積極的に支援するとともに、療養施設整備等への支援や交通支援などの福祉施策の充実を図る。

③ 母子・父子福祉

ア 家族形態の多様化に対応し、母子・父子家庭が自立した生活を送ることができるよう個々の家庭の事情に十分配慮しながら、相談体制の充実や施策・取組についての情報を提供していく。

イ 母子・父子家庭が就業に必要な能力開発や資格取得のために、教育訓練講座の受講又は養成機関においての修業に対し、給付金を支給することで経済的自立を支援していく。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア がん、生活習慣病の予防と早期発見及び早期治療を図るため、各種健（検）の受診率の向上と精密検査の受診の促進に努める。

イ 自殺対策については、相談事業の拡充やメンタルヘルスサポーターの養成など、市民、関係機関、行政が連携を図りながら包括的な取組を推進する。

ウ 保健・福祉に対するニーズが多様化していることから、行政サービスでは対応が困難な部分について、地域住民、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員などが連携し、地域住民相互の助け合いや見守り体制の整備強化を図る。

エ 医療や介護、生活支援がより機能するための日常生活圏域の設定と、それらの支援の中心的機能を果たす地域包括支援センターの適正数の設置及びその機能強化により、今後市が取り組む「新しい総合事業」の実施体制を確立する。

オ 地域包括支援センターと医療・介護・保健・福祉等の関係機関が連携を図りながら、認知症の予防、早期発見、早期対応に加え、住民の認知症についての正しい知識の普及に努めるとともに、認知症高齢者及びその家族を見守り支える仕組みや体

制を構築し、認知症施策の一層の充実を図る。

カ 高齢者の自立した生活の維持を支援するための総合的な支援を行う。特に、介護保険制度における要介護及び要支援に該当しない高齢者も健康を維持し、社会参加や生きがい活動などに積極的に参加できる機会や場の提供に努める。

キ 施設整備については、入所希望者の待機期間の長期化を解消するため、補完的に他の介護保険サービスの利用を促しつつ、将来的な高齢者数の減少に起因する要介護者数の減少を見据えた需給バランスを勘案しながら弾力的に進めていく。

ク ライフスタイルの変化に伴い、食事や運動などの生活習慣も変化しており、生活習慣病による死亡率が高まっている。このため、運動習慣の定着や健康的な食習慣の実践など、疾病予防と健康増進につながる個人の健康づくりを支援し、市民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備に努める。

ケ 独力で除排雪が困難な高齢世帯等の除排雪・雪下ろしに対し支援を行うとともに、免許返納等により自らの移動が困難となった高齢者等に対する支援を行う。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|-------------------------------------|------|----------|
| 子育て支援の満足度 (%) | 47.4 | 70.0 |
| 要支援・要介護認定者に占める居宅サービス受給者割合 (%) (H30) | 42.1 | 45.4 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------|---|----------|-----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 | | | |
| | 保育所 | 法人立等保育所補助事業 | 法人等 | 補助金 |
| | | 法人立等保育所補助事業（施設整備事業） | 法人等 | 補助金 |
| | 児童館 | 児童館管理運営事業【ソフト】 | 市 | |
| | 障害児入所施設 | | | |
| | (2) 認定こども園 | 法人立等認定こども園補助事業（施設整備事業） | 法人等 | 補助金 |
| | (3) 高齢者福祉施設 | | | |
| | 高齢者生活福祉センター | 南外ぬくもりの郷（生活支援ハウス・介護予防拠点施設）空調設備改修事業 | 市 | |
| | 老人ホーム | 特別養護老人ホーム愛幸園空調システム整備事業 | 法人 | 補助金 |
| | 老人福祉センター | 神岡福祉センター耐震補強事業 | 市 | |
| | その他 | | | |
| | (4) 介護老人保健施設 | | | |
| | (5) 障害者福祉施設 | | | |
| | 障害者支援施設 | 障がい福祉サービス事業所まつくら改築事業 | 法人 | 補助金 |
| | 地域活動支援センター | 地域活動支援センターふれあい施設改修事業 | 市 | |
| | 福祉ホーム | | | |
| | その他 | | | |
| | (6) 母子福祉施設 | | | |
| | (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | | | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 保育士確保推進事業 ①事業の必要性：保育所等の待機児童の解消のため、保育士を確保する必要がある。 ②事業内容：保育士の処遇改善、就労奨励金の支給等を実施する。 ③事業効果：保育士の就労の促進と離職の防止により保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 法人 市 | 補助金 |
| | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者生活支援サービス事業 ①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、人口が減少する中で、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。 ②事業内容：高齢者やその家族に対し、介護予防、生活支援及び家族介護支援のため、次の事業を実施する。 ・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。 ・介護予防デイサービス／要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。 ・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。 ・緊急通報体制等整備／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。 ・要介護者移送サービス／要介護4・5の認定を受けた高齢者を対象に、退院時、移送用車両により自宅へ移送を行う。 ③事業効果：高齢者の自立した生活の継続と生活の質の確保を図るための総合的な支援を行うことで、高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|----------|-----|
| | | <p>高齢者等除雪サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：高齢者のみの世帯等に対し、道路除雪車で発生する家屋前の雪塊等の除排雪を実施するほか、当該世帯の巡回調査を行い、必要に応じて家屋の除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。また、独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口・通路・住宅周りの雪下ろしにかかる経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果：高齢者等の自立した生活の継続を図るための支援を行うことで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | 健康づくり | | | |
| | その他 | | | |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | (9) その他 | 温泉ふれあい入浴サービス事業【ソフト】 | 市 | |
| | | はり、灸、マッサージ施術費助成事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 地域子育て拠点事業（子育てひろば型）【ソフト】 | 市 | |
| | | 特別保育支援事業費補助事業【ソフト】 | 法人 | 補助金 |
| | | 放課後地域児童健全育成事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 母子・父子自立支援員設置事業【ソフト】 | 市 | |
| | | スマイル子育て応援事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 家庭児童相談員設置事業【ソフト】 | 市 | |
| | | すこやか子育て支援事業【ソフト】 | 市 | |
| | | ファミリー・サポート・センター事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 病児・病後児保育事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 子育てファミリー支援事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 子育て応援ふれあい促進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 子どもの遊び場管理費【ソフト】 | 市 | |
| | | 要支援児童保育対策事業【ソフト】 | 市 | 補助金 |
| | | 在宅保育すこやか応援事業【ソフト】 | 市 | 補助金 |
| | | 幼児教育推進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | フッ化物洗口事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 保健事業（各種がん健診等）【ソフト】 | 市 | |
| | | 健康づくり推進事業（健康づくり、食生活、食育）【ソフト】 | 市 | |
| | | 自殺予防対策事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 母子保健推進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | こんにちは赤ちゃん事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 障がい者通所通院交通費助成事業【ソフト】 | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--------------------------|------------------|-----|
| | | 大仙市障がい者(児)タクシー券給付事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 身体障がい者療護施設整備事業費補助事業【ソフト】 | 法人 | 補助金 |
| | | 知的障がい者施設費負担事業【ソフト】 | 広域市 町村圏 組合 | 負担金 |
| | | 地域支え合い事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 子ども・若者育成支援事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 医療給付扶助事業【ソフト】 | 市 | |

5 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

保育所などの児童福祉施設については、児童数の動向を見ながら継続、廃止を検討していくとともに、計画的な改修により長寿命化を図る。

高齢者福祉施設については、施設の特徴や地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持していく。

第8章 医療の確保

1 医療の確保の方針

市民が地域で安心して医療を受けられるよう、無医地区の発生防止に努めるとともに、中核病院である大曲厚生医療センターの機能強化に向けた取組を支援し、がん医療や救急医療などの高度医療の充実を図るほか、病診連携の推進により地域医療体制を維持・強化する。

また、大曲厚生医療センターに隣接する市健康増進センターや大仙市社会福祉協議会、大曲仙北医師会、ハブ機能を有するショートステイ等と連携し、近接する公共交通機関の拠点施設と一体となった、保健、医療、福祉のワンストップサービスを提供する。

市立大曲病院では、精神科医療や需要が高まっている認知症医療について、関係機関と連携し、患者の地域生活を支える医療サービスの提供に努める。

さらに、不妊治療などの治療費が高額な医療に対しては助成制度を拡充し、治療を受ける市民の経済的負担の軽減を図り人口増加に努める。

(1) 無医地区対策

平成26年度以降、本市においては、無医地区、無歯科医地区、準無医地区、準無歯科地区は存在していないが、今後において再び無医地区が発生しないよう、医療機能の維持に努めていく。

(2) その他の医療の確保対策

大曲仙北医師会、大曲厚生医療センター、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、大曲仙北広域市町村圏組合と市とで開催している大仙市医療行政連絡会において、地域医療やこれに付随する周辺環境について情報を共有し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制を整備する。

2 現況と問題点

(1) 無医地区対策

現在、本市に無医地区は存在していないものの、無医地区が生じた際には、本市が広大な市域面積であることもあり、交通事情が不便な一部の地域では、十分な保健・医療サービスを受けられない地域が発生することも想定されることから、患者輸送等の無医地区対策が必要となる。

(2) その他の医療の確保対策

中核病院である大曲厚生医療センターでは、勤務医等の不足により常時開設できない診療科があるほか、地域医療においても安定確保に努めなければならない診療科があり、県や秋田大学医学部附属病院等と連携して医師等の安定確保に努めている。

また、市立大曲病院においては、秋田大学医学部附属病院に常勤医師の派遣を依頼しており、今後も同病院と連携を図りながら、医師の安定確保に努める必要がある。

大曲厚生医療センターに軽症患者や初診患者を含めた受診者が集中し、高度医療や専門医療を必要とする患者がスムーズに受診できない状況にあるため、大曲厚生医療

センターと、日常的な診療を行う診療所がそれぞれの機能に応じた診療を分担するなど、連携体制の維持・強化を図る必要がある。

市民の出産希望を叶え、少子化対策にも有効な不妊治療については、治療費が高額で経済的な負担を伴い、治療をためらうケースもあることから、当該治療に対する支援が必要となっている。

3 その対策

(1) 無医地区対策

現在の医療提供体制を維持し、無医地区の発生を未然に防止するための必要な施策を適宜講じるとともに、無医地区が生じた際には、交通手段が不便な地域住民に対する患者輸送車の運行等に努める。

(2) その他の医療の確保対策

ア 市民がいつでも必要なときに適切な医療が受けられる環境整備を進め、病院や診療施設・高度な医療機器・医師等を充実させるとともに、市民の命を守るがん対策の一環として大腸がん検診事業などを推進する。

イ 救急医療体制の強化を図るなど地域医療体制を計画的に充実させ、特定診療科を含め、疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービスが受けられる体制づくりを推進する。

ウ 広域的な視点に立ちながら、核となる大曲厚生医療センターを中心とした医療体制を充実させる。

エ 治療費が高額な不妊治療への助成を行い、市民の出産希望が叶えられるよう後押しする。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|-----------------|-----|----------|
| 無医地区数 (地区) | 0 | 0 |
| 市内の分娩取扱施設数 (施設) | 3 | 3 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|----------|-----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | | | |
| | 診療所 | | | |
| | 患者輸送車（艇） | | | |
| | その他 | | | |
| | (2) 特定診療科に係る診療施設 | | | |
| | 病院 | | | |
| | 診療所 | | | |
| | 巡回診療車（船） | | | |
| | その他 | | | |
| | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 自治体病院 | | | |
| | 民間病院 | | | |
| | その他 | <p>特定不妊治療・不育症治療費補助金</p> <p>①事業の必要性：市民の出産希望を叶え、少子化対策にも有効な不妊治療等については、治療費が高額で経済的負担を伴い、治療をためらうケースもあることから、当該治療に対する支援が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び体外受精、不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費の助成を行う。</p> <p>③事業効果：直接出産に結びつくため少子化対策としての効果が大きいことから、安心して子を産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市民 | 補助金 |
| | | <p>大腸がん検診研究事業</p> <p>①事業の必要性：大腸がんによる死亡率が高い本市において、その早期発見・治療が大きな課題となっており、有効な解決策として本事業を実施する必要がある。</p> <p>②事業内容：便潜血検査に加え内視鏡検査による有効性評価を行う研究事業（国立がん研究センター、昭和大学）に参画する。</p> <p>③事業効果：大腸がんの早期発見・治療と死亡率の低下を目指す研究事業により、働き盛り世代等過疎地域振興の担い手減少の歯止め大きく寄与するものであるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | (4) その他 | 大曲仙北医師会費負担事業【ソフト】 | 医師会 | 負担金 |
| | | 病院群輪番制事業費負担事業【ソフト】 | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
| | | 歯科在宅当番医制事業【ソフト】 | 広域市町村圏組合 | 負担金 |
| | | 救急医療運営支援事業【ソフト】 | 市 | 補助金 |

第9章 教育の振興

1 教育の振興の方針

児童生徒の減少に対応した県の少人数学習推進事業を推進するとともに、少子化の進行を踏まえ、地域の理解を得た上で学校の位置、規模、通学区等の見直しを図るほか、児童生徒の豊かな学びに必要な教育環境の確保に向けた学校施設等の計画的な修繕・整備を進める。

また、持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成を目指した「総合的な学力」を育むキャリア教育や、児童生徒が夢や希望を持ち、その実現に向かって努力するために必要な学びを深める取組を進めるとともに、国が提唱するGIGAスクール構想の推進に取り組んでいく。

あわせて、不登校や不登校傾向、及び様々な課題をもつ児童生徒に対する相談や支援の体制と特別支援教育の充実を図る。

社会教育等については、市民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、主体的に学習機会を選択して学び、学習成果を生かす人づくり・まちづくりを推進する。また、地域社会における世代間交流や各種活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育む。

加えて、市民の自主的な芸術・文化活動やスポーツ活動を積極的に支援し、生涯を通じて学び、文化を育む心豊かに暮らせるまちづくりに取り組む。

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

公立小・中学校の施設整備については、他のインフラ同様、老朽化が深刻となっていることから、建築から相当年数を経過した校舎・屋内運動場は、計画的に老朽化対策を講じ、必要な教育環境を確保するとともに、施設整備にあたっては、地球温暖化防止の観点から環境に配慮した施設整備に努めるほか、特別支援教育など多様な教育内容に対処できる施設整備を図る。あわせて、不要となった学校施設（廃校施設を含む。）については解体撤去を進め、児童生徒や地域住民の安全確保を図る。

学校統合により遠距離通学となった児童生徒を輸送するためのスクールバスについて計画的に更新を行い、安全な輸送を継続的に行う。

また、持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成を目指し、児童生徒一人ひとりの生きる力として「総合的な学力」を育むため、ふるさと教育を基盤とする体験活動を重視したキャリア教育を関係機関と連携して推進するとともに、児童生徒が夢や希望をもち、その実現に向かって努力するために、基礎学力の定着とグローバルな視野に立って学びを深める資質・能力の育成を図る。

さらに、GIGAスクール構想の推進に向けて、学習用及び教職員用のコンピュータ等の関係機器の整備を進めるとともに、児童生徒一人ひとりの個別最適な学びに有効に活用されるよう、サポート体制の充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

生涯学習活動の中心的役割を担う公民館や集会施設、図書館等の整備・改修を図り、市民のニーズに対応した施設機能の維持・向上に努め、いつでも学ぶことのできる環

境を整備する。

スポーツ施設等の整備については、施設機能の維持・向上に努めるとともに、スポーツを核に交流人口の増加を生む地方創生に資するスポーツツーリズムの拠点施設の整備を推進するほか、老朽化や使用頻度を踏まえた類似施設の統廃合を検討する。また、運動広場、グラウンド・ゴルフ場等のレクリエーション施設は、時代の要請に応じた改修等を進め、複合種目に対応できるよう計画的に整備し、スポーツ・レクリエーションによる交流人口の増加を図る。

2 現況と問題点

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

① 幼児教育

幼児期は自立性、協調性といった社会生活上の重要な資質が培われ、知的好奇心・探究心の急速な発達が期待されるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期である。

この時期に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより教育内容の5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のバランスを考慮し、心身の調和のとれた発達を促す総合的な教育・保育を展開するとともに、指導体制の強化を図るなど、より質の高い教育・保育環境の整備に努めなければならない。

本市においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化してきている。このようなことから、認定こども園の設置など、幼保の連携を一層推進しつつ、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進し、各地域において子どもの健やかな成長を促す環境の整備を図る施策が望まれる。

表9-1 幼保連携型認定こども園の状況

(単位:人)

| | 園数 | 在園者数 |
|-------|----|-------|
| 平成27年 | 5 | 897 |
| 令和2年 | 9 | 1,157 |

(学校基本調査、各年5月1日現在)

② 小・中学校教育

本市には小学校が20校、中学校が10校あり、各中学校区における校種間連携や地域との交流と連携による創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開されている。しかし、価値観の多様化、情報化社会の進展、コミュニティ意識の希薄化など教育に関する環境の変化による不登校や問題行動、ネットトラブル等の全国的な課題は本市においても見られている。

これらを踏まえ、学校と家庭・地域の緊密な連携・協力体制の維持・発展、児童生徒間及び児童生徒と教職員間の信頼関係のさらなる強化が望まれる。あわせて、児童生徒が「総合的な学力」を身に付け、自立した人材として成長していけるよう、豊かな体験活動や国際理解教育、情報モラル教育などの内容を見直すなどして、中

学校区の小・中学校の連携はもとより、就学前教育施設や高等学校、大学等との異校種間交流による、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育の一層の充実を図る必要がある。

一方、学校施設については、建築後 30 年以上経過した校舎・屋内運動場が全体の 50%超を占めている。改築までの全国的な平均年数が約 40 年であることを踏まえると、その老朽化対策が大きな課題となっており、また、地球温暖化防止のため、環境に配慮した施設整備も求められている。さらに、廃校施設のプール等や小・中学校の利用しなくなった合宿所等の老朽施設もあることから、安全確保のため、これらに対処する必要がある。あわせて、特別支援教育など多様な教育内容に対処するため、バリアフリー化等を推進する必要がある。

加えて、学校統合により遠距離通学となった児童生徒を輸送するためのスクールバスが一部更新時期を迎えるが、今後もスクールバス運行を継続する必要がある。

また、GIGAスクール構想の推進のため、教職員の業務用コンピュータや学校のインターネット環境を整備することが求められている。社会環境におけるICTの必要性が今後も増すことが予想されることから、これに対応するため関係機器の整備を進めているところであり、令和3年度中の完了に目処が立ったところである。次のステップとして、学校現場においてスムーズかつ有効に活用されるよう、サポート体制の充実や最適なソフトウェアの導入が求められている。

表9-2 児童生徒数・学級数の推移

(単位:人)

| 区 分 | 平成22年度 | | 平成27年度 | | 令和2年度 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 |
| 小 学 校 | 224 | 4,056 | 203 | 3,704 | 199 | 3,280 |
| 中 学 校 | 91 | 2,282 | 87 | 1,967 | 83 | 1,812 |
| 計 | 315 | 6,338 | 290 | 5,671 | 282 | 5,092 |

(学校基本調査、各年5月1日現在)

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

① 生涯学習

高度情報化社会の進展や生活水準の向上、余暇時間の拡大、地域ニーズの高度化等社会構造の変化に伴い、生涯各期において学び続けることを望む市民が増加し、学習志向も多様化してきている。加えて、少子高齢化、核家族化、環境・健康志向の向上など、現代的課題に対応した事業体制の確立も求められている。

また、市民がそれぞれの興味・関心に応じて生涯学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体等との緊密な連携と図書館、公民館などの社会教育施設等の整備、適正配置による総合支援体制の確立を図り、生涯学習環境の充実に努める必要がある。

一方、それぞれの地域の持続的発展を促すためには、幅広い人材育成が不可欠であり、特に生まれ育った地域に残り、自らの地域を担おうとする若者に対し、様々な機会を創出・提供していくことも重要である。

② スポーツ・レクリエーション

現代社会のライフスタイルの変化に伴い、ジョギングやウォーキング、グラウンド・ゴルフやパークゴルフ等といった余暇時間を利用した「意識的に行う軽スポーツ」が普及してきている。

これは、スポーツ活動について、これまでの競技スポーツ中心の意識から、誰もが気軽に主体的・継続的に親しむことができる生涯スポーツへの市民意識の変化であり、今後も各年代層に応じた日常的に気軽に楽しめるスポーツの普及が望まれている。

また、スポーツ活動促進のため、体育協会・スポーツ少年団等の組織強化を図ることはもとより、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を積極的に推進し、地域コミュニティの強化につながる場を提供していく必要がある。

スポーツ施設等については、既存施設の老朽化に伴い、類似施設の統廃合も視野に入れた時代の要請に応じた改修・整備が必要となっている。また、地域の持続的発展の観点から、地方創生に資するスポーツツーリズムの拠点施設の早期整備が求められている。

3 その対策

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

① 幼児教育

ア 就学前教育の重要性に鑑み、認定こども園と保育所との連携を深めるとともに、園と家庭・地域との連携強化及び幼保・小の連携体制の確立を図り、情報交換や相互参観、留学生との交流等を通じて、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実に努める。

イ 家庭教育の充実と教育力の向上を目指すほか、保護者のニーズを踏まえ、地域への施設開放や機能提供を行うなど、場の充実に努めるとともに、育児へのストレスや悩み、不安を解消できるよう相談体制の充実に努める。

② 小・中学校教育

ア 本市の特徴である恵まれた自然環境の中で、児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進のため、学校と家庭、地域社会が一体となった開かれた教育活動を推進するとともに、グローバルな視野に立って学びを深める資質・能力を育成する教育内容の充実と基礎学力の定着を図り、教育水準の向上に努める。

イ 児童生徒の発達や学びの連続性及び系統性が今まで以上に重視されることを踏まえ、幼・小、小・中、中・高及び特別支援学校や大学などとの異校種間の交流と連携による教育活動を積極的に進めるとともに、児童生徒のキャリアアップを図る体験的な学びの機会の充実と、地域と学校が双方向の関係で互いの活性化を図るなどして、児童生徒の主体的な学習態度の育成や学習意欲の喚起を図る。

ウ 施設整備については、耐震化事業を優先して児童生徒の安全・安心を確保しながら、学校規模適正化を考慮した校舎・体育館等の改築や大規模改修、空き校舎の利活用に向けた維持補修、屋外教育環境整備等を計画的に進めるとともに、学校給食施設やスクールバスの購入等学校教育関連の整備・充実に努める。

エ G I G Aスクール構想に基づき、児童生徒一人ひとりに個別最適な学びを効果的に提供できるよう、G I G Aスクールサポーターによる研修などサポート体制の充実を図り、教員のリテラシー向上を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

① 生涯学習

ア 市民一人ひとりが充実した人生を送るために必要不可欠な、生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、指導者と協働しながら学習意欲を喚起し動機付けを進めるとともに、指導者の育成や学習機会の充実、図書館、公民館などの生涯学習施設等の総合的な学習環境の整備・充実、質の向上等、生涯学習推進基盤の確立を図る。

イ 生涯学習と行政のまちづくり事業・施策との連携を進めるため、学習者が主体的に地域活動に参加する気運を醸成するボランティア研修等の開催を通じ、学習活動成果を反映したまちづくりへの展開を図る。

ウ 生涯学習活動の中心的役割を担う公民館や集会施設等において、地域の実情や求められる役割など公共施設の見直しと整備・改修を図り、市民のニーズに対応した施設機能の維持、向上に努め、いつでも学ぶことのできる環境を整備する。

エ 子どもたちに地域に根ざした様々な体験活動や、地域住民との交流の場を提供するなど、豊かな人間性と個性を育む活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整備する。

オ 子どもたちが本に親しみ、自らの力で読書する意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を培うため、家庭・地域・学校等の協力、連携の下に読書活動を推進する。

② スポーツ・レクリエーション

ア 各種大会・体育行事の開催や指導者の育成、スポーツ教室・健康教室等の開催を推進するとともに、体育協会・スポーツ少年団等の組織の独自運営を支援する。また、「500歳野球大会」をはじめとする生涯スポーツと地域活性化に資する取組を継続・充実していくほか、小中学生を対象に地域資源を活かした生涯スポーツの定着に資する取組を推進する。

イ 市民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの人々がスポーツを楽しめる地域コミュニティとしての総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進する。また、これにあわせ、これまで市が主催してきたスポーツ行事や教室の実施について、スポーツクラブへの移行を進めていく。

ウ スポーツ施設等の整備については、施設機能の維持・向上と長寿命化に向けて計画的に修繕・設備更新を行うとともに、スポーツを核に交流人口の増加を生む地方創生に資するスポーツツーリズムの拠点施設の整備を推進するほか、老朽化や使用頻度を踏まえた類似施設の統廃合を検討していく。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|---------------------------|---------|----------|
| 大仙ふるさと博士の累計認定者数 (人) (H30) | 5,355 | 7,500 |
| 学校トイレの改修率 (洋式化) (%) | 86.4 | 100.0 |
| 生涯学習事業への参加延べ人数 (人) | 118,618 | 120,000 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|----------------|---|----------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 小中学校校舎等維持補修事業 | 市 | |
| | | 昇降機改修事業（中仙中） | 市 | |
| | | 高圧受電設備改修事業（太田南小、太田北小、太田中、花館小、平和中、横堀小、大川西根小、西仙北中、東大曲小、豊成小、中仙中、南外小、藤木小、大曲中、神岡小、西仙北小、大曲南中） | 市 | |
| | | 大規模改修事業（トイレ・下水道切替）（中仙中、神岡小、清水小、南外小、平和中、四ツ屋小、西仙北小、横堀小、東大曲小、花館小、大曲中、太田南小、太田北小、西仙北中） | 市 | |
| | | 大規模改修事業（大曲小屋上、大曲小外壁） | 市 | |
| | | 校舎屋根改修事業（大曲中、神岡小、平和中、中仙中、藤木小、清水小、横堀小、太田東小） | 市 | |
| | | 防災機能強化(油配管)（高梨小） | 市 | |
| | | 校舎建設事業（中仙中学校区統合小学校） | 市 | |
| | | 中学校空調設備設置事業(大曲中、大曲西中、大曲南中、平和中、西仙北中、中仙中、協和中、南外中、仙北中、太田中) | 市 | |
| | 屋内運動場 | | | |
| | 屋外運動場 | | | |
| | 水泳プール | プール設備改修事業（大曲小、南外小、四ツ屋小、花館小、中仙小） | 市 | |
| | 寄宿舎 | | | |
| | 教職員住宅 | | | |
| | スクールバス・ボート | スクールバス購入事業（神岡1台、南外3台） | 市 | |
| | 給食施設 | | | |
| | その他 | 教職員コンピュータ管理及び小・中学校コンピュータ及びインターネット事業 | 市 | |
| | | I C T機器環境整備事業 | 市 | |
| | | 廃止危険施設解体事業（大曲西中学校旧合宿所、旧稲沢小学校校舎、大曲南中プール、旧土川小プール、仙北中プール、旧双葉小プール、旧大沢郷プール、旧北神小プール、旧南外西小プール） | 市 | |
| | | 学校施設長寿命化計画策定事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 大曲中学校駐輪場改築事業 | 市 | |
| | (2) 幼稚園 | | | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 花館公民館改築事業 | 市 | |
| | | 藤木公民館維持補修事業 | 市 | |
| | | 四ツ屋公民館改築事業 | 市 | |
| | | 角間川公民館維持補修事業 | 市 | |
| | | かみおか嶽雄館改修事業 | 市 | |
| | | 北檜岡公民館維持補修事業 | 市 | |
| | | 神岡中央公民館神清水分館維持補修事業 | 市 | |
| | | 大綱交流館維持補修事業 | 市 | |
| | | 大綱交流館大沢郷分館維持補修事業 | 市 | |
| | | 大綱交流館土川地区分館維持補修事業 | 市 | |
| 中仙公民館長野分館維持補修事業 | | 市 | | |
| 中仙公民館清水分館維持補修事業 | | 市 | | |
| 中仙公民館豊川分館維持補修事業 | | 市 | | |
| 協和公民館維持補修事業 | 市 | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------|---|---------------|-----|
| | | 協和公民館淀川分館維持補修事業 | 市 | |
| | | 南外公民館維持補修事業 | 市 | |
| | | 仙北公民館維持補修事業 | 市 | |
| | | 太田公民館維持補修事業 | 市 | |
| | 集会施設 | サンクレスト大曲維持補修事業 | 市 | |
| | | 神岡農村改善センター維持補修事業 | 市 | |
| | | 音楽交流館維持補修事業 | 市 | |
| | | 八乙女交流センター体育館整備事業 | 市 | |
| | | 大盛館改修事業 | 市 | |
| | | 大盛館維持補修事業 | 市 | |
| | | 太田文化プラザ（太田）維持補修事業 | 市 | |
| | | 体育施設 | 神岡野球場整備車両導入事業 | 市 |
| | スポーツ施設環境整備事業 | | 市 | |
| | B & G 神岡海洋センタープール上屋シート改修事業 | | 市 | |
| | 嶽ドーム人工芝改修事業 | | 市 | |
| | サン・ビレッジ中仙渡り廊下屋根整備事業 | | 市 | |
| | 八乙女球場トイレ（洋式化）改修事業 | | 市 | |
| | 協和多目的交流施設人工芝改修事業 | | 市 | |
| | サン・スポーツランド協和野球場整備事業 | | 市 | |
| | 協和スキー場整備事業 | | 市 | |
| | 仙北テニスコート整備事業 | | 市 | |
| | 大台スキー場ロマンス（第1）リフト整備事業 | | 市 | |
| | 大台スキー場バラダイス（第2）リフト整備事業 | | 市 | |
| | 太田野球場整備事業 | | 市 | |
| | 大台スキー場（施設）整備事業 | | 市 | |
| | 太田体育館クラブハウス改築事業 | | 市 | |
| | 協和スキー場第2ペアリフト整備事業 | | 市 | |
| | 協和スキー場グレンデ整備車両、スノーモービル更新事業 | | 市 | |
| | 協和スキー場電源設備更新事業 | | 市 | |
| | 太田テニスコート人工芝改修事業 | | 市 | |
| | 太田体育館屋根改修事業 | | 市 | |
| | 多目的人工芝グラウンド整備事業 | 市 | | |
| | 図書館 | 西仙北図書館維持修繕事業 | 市 | |
| | | 仙北図書館維持修繕事業 | 市 | |
| | その他 | 健康文化活動拠点センター（ペアーレ大仙）管理事業 | 市 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 幼児教育 | | | |
| | 義務教育 | <p>体験的学習時間支援事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒が生涯にわたる学習の基礎を培っていくため、児童生徒の興味関心を生かした自主的、自発的な学習を推進するとともに学校独自の計画や地域の特色を生かした弾力的な学習を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：各小中学校に対し、宿泊体験や地元企業への職場見学、地域の行事への参加等の体験学習活動を実施するための経費を補助する。</p> <p>③事業効果：地域の方々との関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 民間 | 補助金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|----------|-----|
| | 高等学校 | | | |
| | 生涯学習・スポーツ | <p>小・中学生ウィンタースポーツ推進事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進として、地域資源を活かした教育の推進が必要である。</p> <p>②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。</p> <p>③事業効果：本市の自然環境等地域資源を活かした体力づくりは、児童生徒の学力、心力、体力のステップアップだけではなく、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |
| | | <p>スポーツ少年団補助事業</p> <p>①事業の必要性：子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため、スポーツ少年団が充実した環境の中で活動できる体制を整える必要がある。</p> <p>②事業内容：大仙市スポーツ少年団本部事業及び各支部事業の補助を行う。</p> <p>③事業効果：子どものスポーツ機会の充実に努めることで、青少年の心身の健全な成長とスポーツの振興を図ることができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 団体 | 補助金 |
| | | <p>スポーツ少年団派遣費補助事業</p> <p>①事業の必要性：スポーツ少年団に属する子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため活動支援を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：大仙市スポーツ少年団に登録している団体を対象に、全県・東北・全国大会参加の際の交通費と宿泊費を補助する。</p> <p>③事業効果：大会の派遣に対して支援を行うことで指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会で優秀な成績を収めるなど、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識高揚が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 団体 | 補助金 |
| | その他 | <p>各種大会派遣費補助事業</p> <p>①事業の必要性：教育活動としての部活動を奨励し、大会等への積極的な参加を促すことにより、将来の担い手である児童生徒の心身の成長につながるとともに、地域の小中学校の活躍により、地域の活性化が図られることから必要な事業である。</p> <p>②事業内容：学校教育活動の一環として対外的な部活動の大会、各種コンクール、研究発表会等の参加経費を補助し、大会参加に係る安全な移動手段の確保、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>③事業効果：日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動により、児童生徒の活躍で地域全体が盛り上がり、また、児童生徒が地域の支援を感謝し、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 民間 | 補助金 |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：教育の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------|--------------|--|-----------|-----|
| | (5)その他 | 学校生活支援事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 小・中学校芸術鑑賞事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 遠距離児童・生徒通学補助事業【ソフト】 | 民間 | 補助金 |
| | | 大仙グローバルジュニア育成事業【ソフト】 | 市 | |
| | | こころのプロジェクト「夢の教室」事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 児童生徒の課外活動推進事業 (放課後子ども教室事業)【ソフト】 | 市 | |
| | | 家庭・地域教育推進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 学校支援地域本部事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 学習情報提供事業(生涯学習情報紙)【ソフト】 | 市 | |
| | | 学習機会の提供事業(地域別主催講座、活動普及) 【ソフト】 | 市 | |
| | | 地域活動推進事業【ソフト】 | 市 | |
| | | スポーツ協会補助事業【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | スポーツ協会・スポーツ少年団本部・大曲支部事務事 業委託事業【ソフト】 | 団体 | 委託費 |
| | | 全県500歳・550歳野球大会事業【ソフト】 | 実行委 員会 | 負担金 |
| | | スポーツツーリズムコミッション事業【ソフト】 | 実行委 員会 | 負担金 |
| | | チャレンジデー開催事業【ソフト】 | 実行委 員会 | 負担金 |
| | | 秋田25市町村対抗駅伝大会事業【ソフト】 | 実行委 員会 | 負担金 |
| | | 秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会開催事業 【ソフト】 | 団体 | 補助金 |
| | | 大台大回転スキー大会事業【ソフト】 | 市 | 委託費 |
| | | 秋田県親善ゲートボール大会開催事業【ソフト】 | 団体 | 委託費 |
| | | スポーツ協会・スポーツ少年団本部・大曲支部事務事 業委託事業(大曲支部以外)【ソフト】 | 団体 | 委託費 |
| | | 全国500歳野球大会開催事業【ソフト】 | 実行委 員会 | 負担金 |
| | | 図書館情報システム更新事業【ソフト】 | 市 | |
| | | 図書館資料充実事業【ソフト】 | 市 | |
| 子ども読書活動推進事業【ソフト】 | 市 | | | |

5 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育関連施設については、在学及び在学予定の児童生徒や保護者を中心とした市民の理解を第一に考え、学校規模の適正化の効果が十分期待できる場合に地域の学校統合について実施していく。なお、大規模改修や改築を行う場合は、当該校の児童生徒数の推移を踏まえた施設規模とする。給食センターは比較的施設が新しいことから、学校再編等により施設の統廃合となった際には、他の用途への活用も視野に入れ検討を行う。

公民館及びコミュニティセンターについては、生涯学習課を本市の生涯学習の拠点に位置づけ、旧市町村単位においては中心的公民館を地域の生涯学習の拠点とし、その他の施設は複合化等により地域利用施設として活用を図っていく。さらには、公民館を中心に、コミュニティセンター等の機能を維持しながら生涯学習の場として集約を図るとともに、設置目的に添わない利用形態の施設については、利用実態を精査しながら、地

域に譲渡できるものは積極的に譲渡し、総量の縮減を図っていく。

スポーツ施設については、計画的な修繕により施設機能の維持・向上と長寿命化を図り、耐用年数まで使用することとする。また、公共施設等総合管理計画と整合性を図りつつ、スポーツを核とした地方創生に資するスポーツツーリズムの拠点施設の整備を進めていく。なお、施設の改修や更新にあたっては、市民ニーズ、地域の人口規模、地域バランスを考慮しながら施設数の見直しを図り、適正配置を目指す。

第10章 集 落 の 整 備

1 集落整備の方針

本市の多くの集落では、集落における人口減少や少子高齢化の進行、核家族化等により、地域や集落とのつながりの希薄化や地域活動の沈滞化、担い手の固定化など、地域コミュニティへ積極的に参加しようとする住民意識が薄れてきており、これまで培われてきた互助制度や冠婚葬祭、伝統行事など、生活共同体としての機能を将来にわたって維持していくことが困難となってきた。

また、モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行、後継者の不在などにより、地域によっては、これまで生活を支えてきた身近な商店が姿を消すなど、高齢者の生活の維持、除排雪、移動手段の確保などといった地域や集落だけでは解決できない課題も多く発生している。

こうした中で、本市では、地域の特性や資源を活かした連携と協働による一体的な都市づくり、地域づくりを進めるため、各地域の個性を大切にしながら一つの都市としてまとまりがあり、相互に連携できるような都市の形成を進めている。都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を本市の「中心市街地」、各地域の支所周辺や駅周辺等については「地域拠点」と位置づけ、それぞれの機能の維持、強化に努めるとともに、公民館や小学校等の身近な生活を支える機能が集積している地区を「生活拠点」として位置づけ、地区の特性に応じた基盤整備等を進め、拠点と軸（連携・交流軸）によるネットワークの形成を図ることとしている。

こうした方針に基づき、集落・自治会の組織化と育成、住民主体の地域づくり活動や住民と行政が協働で取り組む活動を応援するとともに、集落等の生活基盤整備として町内集落会館の整備に対する支援などに引き続き取り組むほか、地域内の高齢者世帯等の除雪・雪下ろしや道路除雪などに取り組む自治会等に対し支援を行い、集落等が抱える課題の解消につなげていく。

また、小規模・高齢化集落等への対応として、集落活性化のための「活性化対策」と集落機能維持のための「生活対策」という2つの観点から、近隣集落との連携や高齢者の見守り体制の確立など、地域・集落の特性に応じた自治会活動等に対する支援と地域コミュニティの再構築を図るほか、人口減少や少子高齢化が進行する中で、住む人々が誇りを持ち生き生きと暮らせる基盤づくりとして「小さな拠点」の形成に努める。

2 現況と問題点

地域における最も基礎的な住民自治組織である集落及び自治会は、市内に大小合わせて519存在しているが、近年の少子高齢化や転出増加等による人口減少などから、地域のがんがりが希薄化し、これまで担ってきたコミュニティ機能の低下が危惧されている。このコミュニティ機能の低下に伴い、「結（ゆい）」に代表されるような互助制度や冠婚葬祭、生活道路管理、清掃などの共同活動の実施が困難となってきたほか、代々継承されてきた伝統行事や祭りなどといった貴重な地域の財産も急速に失われつつある。こうした状況を踏まえ、集落等の組織化・育成や住民主体の地域づくり活動、集落等の生活基盤整備として町内集落会館の整備に対する支援などを行い、コミュニティ機能の再生・活性化に向けた取組が一層求められている。

また、コミュニティ機能の低下と、集落内での人口減少・高齢化の進行が重なる形で、特に単身高齢者世帯における買い物・通院に係る移動手段や除排雪の担い手確保など様々な課題が生じてきており、地域の暮らしを地域で支え合う仕組みづくりが急務となっている。

3 その対策

- ア 集落・自治会の組織化と住民主体の地域づくり活動や住民と行政が協働で取り組む活動を支援し、地域の活性化を図るとともに、「協働のまちづくり」の人材育成を推進するほか、身近な生活機能が集積する生活拠点の形成として「小さな拠点」づくりの推進を図る。
- イ 集落等の住民が一堂に会する場の整備に係る地域住民の負担軽減を図り、地域内の生活基盤整備を促進する。
- ウ 高齢者世帯等の除雪など自治会等が行う地域協働雪対策事業をはじめ、地域の暮らしを地域で支え合う仕組みづくりを一層促進していく。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|-------------------------------|-----|----------|
| 小さな拠点づくり事業への取組件数 (件) (H30) | — | 2 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|----------|-----|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | | | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | 自治会育成支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化等が進み、コミュニティ機能が低下しつつある集落・町内等の維持・活性化や振興、課題の解決を行うために必要な事業である。 ②事業内容：市内の自治会等の自治活動及び地域づくり活動を支援する。 ③事業効果：自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで住民が誇りを持ち生き活きと暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自治会等 | 補助金 |
| | | 地域協働雪対策事業 ①事業の必要性：冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組むことが必要である。 ②事業内容：地域内の高齢者等世帯の除雪、雪下ろしや道路除雪に取り組む自治会等を支援する。 ③事業効果：住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりが図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自治会等 | 補助金 |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| (3) その他 | 町内集落会館建設費等補助事業 | 自治会 | 補助金 | |

第11章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本市が有する多様な地域文化や郷土芸能などの伝統文化を今後も守り育てていくため、市民による文化活動の継続・維持を支援し、郷土意識の醸成を図るとともに、新たな文化を創造し充実させていくため、芸術・文化活動の担い手の育成や、文化活動に参加しやすい環境づくり、芸術・文化に触れる機会の創出に努める。

払田柵跡をはじめとする、市内各地域に多く点在する史跡・文化財は、本市の特色となる貴重な財産であり、その歴史的価値を認識し、市民と共有しながら、その保護・保全と活用を図る。

名勝天然記念物については、その希少価値に応じてその指定・保護に努めるとともに、農村地域等が持つ民俗文化の掘り起こしを推進するほか、寄贈・収集された民俗資料等についても、その保護に努めるだけでなく十分な活用を図る。

また、市民会館などの地域文化振興の拠点となる施設については、計画的な改修等を行い、施設機能の維持・充実を図る。

(1) 地域文化の振興等

各地域における多様な文化、先人から伝えられてきた郷土芸能・風俗など地域の伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録や啓発など、市民が主体となって取り組む文化活動に対して支援し、その継続・維持を図っていく。

また、新たな文化を創造し充実させていくため、市民が主体的に取り組む芸術・文化活動のリーダーとなる人材や団体の育成、文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりや環境などの整備、施設及び芸術に接する機会の充実を図っていく。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

「払田柵跡」や「旧池田氏庭園」、「旧本郷家住宅」などの指定文化財等について、多角的な視点から調査を継続し、復原や保存、環境の整備を進める。

また、文化財の歴史的価値を市民と共有する機会を創出するとともに、地域文化の振興に必要な文化財保護施設等の整備を進める。

さらに、市民との協働により、文化遺産を含めた全市的な市史等を後世に伝える資料の保存と編さんを行うとともに、その活動拠点となる公文書館の維持・運営と積極的な活用を図る。

2 現況と問題点

(1) 地域文化の振興等

経済の高度成長と科学の進歩や高速交通体系の発達等は、市民の生活に急激な変化と物質的な豊かさをもたらした反面、ゆとりのある暮らし、心の豊かさなど、精神面の重要性がなおざりにされる等の様々な問題が生じてきている。

このような中、芸術文化の振興は、潤いのあるまちづくりや市民の豊かな情操、生きがいづくりにおいて重要な要素となっており、優れた文化芸術に触れる機会の創出や、新たな芸術文化の創造につながる環境づくりが求められている。

また、各地域に伝わる伝説や民話、伝統行事なども伝承や継承が困難となっており、その解決策として、後継者の確保・育成や伝統文化の価値の再認識、地域文化に根ざした地域コミュニティの形成、地域づくりが急務となっている。

これらの文化遺産は、本市が持続的発展に向けた取組を進める上で重要な拠り所であり、また、郷土の歴史や文化に対する正しい理解と敬愛心の育成、後世に向けた保存・継承が肝要であることから、文化財の保存整備と活用を図るとともに、市民の文化財保護に対する意識啓発が必要である。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

本市には、秋田県唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」をはじめとして、国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」などに代表される数多くの歴史遺産がある。また、地域に根ざしたささらや番楽などの伝統文化も脈々と伝承されており、豊かな大地を基盤とした文化遺産が豊富に存在している。

しかしながら、歴史遺産の所有者や管理者の高齢化等により、保存管理が困難となっており、民俗資料、歴史資料として重要な地域史料などの散逸が危惧されるとともに、伝統文化として受け継がれてきた郷土芸能についても、少子化による後継者不足や継承者の高齢化によってその存続が危ぶまれるものも少なくない状況にある。

3 その対策

(1) 地域文化の振興等

ア 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、住民の幅広い要望に応えるため、4つの市民会館の自主事業公演を総合的に調整し、地域芸術芸能団体の発表の場を支援する。

イ 名勝天然記念物については、その希少価値に応じて指定等の保護措置を講じて、市固有の文化財継承に努める。また、文化的景観についても同様の措置を講じて保全に努める。

ウ 本市は秋田県内屈指の穀倉地帯であり、農村地域が持つ民俗文化の収集・保存に努め、これらの資料の十分な活用を図る。

エ 本市は国内外で活躍した先人を数多く輩出しており、これらの功績を顕彰するとともに、関連資料を収集・研究し、発信することにより、次世代を担う子どもたちにその功績を伝え、郷土愛の醸成を図っていく。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

ア 旧池田氏庭園や払田柵跡をはじめとする市内各地に数多く点在する史跡や有形文化財・無形文化財は、本市の特色となる貴重な財産であり、地域づくりの資源でもある。これらの歴史的価値を評価し、保存整備と活用を推進することにより、市民に親しみやすい環境を構築しつつ保護意識の高揚を図るとともに、文化遺産の活用や文化価値の具現化のための施設の整備について検討を行う。

イ 各地域に土着した郷土芸能や風俗・伝統行事など、地域における多様な伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、記録保存や用具更新など、市民による文化継承活動の継続や維持を支援し、郷土意識の高揚と活動推進を図る。

ウ 歴史資料として重要な公文書や地域史料を確実に後世に伝えるとともに、広く一

般の利用に供するため、公文書館の維持・修繕を図りながら、知的資源としての適正な管理と適切な保存に努める。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|----------------------|--------|----------|
| 公文書館主催の講座・展示来場者数 (人) | 706 | 850 |
| 旧池田市庭園見学者数 (人) | 10,915 | 25,000 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|-------------------|---|----------|----|
| 10 地域文化の振 興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | 文化財保護施設整備事業 (民俗資料収蔵庫) | 市 | |
| | | 公文書館整備事業 | 市 | |
| | | 払田柵跡環境整備事業 | 市 | |
| | | 旧池田氏庭園環境整備事業 | 市 | |
| | | 角間川・川のまち歴史交流の杜整備事業 | 市 | |
| | | 指定文化財等保存整備事業 | 市 | |
| | その他 | | | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 地域文化振興 | | | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。 ②事業の内容：地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| (3) その他 | 花火伝統文化継承事業【ソフト】 | 市 | | |
| | 芸術文化振興事業【ソフト】 | 市 | | |
| | 市民会館自主事業【ソフト】 | 市 | | |

5 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

歴史的価値のある施設については、改修等による長寿命化を図り、後世へ残すための措置を講じていく。展示等施設については、類似施設が複数存在するため、施設の集約・統合を検討する。また、展示施設の機能を失った施設は、他の利活用について検討していく。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

平成23年3月に発生した東日本大震災における原発事故以降、火力発電への依存が高まり、二酸化炭素排出量増加等の問題が顕在化したことで、国のエネルギー政策が見直され、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーが再び注目されている。こうした中、SDGsの推進やカーボンニュートラルの実現に向け、過疎地域の価値が見直されるとともに、その役割に期待が集まっている。

本市は、豊かな水資源や豊富な森林資源などの自然環境、再生可能エネルギーに恵まれており、こうした地球規模の取組に大いに貢献することができるポテンシャルを秘めている。

地球規模の環境変化を踏まえ、環境に配慮した生活様式の実践や、大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活様式からの脱却、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めるなど、ゼロエミッション社会の形成を促進するとともに、本市が有するポテンシャルを活かし、再生可能エネルギーの導入拡大と普及によりエネルギーの地産地消を進め、サーキュラーエコノミーのもと地域の持続的な発展につなげていく。

2 現況と問題点

近年、気候変動の影響とみられる大型台風や豪雨、豪雪などの自然災害他が頻発化、激甚化しており、本市にも多大な被害をもたらしている。今後もこれまでの想定を超えた自然災害の発生が予想されることから、地球温暖化対策への取組は急務である。

本市では、地球温暖化対策への取組及び太陽光発電設備の導入を促進するとともに、市有地の有効活用を図るため、市が発電事業者として太陽光発電事業を実施しており、売電収益を事業所や家庭部門への再生可能エネルギー普及促進事業に活用している。また、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるとともに、地域総合整備資金貸付事業を活用し、民間事業者のバイオマス発電事業への参入を支援するなど、再生可能エネルギーの導入拡大、普及に努めている。

こうした取組の推進により一定の成果が表れてきているものの、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、さらなる取組の強化が求められている。

3 その対策

ア 2050年のカーボンニュートラルに向けゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、二酸化炭素排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（区域施策編）の策定を検討する。

イ 本市における民間事業者の再生可能エネルギー導入に係る取組や、再生可能エネルギーによる発電事業への参入を促進するとともに、公共施設への優先的な受電を検討する。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|------------------------------------|--------|----------|
| 市所有施設における二酸化炭素排出量 (t-CO2) (H30) | 16,133 | 15,502 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|--|----------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 太陽光発電事業 | 市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 再生可能エネルギー利用 | | | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。 ②事業の内容：再生可能エネルギーの利用の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| (3) その他 | | | | |

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 その他地域の持続的発展に関し必要な方針

本市では、地方自治法に基づき旧市町村を区域とする8つの地域自治区を設け、各地区に地域協議会を設置し、市民と行政の連携強化や地域住民の声を行政に反映する環境づくりを進めるとともに、地域振興事業や地域の魅力再発見事業を通じ、市民自らが地域づくりに参画する機会の創出に努めるなど、市民との協働によるまちづくりを進めている。

人口減少・少子高齢化の進行により地域産業経済の衰退、日常生活や地域コミュニティの維持困難など様々な弊害が懸念される中、これまで取り組んできた市民との協働のまちづくりをさらに前に進めるとともに、地域課題の解決や地域活力の向上に向け、各地域で芽生えつつある共助の取組を育みながら、地域協議会活動の活性化や、地域の特色・独自性を活かしつつ地域課題に対応する地域振興事業などを通じ、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、住み慣れた地域で安全・安心に生活を営むことができる、市民主体の持続可能な地域づくり、そして、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進する。

2 現況と問題点

本市は平成17年3月22日に地方分権の確かな受け皿となることを目指し、財政の基盤強化や生活の実態に即した行政運営を図るための手段として市町村合併を選び、8市町村が合併して誕生してから16年が経過した。この間、市民との協働によるまちづくりを基本理念に据え、各地域の特性や独自性を大切にしながら、新市としての一体感の醸成を図るとともに、市政運営の羅針盤である「大仙市総合計画」のもと、医療・福祉、子育て・教育、産業など本市が抱える様々な課題に取り組み、新市の基礎固めと旧市町村の速やかな一体化、住民同士の一体感の醸成を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に努めてきたところである。

こうした取組が徐々に実を結びつつあり、複数の地域において、地域住民が互いに協力し合いながら、買い物や除排雪の支援など地域課題の解決に自主的に取り組む共助組織や、積極的に地域活動に参画する若者など、地域づくりに関心を持ち、自分たちが住む地域の未来を創ろうと積極的に取り組む事例が増えている。

人口減少が進行する中、地域の生活を守り、コミュニティ機能を維持していくためには、共助組織の役割がますます重要となることから、こうした取組をさらに推進するとともに、各地域に広く展開していく必要がある。

地域の将来を決めるのは地域に住んでいる住民自身であり、地域で生活や事業を営んでいる全ての人々が地域の課題を自分事として捉え、地域づくりに積極的に参画できる環境を創出することが重要であり、多世代が交流する機会の創出や、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者へのアウトリーチ支援、男女共同参画を推進するとともに、地域の理解や支え合いを促進し、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして生涯を通じ多様な人材が活躍できる地域社会を形成していく必要がある。

3 その対策

- ア 地域住民一人ひとりが将来あるべき地域の連帯、維持発展に関心を持ち、自立と協働のまちづくりに取り組んでいくことができるよう、基礎的組織である自治会に対する支援、地域協議会や地区コミュニティ会議等に対する地域活動支援、地域づくり団体等における住民の自主的な活動に対する支援など、地域活力の維持向上に資する取組に対して必要な支援を行っていく。
- イ 市民一人ひとりの自主的な活動を促すため、正しい知識の習得や意識の向上を目指した取組とNPO・ボランティア団体の支援を行っていく。また、啓発活動により習得した知識や高まっている意識を家庭・地域・職場それぞれの場における課題の解決に活かしながら、男女共同参画社会のあり方を実感する契機とするため、参加型の講座や研修会を開催する。
- ウ 市内8つの地域自治区に、地域の活動や交流の拠点となる施設をそれぞれ位置付け、地域の活性化につながる活用事業を検討したうえで事業実施に適う改修等を進め、地域の魅力等の情報発信や地域が元気になる取組の拠点として活用を図る。
- エ 人材不足が顕在化する中、女性をはじめ多様な人材が活躍できる就労環境の充実が重要であることから、職場環境の改善や福利厚生への充実に対する取組を支援するとともに、多様性に対する職場の理解促進を図るなど、誰もが働きやすい職場環境の創出を通じ、企業の人材獲得を応援する。
- オ 多世代が交流する機会の創出や、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者へのアウトリーチ支援、男女共同参画を推進するとともに地域の理解や支え合いを促進し、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進する。

■対策の目標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 (R7) |
|--------------------------|------|----------|
| 社会活動や地域活動に参加している人の割合 (%) | 50.8 | 55.0 |

※指標名に年度の記載がないものは、令和元年度を基準値としている。

4 計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|--------------------------------|---------------|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項 | | 市民活動交流拠点施設運営管理事業【ソフト】 | 市 | | |
| | | むすびサポート事業【ソフト】 | 市 | | |
| | | 男女共同参画推進事業【ソフト】 | 市 | | |
| | | DV防止の啓発と被害者の支援事業【ソフト】 | 市 | | |
| | | NPO等支援事業【ソフト】 | 市 | | |
| | | 地域協議会関連事業【ソフト】 | 市 | | |
| | 過疎地域持続的発展特別事業 | | 地域振興事業 ①事業の必要性：地域が抱えているそれぞれの課題に対して自主的かつ主体的な解決に向け、住民と行政との協働のまちづくりを推進し、集落の維持及び活性化を図るために必要な事業である。 ②事業内容：地域ボランティアの育成、地域住民との協働の事業、地域団体が事業主体となる事業等について、地域団体と行政との協働実施や、事業主体となる地域団体への助成を行う。 ③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 自治会 の連合 体等 | |
| | | | 地域の魅力再発見事業 ①事業の必要性：地域の持続的発展に向けてまちづくりを進めていく上で、地域の歴史・産業・文化等を活かした地域振興策の展開が必要である。 ②事業内容：市民が自ら地域の自然、文化、伝統などの魅力を再認識し、それを核とした「地域の魅力再発見事業」を8地域で市と地域住民が協働で実施する。 ③事業効果：地域住民が地域の魅力を再認識し、地域文化の継承等を通して地域の活性化と市への移住・定住促進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | | 地域拠点利活用活性化事業 ①事業の必要性：市内各地域のすみずみまで元気にする取組を推進する中、道の駅など地域の拠点となる施設の活用が必要となっている。 ②事業内容：市内8地域における拠点となる施設を位置づけ、必要な改修を行うとともに、拠点から地域の活性化につながる事業を展開していく。 ③事業効果：地域住民が拠点と認識することで地域全体の活性化の気運が高まるとともに、拠点を活用した活性化事業を実施することで地域への愛着が増し郷土愛が育まれるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |
| | | | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図る必要がある。 ②事業の内容：持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | |

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------|--|---|--|---|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | <p>移住・定住推進事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少と少子高齢化の進行に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、移住・定住を促進するとともに、将来的な移住者を創出することが必要である。</p> <p>②事業内容：本市への移住を検討されている方や定住の目的で移住された方への支援、及び地元を離れた方に再び戻ってきていただくための施策を実施するとともに、テレワークやワーケーションといった新たな働き方に対する環境整備やオンライン移住体験ツアーなど将来的な移住者を創出する施策を実施する。</p> <p>③事業効果：本市への移住者等の増加により、地域コミュニティの維持・活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 本市への移住者等の増加により、地域コミュニティの維持・活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | 地域間交流 | <p>国内友好都市交流事業</p> <p>①事業の必要性：交流をととして豊かな人間性を育むふるさと教育を推進し、人口減少が進む中で交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：ホームステイや文化体験をととしてコミュニケーション能力や広い視野を養う青少年交流、本市の魅力をPRできる市民まつり等への参加、自主的な相互交流をととして絆を深める民間団体交流への支援を行う。</p> <p>③事業効果：交流により青少年の人材育成が図られ、相互連携・相互理解に伴う交流人口、関係人口の増加につながり地域の活性化が図られる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 交流により青少年の人材育成が図られ、相互連携・相互理解に伴う交流人口、関係人口の増加につながり地域の活性化が図られる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | <p>新規就農者研修施設運営事業</p> <p>①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。</p> <p>③事業効果：就農に必要な技術・知識等を修得することにより、農業後継者の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 就農に必要な技術・知識等を修得することにより、農業後継者の育成が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | <p>大豆産地化推進事業</p> <p>①事業の必要性：国内有数の穀倉地帯である本市の広範な水田の有効活用と農業所得の向上を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：土地利用型作物である大豆の生産に対して助成するとともに、現地検討会を開催することにより生産者の栽培技術や生産意欲の向上を図る。</p> <p>③事業効果：生産技術の徹底と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 生産技術の徹底と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| 商工業・6次産業化 | <p>雇用助成金</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：新規常用雇用を行った事業所に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 民間 | 若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--|---|--|---|
| | | 人材獲得応援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：職場環境の充実や福利厚生強化を図る市内企業に対し助成を行う。 ③事業効果：市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | | 創業支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、創業支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保を図る必要がある。 ②事業内容：市内で新たに創業を目指す方や、新分野へ進出する事業者に対して、創業に要する経費や新規雇用に要する費用を助成する。 ③事業効果：新たな雇用の創出につながることで地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 事業者 | 新たな雇用の創出につながることで地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | | 資格取得応援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、地域産業が求める専門的な資格を有する人材の育成と若者の地元定着を図る必要がある。 ②事業内容：資格取得の対象講習を受講した者に対し助成を行う。 ③事業効果：資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・負担金、補助金 |
| | | 工業振興奨励事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、将来にわたり活力ある地域を維持していくためには、産業の振興とそれに伴う雇用の場の創出、特に若者の定着を図る必要がある。 ②事業内容：新規に雇用を創出した市内企業に対し、工場用地や空き工場等の取得に要する経費、設備投資に要する経費を助成する。 ③事業効果：企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や若者の市内定着率向上による地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や若者の市内定着率向上による地域経済の活性化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | | 観光 | 地域の花火大会等応援事業 ①事業の必要性：人口減少や少子高齢化が進む中、各地の花火大会及び花火が打ち上がるイベントの開催に対して支援することにより、伝統文化の継承や花火を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図る必要がある。 ②事業内容：市内各地で行われている花火大会等に対し、その規模に応じた大会運営補助や花火打上業務委託を行う。 ③事業効果：市内で開催される特色ある地域の花火大会等を支援することで、それぞれの伝統文化が継承されるとともに、観光入込客数や交流人口の増加、地域経済の活性化につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 民間 |
| 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------------------|-------------------|--|---|--|---|
| 3 地域における 情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | | |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域における情報化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：地域における情報化を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | |
| 4 交通施設の 整備、交通手 段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | | |
| | 公共交通 | <p>地域交通対策事業</p> <p>①事業の必要性：生活バス路線廃止地域や公共交通空白地域等における高齢者等の日常的な移動手段の確保が必要である。</p> <p>②事業内容：公共交通空白地有償運送、市町村運営有償運送、市の交通システムの実施を図るほか、運転免許証を返納した高齢者等を対象に支援措置を講ずる。</p> <p>③事業効果：既存の公共交通を維持しながら所要の改善を行い、新たな取組を加えることで市民が利用しやすさと暮らしやすさを実感できる公共交通の実現につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 N P O 等 民間 | 既存の公共交通を維持しながら所要の改善を行い、新たな取組を加えることで市民が利用しやすさと暮らしやすさを実感できる公共交通の実現につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | |
| | 交通施設維持 | 橋りょう長寿命化対策事業 | <p>①事業の必要性：日常的な生活交通経路である橋りょうについて、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの削減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの削減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 道路長寿命化対策事業 | <p>①事業の必要性：市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路を、市民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</p> <p>③事業効果：法面・土木構造物・標識・照明等付属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 法面・土木構造物・標識・照明等付属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 通学路歩道整備事業 | <p>①事業の必要性：日常生活に密接に関わり利用されている重要路線について、市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、計画的な歩道等歩行者空間の整備が必要である。</p> <p>②事業内容：通学路緊急合同点検及び通学路安全パトロール等の結果を踏まえ、区画線及びグリーンベルト施工により車道及び歩道部の幅員を再設定し、通行車両の速度抑制対策を実施する。</p> <p>③事業効果：通行車両の速度低下により、安全・安心な歩道が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 通行車両の速度低下により、安全・安心な歩道が確保されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | 基金積立 | <p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|--|------------|--|
| 5 生活環境の 整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 空き家等の適正管理事業 ①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点から、その適正な管理が必要である。 ②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費について所有者に対し助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。 ③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安心して暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 危険空き家等所有者市 | 倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安心して暮らせる生活環境の実現が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 災害に強いまちづくり事業 ①事業の必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災に対する意識の高揚、地域としての防災能力の向上を図る必要がある。 ②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。 ③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自主防災組織市 | 災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 防災ハザードマップ更新事業 ①事業の必要性：水害の発生を前提に市民の自主的な避難を促すことで人的被害の軽減を図るため、洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配布する必要がある。 ②事業内容：国土交通省で行う浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い、作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配布する。 ③事業効果：地域での災害の発生を前提に市民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 地域での災害の発生を前提に市民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | その他 | 下水道施設長寿命化対策事業 ①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全の等の役割を担う下水道施設は今後急速に老朽化することが想定されており、良質な下水道サービスを持続的に提供するためには、計画的な維持管理が必要である。 ②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。 ③事業効果：持続的な下水道事業運営の確保と快適で環境にやさしい生活環境の維持が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 持続的な下水道事業運営の確保と快適で環境にやさしい生活環境の維持が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 公共施設等解体撤去事業 ①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、危険防止と景観保全のための解体撤去を行う必要がある。 ②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。 ③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|--|---|---|--|
| 6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | <p>保育士確保推進事業</p> <p>①事業の必要性：保育所等の待機児童の解消のため、保育士を確保する必要がある。</p> <p>②事業内容：保育士の処遇改善、就労奨励金の支給等を実施する。</p> <p>③事業効果：保育士の就労の促進と離職の防止により保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 法人 市 | <p>保育士の就労の促進と離職の防止により保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p> |
| | 高齢者・障害者福祉 | <p>高齢者生活支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、人口が減少する中で、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。</p> <p>②事業内容：高齢者やその家族に対し、介護予防、生活支援及び家族介護支援のため、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。 ・介護予防デイサービス／要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。 ・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。 ・緊急通報体制等整備／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。 ・要介護者移送サービス／要介護4・5の認定を受けた高齢者を対象に、退院時、移送用車両により自宅へ移送を行う。 <p>③事業効果：高齢者の自立した生活の継続と生活の質の確保を図るための総合的な支援を行うことで、高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | <p>高齢者の自立した生活の継続と生活の質の確保を図るための総合的な支援を行うことで、高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| | | <p>高齢者等除雪サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：高齢者のみの世帯等に対し、道路除雪車で発生する家屋前の雪塊等の除排雪を実施するほか、当該世帯の巡回調査を行い、必要に応じて家屋の除排雪や屋根の雪下ろし等を実施する。また、独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口・通路・住宅周りの雪下ろしにかかる経費の一部を助成する。</p> <p>③事業効果：高齢者等の自立した生活の継続を図るための支援を行うことで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | <p>高齢者等の自立した生活の継続を図るための支援を行うことで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備につながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> |
| | <p>基金積立</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市 | <p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | <p>特定不妊治療・不育症治療費補助金</p> <p>①事業の必要性：市民の出産希望を叶え、少子化対策にも有効な不妊治療等については、治療費が高額で経済的負担を伴い、治療をためらうケースもあることから、当該治療に対する支援が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び体外受精、不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費の助成を行う。</p> <p>③事業効果：直接出産に結びつくため少子化対策としての効果が大きいことから、安心して子を産み、子育てを楽しむ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> | 市民 | <p>直接出産に結びつくため少子化対策としての効果が大きいことから、安心して子を産み、子育てを楽しむ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p> |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|---|----------|---|
| | | 大腸がん検診研究事業 ①事業の必要性：大腸がんによる死亡率が高い本市において、その早期発見・治療が大きな課題となっており、有効な解決策として本事業を実施する必要がある。 ②事業内容：便潜血検査に加え内視鏡検査による有効性評価を行う研究事業（国立がん研究センター、昭和大学）に参画する。 ③事業効果：大腸がんの早期発見・治療と死亡率の低下を目指す研究事業により、働き盛り世代等過疎地域振興の担い手減少の歯止めめに大きく寄与するため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 大腸がんの早期発見・治療と死亡率の低下を目指す研究事業により、働き盛り世代等過疎地域振興の担い手減少の歯止めめに大きく寄与するため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。 ②事業の内容：医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 義務教育 | 体験的学習時間支援事業 ①事業の必要性：児童生徒が生涯にわたる学習の基礎を培っていくため、児童生徒の興味関心を生かした自主的、自発的な学習を推進するとともに学校独自の計画や地域の特色を生かした弾力的な学習を推進する必要がある。 ②事業内容：各小中学校に対し、宿泊体験や地元企業への職場見学、地域の行事への参加等の体験学習活動を実施するための経費を補助する。 ③事業効果：地域の方々との関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 地域の方々との関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習が可能となるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | 生涯学習・スポーツ | 小・中学生ウインタースポーツ推進事業 ①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進として、地域資源を活かした教育の推進が必要である。 ②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。 ③事業効果：本市の自然環境等地域資源を活かした体力づくりは、児童生徒の学力、心力、体力のステップアップだけではなく、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 本市の自然環境等地域資源を活かした体力づくりは、児童生徒の学力、心力、体力のステップアップだけではなく、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | スポーツ少年団補助事業 ①事業の必要性：子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため、スポーツ少年団が充実した環境の中で活動できる体制を整える必要がある。 ②事業内容：大仙市スポーツ少年団本部事業及び各支部事業の補助を行う。 ③事業効果：子どものスポーツ機会の充実に努めることで、青少年の心身の健全な成長とスポーツの振興を図ることができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 団体 | 子どものスポーツ機会の充実に努めることで、青少年の心身の健全な成長とスポーツの振興を図ることができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | | スポーツ少年団派遣費補助事業 ①事業の必要性：スポーツ少年団に属する子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため活動支援を行う必要がある。 ②事業内容：大仙市スポーツ少年団に登録している団体を対象に、全県・東北・全国大会参加の際の交通費と宿泊費を補助する。 ③事業効果：大会の派遣に対して支援を行うことで指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会で優秀な成績を収めるなど、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識高揚が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 団体 | 大会の派遣に対して支援を行うことで指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会で優秀な成績を収めるなど、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識高揚が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|------------------|--|----------|--|
| | その他 | 各種大会派遣費補助事業 ①事業の必要性：教育活動としての部活動を奨励し、大会等への積極的な参加を促すことにより、将来の担い手である児童生徒の心身の成長につながるるとともに、地域の小中学校の活躍により、地域の活性化が図られることから必要な事業である。 ②事業内容：学校教育活動の一環として対外的な部活動の大会、各種コンクール、研究発表会等の参加経費を補助し、大会参加に係る安全な移動手段の確保、保護者の経済的負担の軽減を図る。 ③事業効果：日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動により、児童生徒の活躍で地域全体が盛り上がり、また、児童生徒が地域の支援を感謝し、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 民間 | 日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動により、児童生徒の活躍で地域全体が盛り上がり、また、児童生徒が地域の支援を感謝し、地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にもつながるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：教育の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | 自治会育成支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化等が進み、コミュニティ機能が低下しつつある集落・町内等の維持・活性化や振興、課題の解決を行うために必要な事業である。 ②事業内容：市内の自治会等の自治活動及び地域づくり活動を支援する。 ③事業効果：自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで住民が誇りを持ち生き生きと暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自治会等 | 自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで住民が誇りを持ち生き生きと暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | | 地域協働雪対策事業 ①事業の必要性：冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組むことが必要である。 ②事業内容：地域内の高齢者等世帯の除雪、雪下ろしや道路除雪に取り組む自治会等を支援する。 ③事業効果：住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりが図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 自治会等 | 住民参画と協働により、安心して住み続けることのできるまちづくりが図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金 |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。 ②事業の内容：地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------|---|
| 11 再生可能 エネルギーの 利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立 | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。 ②事業の内容：再生可能エネルギーの利用の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| 12 その他地 域の持続的発 展に関し必要 な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域振興事業 ①事業の必要性：地域が抱えているそれぞれの課題に対して自主的かつ主体的な解決に向け、住民と行政との協働のまちづくりを推進し、集落の維持及び活性化を図るために必要な事業である。 ②事業内容：地域ボランティアの育成、地域住民との協働の事業、地域団体が事業主体となる事業等について、地域団体と行政との協働実施や、事業主体となる地域団体への助成を行う。 ③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 自治会 の連合 体等 | コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 地域の魅力再発見事業 ①事業の必要性：地域の持続的発展に向けてまちづくりを進めていく上で、地域の歴史・産業・文化等を活かした地域振興策の展開が必要である。 ②事業内容：市民が自ら地域の自然、文化、伝統などの魅力を再認識し、それを核とした「地域の魅力再発見事業」を8地域で市と地域住民が協働で実施する。 ③事業効果：地域住民が地域の魅力を再認識し、地域文化の継承等を通して地域の活性化と市への移住・定住促進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 地域住民が地域の魅力を再認識し、地域文化の継承等を通して地域の活性化と市への移住・定住促進が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 地域拠点活用活性化事業 ①事業の必要性：市内各地域のすみずみまで元気にする取組を推進する中、道の駅など地域の拠点となる施設の活用が必要となっている。 ②事業内容：市内8地域における拠点となる施設を位置づけ、必要な改修を行うとともに、拠点から地域の活性化につながる事業を展開していく。 ③事業効果：地域住民が拠点と認識することで地域全体の活性化の気運が高まるとともに、拠点を活用した活性化事業を実施することで地域への愛着が増し郷土愛が育まれるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 地域住民が拠点と認識することで地域全体の活性化の気運が高まるとともに、拠点を活用した活性化事業を実施することで地域への愛着が増し郷土愛が育まれるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |
| | | 過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図る必要がある。 ②事業の内容：持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 | 市 | 財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 |